

佐々吉永家文書書下し文

(1頁)

(1) おお しんでん

佐々川河口里付近から小浦方面に至る

干拓地。寛文四(一六六四)年小浦の

赤崎から開始。延宝三(一六七五)年

足かけ十二年を要して完成

(2) しおどめ

潮止め堤防の完成

(3) どい

堤防

(4) だい かぐら

平戸神楽一劍の舞等、完成を祝って舞う。

龍神を祭る

(5) ふしん ぶぎよう

土木工事の監督・責任者

(6) おお こがしら

佐々普請組の役の一つ。組頭のもと小頭・

平土二十五名の長

(7) いわし ぶち

佐々の地名。最も難工事だった所

(1)
佐々村潟大新田御築立て書留め

一、
寛文四申辰年赤崎より御普請初まる

御家老

山瀬新五兵衛殿、お越しなられ候

一、
延宝三乙卯年十月汐どめ

合わせて十二年にて土肥御築立て成就

龍神御祭り

(4)
土肥にて大神楽あり

(5)
御普請奉行

吉村市郎左衛門殿 御支配

(6)
大小頭 吉永七郎右衛門

同 廣川善右衛門

一、
延宝四丙辰年初めて作初まり

一、
貞享二丁丑(正しくは乙丑)年五月二十三日夜洪水にて大新田土肥三か所打ち破り、赤崎・いわし渚・

(1) けんち

土地の広さ、土地の等級を調べて税の比率を定める

(2) けんち ぶぎょう

検地を担当する役人

(3) てだい

地方役人。郡代や代官の部下

(4) ぐんだい

郡奉行の下に属し平戸領を六つに分けたものの一つ。農業をはじめとする産業の振興、徴税、民政、警備等に関する責任者

(5) かんじょう がしら

勘定奉行の支配に属し、年貢等諸税徴収に関わる仕事をする役人

(6) たか

田畑の収穫量・土地の生産量を示す石高

(7) ものなり

米にかかる年貢

(2 頁)

蔵の下御普請成就より十一年目なり、六月赤崎より御普請初まり十月汐止めあり

一、貞享三戊寅（正しくは丙寅）年十一月末より御検地あり

(2) 検地奉行 山口伊右衛門殿 手代 (3) 山口兵左衛門殿

(4) 御郡代 山田宇平次殿 同 永石六左衛門殿

十二月末御検地おしまい

一、貞享五辰二月、須崎横道通りより沖方免御検地初まり

(5) 検地奉行・勘定頭 金丸弥七兵衛殿 手代 近藤孫右衛門殿

御郡代 山田宇平次殿 同 西川儀左衛門殿

一、田方五十一町七反八畝二十一歩半

(6) 高 七百九十九石四斗三升九合

右御築立大新田御物成、相納め候分

一、田方五十五町四反二畝十九歩

高 八百三十六石七斗三升二合

(1) たかもり
年貢の比率を決める

(2) せいちよう (すましちよう)
土地の場所・種類・面積・石高・持主
などを記録した帳簿。検地帳のこと

(3) たかまえ
御清帳に記載してある石高

(4) ひきだか
差し引き高

(5) ものなり
本年貢

(6) だいかん
郡代管轄の地域内で数か村を管轄した

(7) しょうや
郡奉行・郡代に属し、初頭・五人頭・
筆取・升取(ますとり)などを指揮して
村方の行政の仕事をする役人

(8) てんま

伝馬船のこと。端船(はしづね)・脚継
船(あしつぎぶね)ともいう。陸地と海上
の大船との間を往復して、荷物の陸揚げ
や乗組員の往来などに使用された小舟

(9) ちようもと

金銭の収支や勘定などの帳簿をつかさ
どる役目、又その人。金銭出納の責任者

(10) はまし

郡奉行・船奉行に属し、浦年寄の下で浦
方の行政にたずさわる役

(11) さすがしら

免に一人置いて、免の年貢の徴収やそ
の他の庄屋事務を補佐した

(3 頁)

右大新田土肥外^{そとがた}⁽¹⁾ 御高守御座候分、古石垣御座候

一、寛政九巳年^{かんせい}御清帳^み写し、御高前左の通り

大新田

一、元 田方六十四町四反五畝九歩半

高 千三十一石三斗四升三合

内 十二町七反九畝二十歩

高 二百三十三石二斗一升一合 万引高^{よろず}⁽⁴⁾

残して

五十一町六反五畝十九歩半

高 七百九十八石一斗三升二合 御物成、相納め候分⁽⁵⁾

一、安永二癸巳年^{あんえい}閏三月二十日、大新田荒地見取所^{みずのとみ}検地あり^{うるう}

御高相きめ候

検地奉行勘定頭

川尻武右衛門殿

御郡代

井上宗左衛門殿⁽⁹⁾

役人帳元

有浦今右衛門殿

手代

南部金次兵衛殿

代官⁽⁶⁾

原幸左衛門⁽⁷⁾

庄屋

橋本貞八⁽¹⁰⁾

浜使

恋塚兵八

里初頭⁽¹¹⁾

初右衛門

いわし洲にて唐(投)あみ打ち、天満⁽⁸⁾
にて横田留蔵殿・吉永斧左衛門兩人、
大鮒・小鮒・鯰とり、土肥にて直ちに
肴とあいなり酒事あり

- (1) ごにんかしら
村方で初頭のもと、徴税に関する仕事をする役
- (2) いび
水門（水路）
- (3) おおうて
水門の海側に面した堤防か？
- (4) つくり
耕作する所
- (5) えごすじ
遊水池に面した通路
- (6) たかひけ
生産高より引く。税の対象にしない
- (7) たかがかり
村高に応じて課される百姓役。夫役（労役の代りに出す米・金のこと）・夫金などがある
- (8) かわしもしんでん
相浦にある新田
- (9) うらばん
保証をする

同	村木衆之助殿	古川初頭
同	中倉郡之丞殿	喜右衛門
同	雪浦崎右衛門殿	口石初頭
同	国富小善太殿	里五人頭 (1) 檜右衛門
		林左衛門
		御普請組大小頭
		吉永斧左衛門 三十七才

(4 頁)

一、大新田赤崎大井樋大うて入用土取り場、小浦助次郎作、本え筋横一間通り左右共にえご浚えの時、土掘上げ申し候場所⁽⁷⁾に御座候に付き御高相なり申さぬ趣にて、高引け居り申し候内、一反は土取り場に相決まり御高懸り申さず候、瀧左衛門作同様その外え筋同様の事、本土肥急なる御普請出来仕り候節は、勝手次第に土切り跡の義は御見分の請け、いづれ共御指図これあるべく候間、左様相心得らるべきとこれあり候に付き書き記し申し候、吉永斧左衛門、同二十一日雨天御清帳おきめ、同二十二日相神浦の様お越し川下新田同様お改めの由⁽⁸⁾

一、いわし渚・荒地渚共に四反七畝十歩、内一反土取り場に引き残りて三反七畝十歩、土肥土取場に受取り斧左衛門願いさし出す

(5 頁)

安永三年三月願いの通り相済み、飯野幸太夫殿裏判あり、郡代井上宋左衛門殿・代官原幸左衛門・庄屋橋本貞八、代相済み受け取り申し候⁽⁹⁾

(1) こうみょうじ
平戸にある浄土真宗の寺

(2) しおはま
塩田

(3) ひらぐみ
一般の組士、隊員

(4) こがしら
佐々普請組の役の一つ。組頭・大小頭
の下四名がいて、平士の監督をする役

(5) しおざかり
満ち潮

(6) うらめつけ
浦方を支配する役人。代官との兼役も
ある

(7) きもいり
庄屋に次ぐ村の世話人

(8) ふでとり
書記役。庄屋を助ける、転勤あり

(9) てざし
干渉する、手出しする

一、安永三年三月二十日小浦潟地・光明寺塩浜新田願いの処、大新田外古石垣内、御高守荒地に懸け願いに付き御見分あり

御奉行

代官

(3)
平組

中嶋十蔵殿

原幸左衛門

坂口太次衛門

勘定頭

庄屋

石田郡助

飯野幸太夫殿

橋本貞八

御郡代

御普請組大小頭

井上宋左衛門殿

(4)
吉永斧左衛門

帳本

小頭

永石常之助殿

石田武助

手代

同

南部金次兵衛殿

真藤有右衛門

同

木寺富三郎殿

(6 頁)

右潮盛りに船より一通御見分、潟上り候てより御高守の内荒れ御検地あり、乗船も三艘かねのてよりお乗りなられ、十蔵殿御指図にて御自分御乗船には幸太夫殿・宋左衛門殿・幸左衛門・斧左衛門・武助・貞八・兵八しめ乗り申し候様との義に付き、一船に乗り組み御見分相済み、兵八所にお上り御酒あり、光明寺より酩酊酒(銘酒カ)一桶一樽参り、浦目附下川芳右衛門・青木小左衛門・光明寺役人十之助と申す仁参り、小浦肝煎樽左衛門・清吉・里村筆取友八・口石初頭檉右衛門・里初頭初右衛門・老人出候様との義にて、左平次・孫左衛門・大勢罷り出候事、この古石垣、以後以後御新田御取り立てあるべく御座候間、堅く石一本にても所中手指し申さず候様相心得申すべき旨、十蔵殿仰せ渡され候に付き書留め置き申し候

(1) もやい(もあい)
共同で物事を行ったり、所持する。
又、その組織

(2) みず かせし
水流を弱めるために杭や石で作られたもの

(3) だんべい (だんべい)
船の呼称。平底で舷側の低い長大な船体の特徴とするダ団平船

(4) はね
水返しのこと

(5) じょうもの なり
年貢高を豊凶に関らず平均にしたもの

(6) せいちよう かたがき
清帳の書式のものか？

(7) いび
水路、水門(田に水を注ぎ、不用の水を排水する為の水門)

(7 頁)

一、光明寺塩浜新田願い済み、安永三年七月より取りかかり、同年十一月二十三日潮どめあり

一、安永四 未^{ひつじ}三月末頃より塩取りかかり

一、安永二癸巳年黒石新田築立て潮どめあり、古川酒屋青木小左衛門・石田武助二人最合にて安永三甲午^{きのえうま}年より作づけあり、安永五申五月二十五日風雨にて打ち切り

一、安永三甲午正月より新水返し⁽²⁾一か所御普請取りかかり、段平相願いさし越され船頭今西六太夫、はね⁽⁴⁾長さ二十間、横四間上り、

七尺に築立て^{つきた}申し候

一、安永四 未^{ひつじ}十月四日赤崎土取り場、小倉作助、請け持ち作所高願い済み検地あり、去る年改めの通り相きめ、御普請の節土取り申し候までは定物成り、御清帳形書に相きめ候、土不足の時は何時にても勝手次第に土切り取り申すべく候事

検地奉行

代官

鴨井助五平殿

大浦小一左衛門

その他

御郡代

庄屋

井上宗左衛門殿

吉田五右衛門

小役人中

帳本

濱使

都野川郡兵衛殿

福田形右衛門

書留め置き候

手代

大小頭

浦瀬辰平殿

吉永斧左衛門

一、安永四 未^{ひつじ}八月三日口石村大浦弥太六、大新田井樋番申しつけ相勤め申し候⁽⁷⁾

(1) いっそう
水門を数える単位か？

(2) とうこうじ
佐々町羽須和免にある曹洞宗の寺。
開創永享八（一四三六）年

(3) くり
寺院の台所。転じて、住職又はその家族の住む所

(4) まき なおし
やり直す。物事を初めから改めてする

(5) ちゅうこしよう
平戸藩身分制の一つ。平戸藩の身分制度は、上から
一・家老、中老、物頭、物頭並、中老嫡子格、大小姓、馬廻り：ここまでが一般の侍である。
二・役馬廻り、中小姓、徒士組、弓組、足輕の順となる

(6) はちばく
米を分解して八と木に分けたことば。米のこと

(7) かしら つき
組頭につき従って、頭の赴任先へ同行すること

(8 頁)
先祖書
吉村市郎左衛門殿御代
一、安永四未年赤崎地の井樋岩伐り、一艘内一尺切り入り、沖の手一艘右同断、四寸ほど切り入り
一、安永六西冬より戌年⁽²⁾にかけ、東光寺庫裏作事あり
一、安永八亥六月十七日より大新田内井樋西の一艘新巻直し、水通し四尺五寸、長さ五尺八寸
右の口々、先祖より親斧左衛門書留め文化四丁卯四月三日書き改める

先祖書

吉村市郎左衛門殿御代

一、吉永佐之右衛門十六才にて御普請足輕に召し出され三年相勤め、小頭仰せ付けられ三十二年相勤め、大小頭に仰せ付けられ二十七年、都合六十二年相勤め御暇願い奉り候処、中小姓に召しなされ年々御心⁽⁶⁾附け八木三俵⁽⁶⁾ずつ下し置かれ候

倅右伝次へ直ちに大小頭仰せ付けられ候、親佐之右衛門勤めの内大小頭見習い仰せ付けられ、九年相勤め申し候、本沢甚兵衛殿御代大小頭仰せ付けられ四十二年相勤め御暇願い奉り候処、親同様中小姓に召しなされ、御心附け当時米二俵仰せ付けられ候

倅斧左衛門、親右伝次勤めの内見習い候様八年付添い相勤め申し候処、直に親跡大小頭仰せ付けられ御頭馬渕八郎左衛門殿御代、都合二十一年相勤め申し候、子十一月八日病死仕り候

倅右伝次、親斧左衛門存生の内、城半右衛門殿御目見え仕らせ小頭助御鉄炮、子五月、十月に二詰め相勤め申し候、然る処子十二月二十九日斧左衛門跡大小頭役石田武助に仰せ付けられ、その跡小頭同日右伝次仰せ付けられ候十五才、寛政二戌六月二十三日森田十左衛門殿御代、大小頭見習い仰せ付けられ十一年相勤め小頭都合二十一年相勤め申し候、右小頭勤めの内森田十左衛門殿頭附きにて大坂に一

(1) いまぶくいつけん
今福領民の逃散をさす。佐賀領浦の崎との境界あたりにたむろして佐賀領への編入を訴えた。三回・天明六年・八年・寛政二年

(2) ひのうら
現在の田平港にあった宿場

(3) しきび
用水池で、堤の下部においた導水管。建樋(たてび)より流入した水を用水池外に導く

(4) さんきん
参勤交代。江戸時代、諸大名が一定の時期を限って江戸に伺候すること。交代の期になって封地に就くことの総称

(5) いしゅう
老岐の国。長崎県老岐市

(6) ずいうんじ
平戸に在る曹洞宗の寺

(7) いんどうじ
長崎県老岐市の港町

(8) おにのいわや
長崎県老岐市にある古墳

(9) ちゃくはん
大坂に到着

(10) げこく
江戸から自分の国に戻る

(11) たいはん
大坂に滞在

(12) いしやま おしろ
大坂城のこと

年、右同人⁽¹⁾に付き今福一件の節六十日、神戸勝左衛門殿に付き江戸に一年相勤め申し候、卯十一月近藤

(9 頁)

郡太夫殿御代、親名斧左衛門と改名仕り候事

一、寛政十二申四月二十日、吉永斧左衛門、石田与兵衛跡大小頭仰せ付けられる

御頭高橋市左衛門殿御代

(10 頁)

先祖より四代の吉永斧左衛門代 書留め

一、天明元^{てんめい}丑正月元日大雪にて惣組中の渡海相ならず、日野浦泊り⁽²⁾

一、同正月十一日御普請初め、長屋に於いて組中に盃など致し相しまい申し候

一、同年春 栗林新堤取りかかり出勤、黒石堤敷⁽³⁾樋替え

一、天明五^み巳八月二十八日城半右衛門殿御用にて御登城なされ候処、新組お預けなられ、同日坂為左衛門殿に御普請組お預けなられ、九月二日お引き渡し、右伝次直に相詰める

一、天明七^{ひじ}未二月二十日坂為左衛門御不快に付き、御組さし上げられ候に付き、安藤庄兵衛殿御仮支配⁽⁴⁾
同年九月御参勤の節大坂に於いて、御留守居森田十左衛門殿御普請組お預けなられ候、天明八^{きん}申二月十八日頭付きとして右伝次⁽⁵⁾老州船より平戸出船、人足一人召し連れ、瑞雲寺和尚上下三人、御台所煮⁽⁶⁾

方安永度右衛門、御船手より一人上乗り、右人数同船老州印通寺に着、一日滞船、鬼岩屋等見物致し三月十三日着坂、直ちに中嶋御屋敷に上り樽肴等さし上ぐ⁽⁹⁾

一、甲^{さる}(申力)三月十九日夜、殿様御下国に付き御着坂、同二十日一日御滞坂石山御城お勤めなられ、同二⁽¹⁰⁾
⁽¹¹⁾
⁽¹²⁾

(1) しゅっぱん
大坂を出発

(2) そなえだて
軍事訓練

(3) しょうぎ
陣屋・狩場などで用いられた一種の
腰掛け

(4) さしもの
当世具足の後ろ胴の受筒にさし込む
棹につけた軍中の旗

(5) じょうし
幕府や藩などの意向を伝えるために
遣わされた使者

(11頁)

十二日御出坂遊ばされ候、竹哉殿・藤藏殿・善八殿面談

一、同年八月、森田十左衛門殿大坂に於いて大目附仰せ蒙られ候、同年九月大阪詰め交代仰せ付けられ候旨申し来たり候、代り葉山左内殿仰せ付けられ十月二日着船に付き交代、同二十六日十左衛門殿乗り込み余りに延引に付き、十二月三日筑前姪浜より上り陸行、唐津通り同六日平戸に着、右伝次・為八・五郎吉供にて

十二月十四日大小頭武助、小頭組中惣登り、同十五日立石左兵衛殿より御組引入れ、同十六日滞留、同十七日稽古、同十八日皆々引取る、同十九日休足、同二十五日平戸詰に出勤

十二月二十七日諸組大小頭中新馬場見分仰せ付けられ登り武助相見え、来る西正月三日御備立て前方と違ひ申し候由、西正月三日早朝赤ぬり御門の内に行く、程なく殿様三重御櫓に御出御座候え、新馬場繰り込み組頭順席にしやうぎ(床几)かかり、先に指物持たせ組中二形に並び、先に備え立て段々繰り出し御普請組末席に相備える

一、年号代り寛政元となる

一、同年五月六日御上使平戸に御着、使者屋吉村・谷村御宿になる、同七日御渡海、佐々御昼、中里御泊り、佐々出役には戸川織右衛門殿・御門番・立番・御普請組より松小紋字の羽織・棒、平戸より来る、いずれも戸川織右衛門殿

(12頁)

御指図請け相勤め申し候

一、寛政二戌年二月八日今福一件に付き頭附きにて参り、出役御人数、滞留の日数左の通り

- (1) さきてがしら
先手組の頭・弓・鉄砲の足輕を率いる役
- (2) ふしんぐみ かしら おおめつけ
普請組頭と大目附との兼役を示す。
大目附は家老の下に下目附を指揮して
家中の取締りを行う役のこと
- (3) しろかた やくがしら
郡奉行の配下で材木・大工・木挽・左
官・石工などに関する役
- (4) おさえやく
早岐・小鹿・勝本・生月・大島・高島・
今福に置かれ、キリシタン根絶と国境の
押えの為に置いた役所
- (5) かんじょうやく
領内の徴税等にあずかる役。勘定奉行
の下に五人いる
- (6) しためつけ
大目附の下で家中の取締りに当った役
- (7) おおなんど
衣服や器物の出納をする役
- (8) ぶぎょうしゅう かきやく
奉行の書記役

- (1) 御先手頭御奉行
大小頭
一、瀧川権左衛門殿上下八人 御組引連れ 壱岐与次左衛門
- (2) 御普請組頭・大目付
吉永右伝次 坂口重右衛門
一、森田十左衛門殿上下八人 若党 人足三人
横田甚助 安村金治
- 同九日調川より御組中呼出しにて大小頭石田与兵衛、小頭出口喜三次 平組十二人
- 御先手頭
一、村尾覚助殿上下八人 御組引き連れ、大小頭 井元要八
- (3) 御城方役頭
(4) 一、原半平殿上下五人、追って今福押役仰せ付けられ候
(5) 勘定役
(6) 下目附
一、吉木形右衛門殿上下五人
一、出来嶋利助殿上下三人
- (7) 大納戸物主
志佐筋御郡代 二月五日出立
一、深見又次右衛門殿上下三人
- (8) 奉行衆書役
一、牧山権右衛門殿上下四人
一、貞方多市殿上下二人
- 右御人数二月八日平戸出立、調川村にお越し、九日御延引同十日今福にお越し、肥前佐賀お取合いに相なり、彼の方も浦の崎に出役衆これある由、追々出張りの人数お取りしづめ、召し取り相済み引取り左の通り
二月九日調川庄屋にお出張り、同二十八日お引取り
一、御家老松浦縫殿殿、御上下三十人余、与力組召し連れられる

(1) じゅろう(にゅうろう)
牢屋に入れる

(13頁)

御奉行

一、秋山茂右衛門殿 上下八人 二月九日出張り 同二十八日お引取り

御用人見習い御家老手付

一、古川右衛門兵衛殿 上下五人 出引き 右同断

新組頭

大小頭

一、真壁源五太夫殿 上下五人 御組十五人 小頭二人

小西幸右衛門

新組頭

大小頭

一、安藤庄兵衛殿 上下五人 御組小頭右同断

霜川和左衛門

新組頭

大小頭

一、鳥居兵庫殿 上下五人 御組小頭右同断

大石貞六

右御三人志佐 送りまで船廻り

源五太夫殿・兵庫殿御両人は今福に於いて、二月二十六日召し取りの者二十六人御座候に付き、調川御

つきのかわ

庄屋まで御先手より連れ送り、右御兩人新組に相渡す、二十六日夜通し、同二十七日平戸に連れ越し

(1) じろふ(入牢) 致す

相神浦御普請頭

大小頭

一、立石奎兵衛殿 上下五人 御組十五人 小頭二人

郡郷右衛門

御堺奉行

一、中嶋奎右衛門殿 上下五人

右御兩人、横辺田御堺通りに二月九日お出張り、三月四日お引取り

御作事奉行

一、市山恒八殿 上下四人 才料二人

(1) えむかえしょうや
長崎県松浦市今福町の江迎触にある
庄屋敷

(2) とうどり
集団のかしら、組織の長

右同役

一、原右内殿 上下四人 大工一人

又右御兩人 二月八日御出役、同二十九日御引取り

大納戸役人

一、南部勇平殿 上下三人 二月八日出役 三月二日引取り

(14頁)

御家老書役

一、神田直治殿 上下二人 二月八日出 同二十九日引取り

御台所

一、松永瀧右衛門殿 二月八日出 同二十九日引取り

右同断

一、山崎八百七殿 右同日出 三月十四日引取り

へ

右、今福中の人民年十五以上残らず今福立ち去り、肥前の中、浦の崎小松山に思い／＼に小屋をかけ
居り申し候由、右、お取合いに付き久原押屋敷まで一両度も瀧川、森田お越しなられ、彼の方よりもお
越しあり江迎庄屋にて御対談、二月二十四日・二十五日に、今福人民追々銘々家々に引取り申し候様
子、同二十六日江迎⁽¹⁾庄屋人民残らずお呼び出し御法通りのお書付けお読み聞かせ、その上にて壱人づ
つ名前御呼出し、その前二人その後四人、都合三十人召し取られ候事

右夫々に相納まり、今福に出役の人数早房丸迎に参り、瀧川・森田その外代役中四月八日引取り、原半
平殿^{おさえ}押としてお残り、足軽二人お付けおかれ候事

今福一件、頭取常七と申す者二月二十五日夜逃げ申し候由にて相見え申さず、その後段々お尋ね御座
候て召し取られ、じろふ(入牢)⁽²⁾致し居り申し候、牢屋にて病死致し常七一人、死首打ちさらしになり

(1) かしらづめ
自分の頭の所に詰めている

(2) こうじき
高値。物の値段が高い

(3) やどもと
自宅

(4) ながえぶぎょう
槍の者を指揮して警備にあたる役

(5) たどつ
香川県の港町で金毘羅宮のある地名

(6) こんびら
香川県金毘羅神社。航路の守り神として崇敬されていた

(15 頁)

一、寛政二戌八月九日森田十左衛門殿、御用御登城なられ候処、御先手お預けなられ、御普請組、同日神戸勝左衛門殿お預けなられ候、同十四日お引渡し、直に右伝次詰める

一、同四年子七月二十三日夜大風にて近來の大損耗、頭詰に居り申し候、追々米なども高直に相なり、一俵に二十八匁・九匁、三十目余に相なり申し候

一、同五年丑正月三日御備、勝左衛門殿御頭、寒気強く難義

一、同年正月二十八日勝左衛門殿江戸詰め仰せ付けられ、右伝次頭詰めに召し連れ三月十二日宿元出立、同二十日平戸出船、同二十六日下関着

御普請組頭

一、神戸勝左衛門殿 上下七人 吉永右伝次・山川栄治・世知原幸助、人足に富蔵・百太郎・五郎八郎
(4) 御長柄奉行

一、岩永八郎太夫殿、上下六人 田平より

御用人見習

一、山鹿伊織殿、上下五人

乗合 四人 上下二十一人

一、近藤岐文殿 上下三人

四月三日隙相願い伊織殿、岐文殿乗船伊勢丸に便致し八つ頃多渡津に着船、金毘羅に参詣致し、六十町三里、暮れ過ぎ下向、桜屋と申す茶屋にて酒、茶づけ等食べ夜通し帰る、夜半頃本船に乗り

(16 頁)

同五日兵庫にて乗船、万吉に移り同六日夕川入り、同七日上り八日・九日滞留、九日夜船に乗り同十日伏見に着、支度など相しまい出立、木曾路道中致し滞りなく四月二十四日江戸着、見物など致す

一、同年六月十九日御書到来

(1) げさみ

江戸城番所または見付番所の下座台
にいて登城や往来の大名、諸役人が近
づくのを見て、遠くから識別し下座に
ついでに指示を与えた職。足軽の長が
これを勤めた。下馬見

(2) こばや

小形の早船のこと。矢倉のない船で
二挺立てから四十挺立てまである

(3) あちがわ

安治川。淀川の支流、大阪を流れる川。
大阪への出入り口

(4) ごかいせい

松浦静山の改革。寛政七(一七九五)
年に出された財政立て直し策

(5) しゅっきん つらづけ

出勤簿。平戸藩での呼称は出面(でづら)

(6) いちぶ

一刻の十分の一の時間。十二分

(17頁)

御上にも神田橋御門番仰せ蒙られ、御頭勝左衛門殿、御番所御使者お勤め、即日御番所お請け取り、御番頭戸川織右衛門殿・神戸勝左衛門殿・番目附深江与五平殿・久間貞八殿・千浦庄七殿・近藤岐文殿・平土磯野定兵衛殿・岡清兵衛殿・岡野庄之丞殿、その外表^{おもてちゆう}中代りあい、御徒士目附・御組小頭・⁽¹⁾足軽下座見等お雇い入れ、十日ずつ代り合い、内代り五日ずつ

一、七月二十六日勝左衛門殿病気に付き、神田橋御番頭お断わり願いさし出され候処、願いの通り御免なられ直に下り仰せ付けられ候、九月六日江戸出立、甲州木曾道中致し八坂玄悦殿同道、同二十三日大坂に着、同二十五日小早⁽²⁾乗り込みあぢ川⁽³⁾出船、十月十四日朝平戸に着、栄治・幸右衛門・人足は吉田の者久作と申す者連れ下り同十五日罷り帰る、同十七日又々登り⁽⁴⁾与兵衛殿惣組中登り、同十八日御道具引き入れ、同十九日稽古相しまう

一、寛政六寅⁽⁵⁾三月十四日勝左衛門殿御死去に付き御組さし上げられ候由、与兵衛殿参り合わせ喜三次詰め、立石奎兵衛殿仮支配

一、同年十二月二十三日近藤郡太夫殿お預けなられ、卯四月朔日⁽⁶⁾御道具御組引き入れ、直ちに相詰め
一、寛政七乙卯六月朔日より御改正⁽⁴⁾仰せ出され、両御普請組、去寅⁽⁵⁾年当正月より五月迄、組勘定取り調べさし出し申し候様にと申し来り、急に仕立てさし出し申し候

一、佐々組支配御普請奉行、木寺紋右衛門殿に仰せ付けられ、日々出勤、組中出勤面附け致し大小頭名前⁽⁵⁾印形致し候上、⁽⁶⁾印形日々御座候

一、川下組御普請奉行・中田万之允殿、右同断、御普請場出引き休み刻限、勘定場書き出し左の通り
一、朝五つ時出勤、昼休み前一步⁽⁶⁾ずつ両度休み九つ時より中飯休四歩、それより一步⁽⁶⁾ずつ両度休み夕七つ

(1) 工うふしんがたぶぎよう
土木工事の管理者、責任者

時引き申し候

(18頁)

右の通り日々出勤仕り候段、両組共御勘定所書き出し置き申し候

一、御領分郷普請方奉行・山口野左衛門殿、今浦番助殿仰せ付けられ候

一、同年八月十四日大新田外潟塩浜御築立て御沙汰にて御内見分、山口野左衛門殿・木寺紋右衛門殿・中田万之允殿

一、同十五日御見分御立合い人数、左の通り

御奉行

神戸衛士右衛門殿

御郡代

沢村弥惣衛殿

普請奉行

木寺紋右衛門殿

勘定役

日高治左衛門殿

普請奉行

山口野左衛門殿

右同断

中田万之允殿

帳本

南部曾平殿

庄屋

松田勘六

手代

長嶋五平次殿

小佐々同

大浦宗助

同

大曲助治殿

浜使

田嶋孫次郎

代官

牧山左忠次殿

作目付

宮原治藤太

大小頭

石田与兵衛

里村初頭

安左衛門

(1) さんしゃぐう
佐々町に在る三柱神社

(2) みたじり

塩田の先進地。現、山口県防府市南部の地名。元禄元(一六八八)年以後、塩田が開けた。その後、瀬戸内海で屈指の潮の生産地となった

(3) はまし
塩田の技術者

(4) ぞうし
雑仕の当て字。転じて雑役をする者を指す

小頭

吉永右伝次

平組

横田直右衛門

同

出口要蔵

右人数立合い見分あり

(19頁)

一、同年九月九日 三社宮御幸願い相済み一日帰り⁽¹⁾

一、同年十月十四日中国三田尻より浜師お雇い下し相なり、田助さつまや喜市同道にて四人連れ参り同十五日立合い見分左の人数⁽²⁾⁽³⁾

普請奉行

山口野左衛門殿

木寺紋右衛門殿

石田与兵衛

吉永斧左衛門

横田直右衛門

庄屋代

山守友助

田嶋孫次郎

初頭安左衛門

小役人中

三田尻浜師

浜屋庄兵衛

西村屋

松右衛門

太平 三人

一、御領分中の潟地これある場所序で見分仰せ付けらるべき旨に付き、木寺紋右衛門殿、大小頭代役にて吉永斧左衛門・出口要蔵・才料など・浜師三人喜一連れ廻り、斧左衛門荷馬一疋下され蔵司(雑仕力)用意

(1) かかり
六か所に分けた郡代の受持ち地域。相
神浦筋郡代の懸所の一部

一、同十月二十日川下潟見分、同二十一日立合い

普請奉行

川下大小頭

一、木寺紋右衛門殿

馬場崎右衛門

小頭御組

右同断

一、中田万之允殿

吉永斧左衛門

初頭徳右衛門

代官

一、立石権助

才料

出口要蔵

小役人

山口庄屋

松野豊助

浜師
四人

一、亀嶋平之助

是は木寺氏付人

新田庄屋

一、末永義左衛門

(20頁)

一、同二十三日佐世保潟見分

普請奉行

代官

一、木寺紋右衛門殿、

里森三衛門

吉永斧左衛門

松野豊助

同断

庄屋

一、中田万之允殿、

富川和太助

出口要蔵

初頭 浜師
筆取

一、同二十四日早岐広田懸⁽¹⁾大手原潟見分

普請奉行

里庄屋

大小頭

才料

木寺紋右衛門殿

豊村留平次

吉永斧左衛門

松野豊助

代官

七種笹右衛門殿

広田庄屋

平組

出口要蔵

浜師四人

小役人中

(1) こやくにん ちゅう
地位の低い役人達

(2) はまし

浦方の役人で村の庄屋に当る

(3) さいりよう

指揮・監督する役

(4) ふでとり

筆記役。年貢米の調査や見分などを
記録する

(5) はいき おおてばる

現在の長崎国際大学付近

一、赤子外湯見分、こぶすわ湯、是は早岐町原惣市願い済みにて辰巳年、新田に築立て候

一、同二十七日江迎湯見分、土肥長さ千百間、町数四十町六反余

代官

普請奉行

木寺紋右衛門殿

庄屋

富野平助

出口要蔵

浜師四人

松野豊助

(1) 小役人中

一、同二十九日、志佐湯見分

普請奉行

木寺紋右衛門殿

庄屋

市山甚助

(2) 浜使

富田治助

松野豊助

(4) 筆取直助

(3) 才料

代官

松本茂八

吉永斧左衛門

出口要蔵

浜師四人

小役人中

一、十一月二日、御厨大崎小嶋湯見分

普請奉行

木寺紋右衛門殿

庄屋

松田長左衛門

組

出口要蔵

浜師四人

代官

日高鹿右衛門

吉永斧左衛門

才料

松野豊助

小役人中

(21頁)

右の通り御領分中、湯地見分相しまい、十一月三日平戸へ渡海

一、両日延引、同六日宿元に引取り

一、早岐大手原御手初めに來春御築立ての節、佐々湯まずお見合せ

(1) ちようもと
記録係

(2) とうしよくてつけ
当番家老の代理

十二月六日、早岐大手原御見分お越しの人数左の通り

普請奉行

代官

才料

山口野左衛門殿

林左次平

松野豊助

庄屋

同

木寺紋右衛門殿

豊村留平次

筒井勇吉

小役人中

同

中田万之允殿

豊嶋重兵衛

同

折原牧右衛門

大小頭佐々

小頭

石田与兵衛

吉永斧左衛門

組

里崎貞助

浜師

三人

松右衛門
太平

庄兵衛

同 川下

組

馬場崎右衛門

堀量助

小浦より

重左衛門

内々にて兩人

市左衛門

一、同十二日平戸よりお越しに付き、御見分立合いの人数左の通り

御奉行

(1) 帳本

神戸衛士右衛門殿

松尾要之助殿

(2) 当職手付

長村内蔵助殿

代官

林 左次平殿

才料

筒井勇吉

勘定役

日高治左衛門殿

同

七種笹右衛門殿

折原牧右衛門

山本兵吉

松野豊助

ベ 四人

(1) はいきおさえやく
舳峯(へのみね)番所や向後崎番所など
で境目、異国船の取締りにあたった

(2) うらめつけ
浦方の役人を指図する役か

(3) はぐち
堤防の斜面

(4) ぎんだかじゅつかんめ
一貫目は千匁(三、七五^g)。
銀六十匁を一両として百六十両余と
なる

(5) つもり
見積り

(6) せいせい(せいぜい)
誠実

(1)
早岐押役

原 半平殿

普請奉行

山口野左衛門殿

庄屋

豊村留平次

(2)
浦目付

崎田民八

同

木寺紋右衛門殿

同広田

豊嶋重兵衛

浜師

浜屋庄兵衛

同

中田万之允殿

大小頭代

吉永斧左衛門

西村屋松右衛門

防州太平

平組

出口要蔵

小役人中

(22頁)

右の通り御見分の上来辰春^{いよいよ}弥^{いよいよ}御築立てに相きまり、同十五日羽口方生月石屋忠助に請負^{うけおい}に仰せ付けられ候

一、土肥長さ六百間、銀高⁽⁴⁾十貫目にて石垣築立て、生月忠助請負い

一、同土手、銀高八貫六百四十目にて両御普請組に仰せ付けられ、左の通り

御請書^{おうけしよ}

一、大■大手原湯地御築立に付き、土肥土の分私共方より積⁽⁵⁾り出しの通り、日雇い召仕い御築立て仰せ付けられ畏^{かしこ}み奉り候、即ち積⁽⁶⁾り前銀高八貫六百四十目にて誠請仕らせ、御築立て申上ぐべく候、右お請け書^か斯^かくの如く御座候 以上

卯

十二月十五日

吉永斧左衛門

馬場崎右衛門

石田与兵衛

(1) ひらぐみ
役職についていない平の者

(2) とおのさき
広田の崎

(3) たべ
食べ。ここでは「酒を飲み」

同十六日早岐より引取り、同十九日直に平戸へ罷り越し、同二十一日罷り帰る

一、寛政八^{かんせい}辰^{たつ}正月六日より 大手原に出張り、左の通り

山口野左衛門殿

石田与兵衛

(1) 平組

出口要蔵

才料中

大 佐々

吉永斧左衛門

木寺紋右衛門殿

馬場崎右衛門

同

中野忠右衛門

中田万之允殿

大 川下

郡 治右衛門

一、同九日御普請初め、杭打ち積等差し出し候事、追々土肥土手

(23頁)

請負に相願い候に付き、口々相渡す

一、同九日夜より雪降る、同十日同十一日久方の大雪、寒気強く諸木寒痛みにて枯れ申し候

一、同年四月六日潮留め、残らず請負にて潮止め滞りなく留り

御当職手付

長村内蔵助殿

普請奉行出張

御越

山口野左衛門殿

井樋普請にて

早岐押

大小頭

両組より二十人程

原 半平殿

石田与兵衛

小頭

吉永斧左衛門

浜屋

同

郡 治右衛門

才料中

役人老州

一、御役所遠崎に新しく出来、許斐衛七殿下代一人、御役所にて内蔵助殿より御酒茶碗にて仰せ付けられ、組中にも仰せ付けられ宿にて給⁽³⁾へさせ、石工にも備え物御酒仰せ付けられ候

(1) ふづかい
使用した人夫

(2) しょしき つかいよう
いろいろの品物に使った費用

(3) おためし しおはま ひらきたて
御試し塩田を開く作業

(4) はまこ
塩田の作業者

(5) はまもち
塩作り

(6) ごうん じよう
雑税の一種。 商工・漁獵・運送など
の營業に課した。ここでは製塩に課した
税

(7) おあずけ なられ
支配するよう命ぜられ(お頭に任せられ)

(8) しんぐみ
平戸藩の足輕で編成した組の一つ

(9) かわらけ
素焼きの杯。儀式としてのお酒をいただ
くこと

(10) おさきて どう まえぐみ
平戸藩の足輕で編成した組の1つ。
新組も同様

五月二十三日引取り又々出勤、夫仕い並びに諸色遣い用帳面等取り調べ、役人衆引合い相済み、六月二十八日引取り申し候

一、御試塩浜開立、庄兵衛引請け出来仕り、三田尻より浜子六人連れ下り、六月二十六日浜持初めて致し候、未年まで十二町出来候由、右塩浜寛政十二申年、田平高橋伊平、早岐福田平助に御運上にてお渡しなられ候由

△一、辰八月近藤郡太夫殿御隠居に付き御組さしあげられ、御道具御屋蔵に相納め、森宇太夫殿仮支配
△二、同日吉村市郎左衛門殿へ御預けなられ、同九日お引渡しに直に詰める

(24頁)

△一、寛政十年十月七日吉村市郎左衛門殿新組お預けなられ、普請組高橋市左衛門殿お預けなられ、与平忌中、自分に申来たる、同十日平戸へ渡海同十四日御組引渡し、御道具御屋蔵相納める

一、十一月五日御道具お引入れる

△一、享和三亥二月五日高橋市左衛門殿新組お預けなられ、普請組酒井弥右衛門殿にお預けなられ候、同十二日御組引渡し、拙者・小頭有助・小頭善右衛門・小頭甚右衛門・平勇平・勇助へ相済み新御頭にて御土器吸物三つ本膳出し、夜に入り四つ頃引取る

一、文化二丑正月十一日酒井弥右衛門殿新組お預けなられ、普請組同日本沢甚兵衛殿にお預けなられ候、二月八日御組引入れ

一、文化三寅八月十四日本沢甚兵衛殿新組お預けなられ、普請組成田紋左衛門殿にお預けなられ、九月五日お引入れる

一、文化六巳五月十六日成田紋左衛門殿御用にて、御先手同前組お預けなられ、御普請組長崎に於いて宗

- (1) おお そなえ
軍事演習
- (2) そなえ
軍事訓練
- (3) さんけ
松浦家の一族。高野谷・串が崎・西口の
三家を指す。 いずれも高千石
- (4) ひる やつ とき
午後二時
- (5) こや がかり
飯小屋をつくり
- (6) よる このつ とき
午前零時
- (7) やつ とき
午前二時
- (8) しょう ぞく
装う。身支度する
- (9) ぐそく (10) ななつ とき
よろい 午前四時
- (11) あけ むつ
午前六時
- (12) いつ とき
午前八時。五つ半は午前九時
- (13) りんじ ふち まい
臨時の給与として米を一升
- (14) いび
水門（田に水を注ぎ入れ、不用の水を
排水する為の水門）
- (15) かり どれい うちきり
仮設の堤防が破れた
- (16) あさ かみしも
武士が礼服として着用した。麻布で作
られたかみしも（袴）

像平次左衛門殿お預けなられ候、留守中に付き鮎川庄吉殿御飯支配、同年十二月二十五日お引き渡
し、前日御道具引き入れる

(25 頁)

- 一、寛政八辰十二月七日大備、御旗本御備あり (1) (2)
- 一、同十二月十五日御三家御備え、一番備松浦典膳殿・士組足輕二組・与力・御長柄御旗・二番松浦縫殿 (3) (4) (5) (6)
- 殿・右同断、三番松浦内膳殿・右同断

三十才

- 一、佐々御普請組頭吉村市郎左衛門殿・大小頭石田与兵衛・小頭大瀬甚右衛門・吉永斧左衛門・石田儀兵衛・真藤有助組中相揃い兼右衛門一人病氣参らず、松浦縫殿殿御備えに付く
- 一、同十四日昼八つ時御城内に繰込み、仕切り御門外に小屋かかり、諸組々小屋に入り夜九つ時飯事相しまい、八つ時将（装）束致し具足 甲着く、七つ時御馬屋馬場に相揃い、同十五日明六つより繰出し、先備えより新馬場相備え五つ時相済む、御家老初め御侍中足輕迄、御庭にて御土器頂戴仰せ付けられ、五つ半頃御頭に参り、御酒吸物出たて旅宿に引取り、同十七日引取る、小宿に一人前三分ずつ宿払い、上より仰せ付けらる、組中臨時扶持米一升ずつ仰せ付けられ候、備立ての次第、付紙 (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (327) (328) (329) (330) (331) (332) (333) (334) (335) (336) (337) (338) (339) (340) (341) (342) (343) (344) (345) (346) (347) (348) (349) (350) (351) (352) (353) (354) (355) (356) (357) (358) (359) (360) (361) (362) (363) (364) (365) (366) (367) (368) (369) (370) (371) (372) (373) (374) (375) (376) (377) (378) (379) (380) (381) (382) (383) (384) (385) (386) (387) (388) (389) (390) (391) (392) (393) (394) (395) (396) (397) (398) (399) (400) (401) (402) (403) (404) (405) (406) (407) (408) (409) (410) (411) (412) (413) (414) (415) (416) (417) (418) (419) (420) (421) (422) (423) (424) (425) (426) (427) (428) (429) (430) (431) (432) (433) (434) (435) (436) (437) (438) (439) (440) (441) (442) (443) (444) (445) (446) (447) (448) (449) (450) (451) (452) (453) (454) (455) (456) (457) (458) (459) (460) (461) (462) (463) (464) (465) (466) (467) (468) (469) (470) (471) (472) (473) (474) (475) (476) (477) (478) (479) (480) (481) (482) (483) (484) (485) (486) (487) (488) (489) (490) (491) (492) (493) (494) (495) (496) (497) (498) (499) (500) (501) (502) (503) (504) (505) (506) (507) (508) (509) (510) (511) (512) (513) (514) (515) (516) (517) (518) (519) (520) (521) (522) (523) (524) (525) (526) (527) (528) (529) (530) (531) (532) (533) (534) (535) (536) (537) (538) (539) (540) (541) (542) (543) (544) (545) (546) (547) (548) (549) (550) (551) (552) (553) (554) (555) (556) (557) (558) (559) (560) (561) (562) (563) (564) (565) (566) (567) (568) (569) (570) (571) (572) (573) (574) (575) (576) (577) (578) (579) (580) (581) (582) (583) (584) (585) (586) (587) (588) (589) (590) (591) (592) (593) (594) (595) (596) (597) (598) (599) (600) (601) (602) (603) (604) (605) (606) (607) (608) (609) (610) (611) (612) (613) (614) (615) (616) (617) (618) (619) (620) (621) (622) (623) (624) (625) (626) (627) (628) (629) (630) (631) (632) (633) (634) (635) (636) (637) (638) (639) (640) (641) (642) (643) (644) (645) (646) (647) (648) (649) (650) (651) (652) (653) (654) (655) (656) (657) (658) (659) (660) (661) (662) (663) (664) (665) (666) (667) (668) (669) (670) (671) (672) (673) (674) (675) (676) (677) (678) (679) (680) (681) (682) (683) (684) (685) (686) (687) (688) (689) (690) (691) (692) (693) (694) (695) (696) (697) (698) (699) (700) (701) (702) (703) (704) (705) (706) (707) (708) (709) (710) (711) (712) (713) (714) (715) (716) (717) (718) (719) (720) (721) (722) (723) (724) (725) (726) (727) (728) (729) (730) (731) (732) (733) (734) (735) (736) (737) (738) (739) (740) (741) (742) (743) (744) (745) (746) (747) (748) (749) (750) (751) (752) (753) (754) (755) (756) (757) (758) (759) (760) (761) (762) (763) (764) (765) (766) (767) (768) (769) (770) (771) (772) (773) (774) (775) (776) (777) (778) (779) (780) (781) (782) (783) (784) (785) (786) (787) (788) (789) (790) (791) (792) (793) (794) (795) (796) (797) (798) (799) (800) (801) (802) (803) (804) (805) (806) (807) (808) (809) (810) (811) (812) (813) (814) (815) (816) (817) (818) (819) (820) (821) (822) (823) (824) (825) (826) (827) (828) (829) (830) (831) (832) (833) (834) (835) (836) (837) (838) (839) (840) (841) (842) (843) (844) (845) (846) (847) (848) (849) (850) (851) (852) (853) (854) (855) (856) (857) (858) (859) (860) (861) (862) (863) (864) (865) (866) (867) (868) (869) (870) (871) (872) (873) (874) (875) (876) (877) (878) (879) (880) (881) (882) (883) (884) (885) (886) (887) (888) (889) (890) (891) (892) (893) (894) (895) (896) (897) (898) (899) (900) (901) (902) (903) (904) (905) (906) (907) (908) (909) (910) (911) (912) (913) (914) (915) (916) (917) (918) (919) (920) (921) (922) (923) (924) (925) (926) (927) (928) (929) (930) (931) (932) (933) (934) (935) (936) (937) (938) (939) (940) (941) (942) (943) (944) (945) (946) (947) (948) (949) (950) (951) (952) (953) (954) (955) (956) (957) (958) (959) (960) (961) (962) (963) (964) (965) (966) (967) (968) (969) (970) (971) (972) (973) (974) (975) (976) (977) (978) (979) (980) (981) (982) (983) (984) (985) (986) (987) (988) (989) (990) (991) (992) (993) (994) (995) (996) (997) (998) (999) (1000) (1001) (1002) (1003) (1004) (1005) (1006) (1007) (1008) (1009) (1010) (1011) (1012) (1013) (1014) (1015) (1016) (1017) (1018) (1019) (1020) (1021) (1022) (1023) (1024) (1025) (1026) (1027) (1028) (1029) (1030) (1031) (1032) (1033) (1034) (1035) (1036) (1037) (1038) (1039) (1040) (1041) (1042) (1043) (1044) (1045) (1046) (1047) (1048) (1049) (1050) (1051) (1052) (1053) (1054) (1055) (1056) (1057) (1058) (1059) (1060) (1061) (1062) (1063) (1064) (1065) (1066) (1067) (1068) (1069) (1070) (1071) (1072) (1073) (1074) (1075) (1076) (1077) (1078) (1079) (1080) (1081) (1082) (1083) (1084) (1085) (1086) (1087) (1088) (1089) (1090) (1091) (1092) (1093) (1094) (1095) (1096) (1097) (1098) (1099) (1100) (1101) (1102) (1103) (1104) (1105) (1106) (1107) (1108) (1109) (1110) (1111) (1112) (1113) (1114) (1115) (1116) (1117) (1118) (1119) (1120) (1121) (1122) (1123) (1124) (1125) (1126) (1127) (1128) (1129) (1130) (1131) (1132) (1133) (1134) (1135) (1136) (1137) (1138) (1139) (1140) (1141) (1142) (1143) (1144) (1145) (1146) (1147) (1148) (1149) (1150) (1151) (1152) (1153) (1154) (1155) (1156) (1157) (1158) (1159) (1160) (1161) (1162) (1163) (1164) (1165) (1166) (1167) (1168) (1169) (1170) (1171) (1172) (1173) (1174) (1175) (1176) (1177) (1178) (1179) (1180) (1181) (1182) (1183) (1184) (1185) (1186) (1187) (1188) (1189) (1190) (1191) (1192) (1193) (1194) (1195) (1196) (1197) (1198) (1199) (1200) (1201) (1202) (1203) (1204) (1205) (1206) (1207) (1208) (1209) (1210) (1211) (1212) (1213) (1214) (1215) (1216) (1217) (1218) (1219) (1220) (1221) (1222) (1223) (1224) (1225) (1226) (1227) (1228) (1229) (1230) (1231) (1232) (1233) (1234) (1235) (1236) (1237) (1238) (1239) (1240) (1241) (1242) (1243) (1244) (1245) (1246) (1247) (1248) (1249) (1250) (1251) (1252) (1253) (1254) (1255) (1256) (1257) (1258) (1259) (1260) (1261) (1262) (1263) (1264) (1265) (1266) (1267) (1268) (1269) (1270) (1271) (1272) (1273) (1274) (1275) (1276) (1277) (1278) (1279) (1280) (1281) (1282) (1283) (1284) (1285) (1286) (1287) (1288) (1289) (1290) (1291) (1292) (1293) (1294) (1295) (1296) (1297) (1298) (1299) (1300) (1301) (1302) (1303) (1304) (1305) (1306) (1307) (1308) (1309) (1310) (1311) (1312) (1313) (1314) (1315) (1316) (1317) (1318) (1319) (1320) (1321) (1322) (1323) (1324) (1325) (1326) (1327) (1328) (1329) (1330) (1331) (1332) (1333) (1334) (1335) (1336) (1337) (1338) (1339) (1340) (1341) (1342) (1343) (1344) (1345) (1346) (1347) (1348) (1349) (1350) (1351) (1352) (1353) (1354) (1355) (1356) (1357) (1358) (1359) (1360) (1361) (1362) (1363) (1364) (1365) (1366) (1367) (1368) (1369) (1370) (1371) (1372) (1373) (1374) (1375) (1376) (1377) (1378) (1379) (1380) (1381) (1382) (1383) (1384) (1385) (1386) (1387) (1388) (1389) (1390) (1391) (1392) (1393) (1394) (1395) (1396) (1397) (1398) (1399) (1400) (1401) (1402) (1403) (1404) (1405) (1406) (1407) (1408) (1409) (1410) (1411) (1412) (1413) (1414) (1415) (1416) (1417) (1418) (1419) (1420) (1421) (1422) (1423) (1424) (1425) (1426) (1427) (1428) (1429) (1430) (1431) (1432) (1433) (1434) (1435) (1436) (1437) (1438) (1439) (1440) (1441) (1442) (1443) (1444) (1445) (1446) (1447) (1448) (1449) (1450) (1451) (1452) (1453) (1454) (1455) (1456) (1457) (1458) (1459) (1460) (1461) (1462) (1463) (1464) (1465) (1466) (1467) (1468) (1469) (1470) (1471) (1472) (1473) (1474) (1475) (1476) (1477) (1478) (1479) (1480) (1481) (1482) (1483) (1484) (1485) (1486) (1487) (1488) (1489) (1490) (1491) (1492) (1493) (1494) (1495) (1496) (1497) (1498) (1499) (1500) (1501) (1502) (1503) (1504) (1505) (1506) (1507) (1508) (1509) (1510) (1511) (1512) (1513) (1514) (1515) (1516) (1517) (1518) (1519) (1520) (1521) (1522) (1523) (1524) (1525) (1526) (1527) (1528) (1529) (1530) (1531) (1532) (1533) (1534) (1535) (1536) (1537) (1538) (1539) (1540) (1541) (1542) (1543) (1544) (1545) (1546) (1547) (1548) (1549) (1550) (1551) (1552) (1553) (1554) (1555) (1556) (1557) (1558) (1559) (1560) (1561) (1562) (1563) (1564) (1565) (1566) (1567) (1568) (1569) (1570) (1571) (1572) (1573) (1574) (1575) (1576) (1577) (1578) (1579) (1580) (1581) (1582) (1583) (1584) (1585) (1586) (1587) (1588) (1589) (1590) (1591) (1592) (1593) (1594) (1595) (1596) (1597) (1598) (1599) (1600) (1601) (1602) (1603) (1604) (1605) (1606) (1607) (1608) (1609) (1610) (1611) (1612) (1613) (1614) (1615) (1616) (1617) (1618) (1619) (1620) (1621) (1622) (1623) (1624) (1625) (1626) (1627) (1628) (1629) (1630) (1631) (1632) (1633) (1634) (1635) (1636) (1637) (1638) (1639) (1640) (1641) (1642) (1643) (1644) (1645) (1646) (1647) (1648) (1649) (1650) (1651) (1652) (1653) (1654) (1655) (1656) (1657) (1658) (1659) (1660) (1661) (1662) (1663) (1664) (1665) (1666) (1667) (1668) (1669) (1670) (1671) (1672) (1673) (1674) (1675) (1676) (1677) (1678) (1679) (1680) (1681) (1682) (1683) (1684) (1685) (1686) (1687) (1688) (1689) (1690) (1691) (1692) (1693) (1694) (1695) (1696) (1697) (1698) (1699) (1700) (1701) (1702) (1703) (1704) (1705) (1706) (1707) (1708) (1709) (1710) (1711) (1712) (1713) (1714) (1715) (1716) (1717) (1718) (1719) (1720) (1721) (1722) (1723) (1724) (1725) (1726) (1727) (1728) (1729) (1730) (1731) (1732) (1733) (1734) (1735) (1736) (1737) (1738) (1739) (1740) (1741) (1742) (1743) (1744) (1745) (1746) (1747) (1748) (1749) (1750) (1751) (1752) (1753) (1754) (1755) (1756) (1757) (1758) (1759) (1760) (1761) (1762) (1763) (1764) (1765) (1766) (1767) (1768) (1769) (1770) (1771) (1772) (1773) (1774) (1775) (1776) (1777) (1778) (1779) (1780) (1781) (1782) (1783) (1784) (1785) (1786) (1787) (1788) (1789) (1790) (1791) (1792) (1793) (1794) (1795) (1796) (1797) (1798) (1799) (1800) (1801) (1802) (1803) (1804) (1805) (1806) (1807) (1808) (1809) (1810) (1811) (1812) (1813) (1814) (1815) (1816) (1817) (1818) (1819) (1820) (1821) (1822) (1823) (1824) (1825) (1826) (1827) (1828) (1829) (1830) (1831) (1832) (1833) (1834) (1835) (1836) (1837) (1838) (1839) (1840) (1841) (1842) (1843) (1844) (1845) (1846) (1847) (1848) (1849) (1850) (1851) (1852) (1853) (1854) (1855) (1856) (1857) (1858) (1859) (1860) (1861) (1862) (1863) (1864) (1865) (1866) (1867) (1868) (1869) (1870) (1871) (1872) (1873) (1874) (1875) (1876) (1877) (1878) (1879) (1880) (1881) (1882) (1883) (1884) (1885) (1886) (1887) (1888) (1889) (1890) (1891) (1892) (1893) (1894) (1895) (1896) (1897) (1898) (1899) (1900) (1901) (1902) (1903) (1904) (1905) (1906) (1907) (1908) (1909) (1910) (1911) (1912) (1913) (1914) (1915) (1916) (1917) (1918) (1919) (1920) (1921) (1922) (1923) (1924) (1925) (1926) (1927) (1928) (1929) (1930) (1931) (1932) (1933) (1934) (1935) (1936) (1937) (1938) (1939) (1940) (1941) (1942) (1943) (1944) (1945) (1946) (1947) (1948) (1949) (1950) (1951) (1952) (1953) (1954) (1955) (1956) (1957) (1958) (1959) (1960) (1961) (1962) (1963) (1964) (1965) (1966) (1967) (1968) (1969) (1970) (1971) (1972) (1973) (1974) (1975) (1976) (1977) (1978) (1979) (1980) (1981) (1982) (1983) (1984) (1985) (1986) (1987) (1988) (1989) (1990) (1991) (1992) (1993) (1994) (1995) (1996) (1997) (1998) (1999) (2000) (2001) (2002) (2003) (2004) (2005) (2006) (2007) (2008) (2009) (2010) (2011) (2012) (2013) (2014) (2015) (2016) (2017) (2018) (2019) (2020) (2021) (2022) (2023) (2024) (2025) (2026) (2027) (2028) (2029) (2030) (2031) (2032) (2033) (2034) (2035) (2036) (2037) (2038) (2039) (2040) (2041) (2042) (2043) (2044) (2045) (2046) (2047) (2048) (2049) (2050) (2051) (2052) (2053) (2054) (2055) (2056) (2057) (2058) (2059) (2060) (2061) (2062) (2063) (2064) (2065) (2066) (2067) (2068) (2069) (2070) (2

- (1) おかちぐみ
侍以下の兵卒。平戸藩では足輕より上の身分
- (2) ひきいり
引退する
- (3) おとしより しゅう
家老の方々
- (4) ひやっぴき
お金・一両の四分の一＝一分
- (5) すていし
堤防の工事で、水底に基礎を造り水勢をそぐために投入する石
- (6) くりなおし
他の物と入れ替える
- (7) だんべい
団平船(だんべいぶね)。甲板を敷きつめ船底が平。石や物を運ぶ
- (8) たかしま まき
高嶋に平戸藩の牧場があった
- (9) くみ かんじょう
普請組の(収支)決算
- (10) だいばん
本人に代って勤番する
- (11) いつとにしようまき
もみを一斗二升蒔く広さ
- (12) とうぼし
あかごめ
- (13) もんどさま
松浦静山第一子。大郎吉・主水・章。寛政十二年没
- (14) ふたなぬか
十四日間。一七日(ひとなぬか)は七日間
- (15) じょうへいしよ
米を値の安い季節に購入し高くなると放出。飢饉、災害の備蓄ともなった。
- (16) せきいた
川水をせき止めた板

- 九日渡海、直ちに御請けに罷り出候、明二十日四つ時上下着用罷り出候様との義に付き、同二十日市左衛門殿御宅に罷り出候処、御徒士組仰せつけられ石田与兵衛⁽²⁾引入り候に付き、跡役大小頭仰付けられ候旨仰渡され、お請け申し上げ候、直ちに御当職松浦典膳殿に召し連れられ、それより御年寄衆、御用人、御奉行、大目付、先頭方、勘定役都合三十三か所御礼廻り相しまい、御頭市左衛門殿樽肴・百疋、市郎左衛門殿樽肴、民次郎殿に樽肴、辰之助殿肴一折、いずれも相しまい、同二十二日引取る
- 一、同二十八日横田直右衛門・石田形右衛門召し連れ、同二十九日直右衛門・小頭形右衛門、本組仰せ付けられ候
- 一、同年六月大新田捨石操り直し、段平相願い追々廻り
- 一、大井樋橋石痛み、高嶋牧にて割り出し漕ぎ廻し申し候、七月十日段平出船
- 一、六月二十二日組勘定に船より罷り越し候節、代番御目見願いに付き召し連れ
- 弁左衛門伴 勇平伴 卯之助養子その後不縁
- 一、 渋谷本三郎 吉良熊次郎 志方常蔵 三人
願いの通り代番仰付けられ候
- 一、同年いわし渚一斗二升蒔ほど打ち開き、唐ほし植え付ける⁽¹¹⁾
- 一、主水様七月八日御逝去に付き、鳴物音曲、御城下二七日、普請作事一七日、在方^{ひとなか}一七日に五日申し来たり候

(27頁)

- 一、申六月志方常平所新田関板願い済み、二十二枚取り出し追々遣う⁽¹⁵⁾
- 一、同年九月いわし渚押し廻し、杭打ち申し候⁽¹⁶⁾

(1) さくじ こう
家屋などをつくり、修繕する時互いに
助け合うための団体

(2) ちょう せん
九六銭(銭百文を百文とする)

(3) はぐち
堤防の斜面

(4) いおう じ
佐賀県唐津市相知町黒岩在、曹洞宗の
寺院

(5) せつし
曹洞宗の僧の名前

(6) せいしん じ
佐賀県多久に在る曹洞宗の寺

(7) しんげつ じ
佐賀県唐津に在る曹洞宗の寺

(8) かんす
監寺。禅宗で、住職に代って寺務を
監督する役か

(9) ほんじん
大名などが休泊する旅館

一、同年十月五日浦永喜右衛門相見え申し候処、大新田外潟、屋敷塩浜願いの通り相済み来たり候由、願書
控帳に書留めあり

一、作事講存立相談これあり、申十一月十九日夜久蔵宅に出会い申談じ候人数左の通り、茅五十手に羽縄
二形、一日加勢、右不足致し候節は、丁銭二百文ずつ指出し申すべき事相きめ候

寅

谷蔵

兵蔵

継右衛門

要蔵

菅右衛門

龍蔵

八之平

亥

斧左衛門

久蔵

弥一左衛門

牧助

甲右衛門

条蔵

北次郎

外し

逸平

豊蔵

重右衛門

善右衛門

庄左衛門

北右衛門

ヤ

(28 頁)

一、小鰯渚本土肥羽口乱れ候に付き、十月二十三日より取りかかり、川尻小石にて築立て、十一月七日成
就

一、申十一月二日唐津医王寺に相越す訳は、雪之相越し滞留致し、清心寺より難渋申され候に付き、相越
し面談致し候処、一昨朔日より末寺心月寺鑑主に行き、かの寺にて面談致し候事

一、殿様江戸長崎御通行の節、御本陣並びに御通り筋立番、股引羽織にて御組さし出し候事、御先払い申来
たり候節は、半坂より山の田一里塚まで、是又、股引羽織、かむり笠にて罷り出候事御門番申来たり候
節は、羽折(織)袴にて相勤め申し候事、以後、右の通り相心得申すべき事

(1) おれい
年始の挨拶

(2) つもとぐら
年貢の米、積み出しの蔵

(3) かさね あげ
嵩上げ (かさあげ) ?

(4) いっとまき
種粃を一斗蒔くほどの広さ

(5) ごせい ちよう
検地帳

一、寛政十三酉⁽¹⁾正月元日登城、例の通り御礼相しまう

一、同年正月二十二日浦永喜右衛門願い鴻見分、立合人数 代官山口民左衛門・庄屋松田長左衛門・浜使市郎兵衛・年寄役近藤庄左衛門・田嶋孫次郎・肝煎勇右衛門・重右衛門相きめ

一、同年七月十二日中田万之允殿横土肥見分にて相渡され候書留め、大新田捨石、長さ百二十間、本土肥羽口より横一丈通り石畳、それより外に塩浜潮通り溝堀通し

一、同所横土肥の内、長さ六十間塩置所・小屋床願いに付き

(29 頁)

御免なられ候、塩浜土肥築留より南十間程前まで、外に書付け受取り置き、庄屋にも同様書付け相渡し居き候由、先役与平殿より申し継ぎに書留置き候事

一、同年酉正月⁽²⁾二十七日夜津元蔵錠前ねじ切り、米十俵程盗み取り候由、郷中吟味これあり候えども、一向相知れ申さず候

一、同年二月二十日より長浜堤重揚げ取りかかり、裏羽石にて一間程土肥⁽³⁾ころばし、御普請組百五十人、村夫二百人、四月十八日成就

一、同年三月年号代り、享和元⁽⁴⁾となる、右に就き寛政十二迄

一、酉三月十六日より半蔵屋敷、畑開き取りかかり、田方一斗蒔きに出来、本田方三升蒔きに高三斗三合、その戌年⁽⁵⁾大新田増高の時、高六斗六合相成り申し候

(5)
御清帳写し書留め左の通り

(1) せまち
一枚一枚の田畑

(2) おたかうけ
(検地を受け) 石高が決められた

(3) おさおいり
検地を受けた

市瀬免宮の前半蔵屋敷、今開き添え一斗蒔ほど
一、田方三畝一分 高六斗六合 畝町⁽¹⁾ 三枚

同免中え⁽²⁾

一、同二十四歩^ぶ 高一斗二升三合 同 五枚

一、同一反 高一石五斗二升八合

ノ 一反二十四歩 ノ 高一石六斗五升一合

羽須(和を脱力)免宮の郷(脇力)

一、同一畝十一歩 高二斗七升五合 前 畑開

宮にて一枚

(30頁)

一、同二畝二十歩 高四斗 畑開き子年^ね御高請け⁽²⁾

一、同四畝 高六斗

同所長浜

一、同八畝七分(歩力) 高一石八斗一合 二枚

同所

一、同七歩 高五升四合 一枚

一、同 高一石二斗 羽須和一斗蒔

一、同 文化六巳二月十二日 弁右衛門殿

一、田方八畝二十四歩 高八斗八升 相談の上取り崩し、手作り

但し畑方六畝十二歩に田方になり、畑高引 文化四卯^う九月十日

(3) 高五斗引き

御竿入、御奉行帳元手代先にある

(1) しょうじょうひ

少し黒みを帯びた深紅色に染めた舶来の毛織物

(2) くさぶくろ (そうたい)

火薬を入れるものか

(3) どうらん

鉄砲道具を入れる個人用の腰につける袋

(4) こうかく (くちつの)

火薬入れ

(5) みつぼし

平戸藩主・松浦家の家紋。太陽・月・星を表わす

享和元辛酉三月書留め、御組渡しお預かり有り御道具、左の通り

一、一両御鉄砲 二十挺

一、草袋 (2) 二十

一、口角 (4) 二十

一、木綿火縄 二十方

一、鑄鍋 (いなべ) 一つ

一、陣弁当 一荷

但し三十人前陳鍋共

一、陣山刀 一荷

(31頁)

一、御鉄炮箱 四つ

一、三ツ星木綿羽織 (5) 二十六

一、脚絆 (さやはん) 二十六

一、指物絹 (さしものきぬ) 二十五人分

ただし、兜籠手下着上帯共

一、櫃 (ひつ) 一つ

一、股引 (ももひき) 二十拾六

一、具足 (ぐそく) 二十五領

右は佐々御普請組お預け成られ候に付き、右の品々慥かに預かり置き申し候、以上

年号 月 日

御武具方

御役頭当

御頭御印形

(1) かんばん

主家の紋をつけ、足輕・中間・下男などに着せた法被

(2) てぬき

手甲(てこう)か

(3) まえかた
以前

(4) こうじょう おぼえ

口頭で伝えることを後々の記憶のために記録

(5) きりまい ふちかた

米で支給された給与

(6) おあてがい

主君が家臣へ与える俸給

(7) きおい

意気こみ

一、小頭羽折四つ

一、足輕かんばん⁽¹⁾二十

一、三尺手拭二十筋

一、櫃^{ひつ}一つ

一、手貫⁽²⁾二十六 出来

べ四品 組用意の品、正月三日御備の節着用^{せう}の品

とりはる
酉春

一、鰯^{いわし}荒地、田方^{たかた}六升^{まさ}蒔^{まき}ほど打ち開き

(3) 前方^{ごふしんぐみ}両御普請組願い書控見出候に付き、留置き候

願い奉る口上⁽⁴⁾覚^{ひとだか}

一、両御普請組人高二十五人の内、四人小頭^{ひらぐみ}・平組二十一人にて御座候、諸御組は小頭四人・御弓五人・平組二十人に御座候、御鉄炮二十挺

(32頁)

お渡し置かれ候、御普請組の儀は平組二十一人にて御座候、内一人お外し成られ、右一人の切米⁽⁵⁾扶持方にて御弓五人お取り立て下し置かれ候はば、有難き仕合せ^{しあわせ}に存じ奉り候、右お外し成られ一人年中二百四十日、本役二十人にて相定る本役の上、一人前に一か月に一日あて増し勤め仕り、直に勘定人払いの節お引取り下され候の様願い奉り候、宜敷^{よろしく}仰せ達せられ下さるべく候、以上

明和九年十月

五人組頭中 判

小頭四人殿

右願い奉り候通り御宛行相増し候義にては御座無く、本役指支えにも相成り申さず、御組中殊⁽⁶⁾の外き⁽⁷⁾おい

(1) りようけん
考えをめぐらして判断する

(2) きりまい
家臣に俸禄として支給された米

(3) さんぶ あげまい
三%の上納米

(4) さんこくろくとさんしょうろくこう
さんしやく
米の量を表す

一石¹¹十斗 約百八十リットル
一斗¹¹十升 一升二十合（一升は1.8¹¹トル）
一合¹¹十勺（しやく）

(5) おふち かた
勤務手当の米（一日六合五勺の三百五十四日分（二年）が二石三斗一合）

に相成り候義御座候間、何卒願の通り相叶い候様、宜敷仰せ達せられ下さるべく候、以上

小頭四人 判

大小頭

吉永斧左衛門殿

右願の趣^{おもむき}吟味^{ぎんみ}仕り相違御座無く候、新願の義至て恐れ多く願がましくも思召し上げらるべく存じ奉り候えども、組中きおいにも相成り候願い筋の義、殊に年中相定る本役

(33 頁)

誠情（精精力）仕り相勤め候うえ、一人前増勤めの義相願い、御普請方何の差支えも御座無く候間、御了簡⁽¹⁾の上宜敷仰せ談じられ下さるべく候、以上

御頭

太田久左衛門様

吉永斧左衛門

一、切米⁽²⁾四石

内 三斗六升三合七勺 三步⁽³⁾上ヶ米引

残

⁽⁴⁾
三石六斗三升六合三勺 受納前

高に^{して}十一石一升九勺^{しやく}

一、米二石三斗一合

⁽⁵⁾
但し御扶持方年中三百五十四日に当る、一日六合五勺^{じようぶち}定扶持に当る米

一、同六斗

(1) ひるふち かつた

出勤している日の昼食代

一日二合五勺の二百四十日分が六斗

(2) しよしき だい

種々の物品の代金

(3) うちえふみ

踏絵を屋内で行なうことができる身分

但し年中相定る本役二百四十日に当る、⁽¹⁾昼扶持方一日二合五勺に当る米

右ノ二石九斗一合

高にメ八石一斗五升四合五勺 ^{して} 四五一五

合捨

(34 頁)

一、小佐々懸岳^{だけのこば}木場堤洩れ留め御普請仰せ付けられ、七月五日取懸^{とりか}り十一月十九日成就^{じようじゆ}引き取る、洩れ留め土肥

一、御組六百八人、村夫百八十人、職人賃⁽²⁾諸色代、メ銀十四匁^{もんめ}五分

一、坂口重右衛門 家内六人 ^{内二人男 同四人女} 酉八月二十三日内絵踏願い済⁽³⁾み

一、白石忠右衛門 家内五人 ^{内二人男 同三人女} 御請け平戸に召し連れ

御頭高橋市左衛門殿御代

一、横田龍蔵と中富継母^{けいぼ}おかし殿・山本右衛門助妹、十一月朔日^{ついたち}夜兩人連れ出奔^{しゆつぽん}致し候由、拙者義は江迎^{よし} 湯見分^{けんぶん}に相越し居り申さず候、早速方々^{ほうぼう}尋ね人立て候えども、行方^{ゆくかた}相知れず由、その後兵蔵殿・右伝^ご 治兩人唐津に差し立て候処、山本心月寺雪之方に同五日夜参り申し候由、留め置き候えども、帰り申さざる段兩人共申し候故、^{ゆえ}致し方なく兵蔵・右伝次罷り帰る、その後要蔵・崎大夫・重八・太七・義八・右衛門助殿方より一人、都合六人差し立て同十五日之連れ^{これ}帰り、おかし殿直ちに白岩に引き取り申され候、龍蔵病氣申し達し御組御暇願^{おひま}い奉り候処、御隙下され候、御頭高橋市左衛門殿御代尚又申^{なおまた}

(1) かいきのてい
病気が治ったようす

(2) えんとう
島流し

し来り候は、未だ年若の者に御座候に付き、得と養生も致すべく、且又外に何ぞわけ共は之無き哉と
お尋ね御座候に付き、何分快氣の体相見え申さず、内々不行跡筋も御座候に付き、願の通り御暇下
し置かれ候えば、親の方にて取計い方も御座有るべき趣申し上げ候処、左様御座候はば御暇くださる
べきとの義にて、同十八日平戸引取る、おかし殿同十七日夜病死致され候由申来り候、龍藏・管右衛
門より典膳様に相願い、生月に遠島願い、同二十六日に参り申し候、翌々戊年九月帰参致され候

(34
1頁)

吉村市郎左衛門様御代

寛政八辰十二月十五日

△大瀬甚右衛門

- 金子善右衛門
- 森 兼助
- 志方卯之助
- 出口要造
- 出口継右衛門

- 石井善藏
- 岩崎貞助

△石田儀平

- 久家林助
- 横田甚助
- 渋谷弁左衛門

- ● 小印 ● 鑓
- 若党
- 口附
- 頭 □ 吉村市郎左衛門殿 ● 小者 馬
- 甲立 ● 若党
- 口附

△真藤有助

- 山本牧助
- 石田兼右衛
- 坂口重右衛門
- 坂口龍助
- 松村四郎右衛門

(1) おひもとき
お経を開き披露する

(2) かいどう
街道

(3) もうちゅう
喪中

(4) はちこうふ
一日の賃金が米八合の人夫

(5) てんやくぶ
共同作業に出る人夫。無償の作業に出る人

● 吉良勇平
● 石井瀧右衛門
● 横田直右衛門
● 白石忠右衛門
● 真藤勇平

△吉永斧左衛門

大小頭
□石田与兵衛

(35 頁)

一、東光寺三か年以前より大般若御経存立ち、世話人木寺紋右衛門殿・鴨川要七殿・久家竹哉殿・吉永斧左衛門・川内野善右衛門、当懸中にて寄進御座候様相頼まれ、三か年に取り立て、酉六月中旬大岩和尚上京出船致され、十月末下りにて大般若御経御下り、十一月二十六日御紐とき、瑞雲寺近寺の諸僧懸中荒増し呼ばれ申し候

一、真藤左渡八十二月六日本組に仰せ付けられ候、龍蔵跡、御頭高橋市左衛門殿御代

享和二戌年
(2)

一、江迎海道新橋御普請仰せ付けられ、二月八日取り懸り、拙者義は昨日土肥伯母様御死去朦中参らず、同十六日迄忌指免じられ、同十七日に出勤

一、御組人高三百三十五人 一、村夫百二十人 八合夫

一、点役夫百三人 〆五百五十八人にて成就致し候

一、天満宮九百年の御年祭の由にて、崎方天神宮・うつぼ岳天神宮、二月二十三日より同二十五日迄、作

(1) みずがえし
川の水の勢いを和らげるため杭や石
でつくられたもの

(2) みずはね
水返に同じ

(3) あがい
贖。賠償・あがない。ここでは新たな負
担百五俵を分担して負担する

(4) さくどころ
耕作する土地

(5) なみし
平均して

り物色々おもい付けにて賑合にぎい申候

一、堀口大神宮三月二十五日右同断

(36 頁)

一、御厨立尾川田構石垣水返御普請、両御普請組仰せ付けられ、四月十七日より取懸り五月十四日に引き取
り、去る十四日洪水にて水はね先ず少々打崩し、七月二十一日に又々一組より十人ずつ差越さしこし成就致し
候

一、人高千三十六人両組にて、内六十六人小頭

一、大新田免中増し高仰せ付けられ、米高百五、十四か村御あかい(3)に相成り候由

一、屋敷上下畑開き、古田二枚二升蒔まきほど、尤一枚鴨右衛門にうり渡しに付き、はえの崎一枚田に地代ちか
え致し委くわく左に印し置き候、畑開き都合六升蒔ほどに相成り、文化元子三月新地改めに付き御竿請
け、田方二畝二十歩に高四斗、畑高 引く

屋敷川の下

一、田方一枚 立竿八間半に 坪にメ三十四坪 鴨右衛門作所(4)
横竿並し四間

はえの崎 立竿十一間半

一、田方一枚 横道際二間半 斧右衛門作所
同下 四間並し三間二合五勺(5)

坪にして三十七坪三合七勺五才

右地代え相談に及び、六三郎立合すなわい則ち六三郎竿取りにて代り控置き、地面出入り御座候えども、差引さしひき

(1) かいらがわ
木場川

(2) たたう
水がいつぱいにあふれる

(3) にんべつ ちよう
人口調査の記録。家ごとの宗旨も調べた

(4) ごとうしよく
当番の家老

(5) ごうあしがる
平時には郷村に在住していた足輕

(6) かやく
本職以外の仕事を臨時に勤める

(7) おかきつけ
藩の申し渡しを記した文書

(8) ざいやく
役を勤めている

(9) ふとどきすじ
不法な行いをしたようす

なく替え置き申し候

一、戌⁽¹⁾六月三日朝より大雨降り大新田一面⁽²⁾湛⁽³⁾う、土肥廻り口石通り行懸⁽⁴⁾り、とん田土橋先渡⁽⁵⁾り相成らず、口石にて少々延引、かい⁽¹⁾ら川土肥惣てこし宮山際迄⁽²⁾湛⁽³⁾う、赤崎より土肥別条之無く、甚右衛門・有助・直右衛門・勇平・重左衛門・継右衛門・用藏・佐渡八⁽³⁾水廻り長屋に出会⁽⁴⁾う

(37頁)

一、拙者初め御組中家内相改め、人別帳仕立て年名付け差出し候様申し来る、一々相調べ六月六日書出し申し候、年々二月五日宗門⁽¹⁾方に引き合いに出し候事

一、戌⁽¹⁾六月二十日宮内殿本家に引き移り申され候、中書⁽²⁾八月より平戸頭取にて参り申し候

一、吉永善八拙者弟分にて御手廻に召し出され候、御頭高橋市左衛門殿に相願い、善八も小樽肴⁽³⁾上げ罷り出候

一、三社宮にて御願成就相続き、見物諸人多く有り、八月二十七日

一、戌⁽¹⁾七月組勘定に罷り越し候節、御頭高橋市左衛門殿仰せ渡され候趣、此度御当職松浦典膳⁽²⁾殿より仰出され候趣、御奉行園田和平殿より申来り候趣、佐々四⁽³⁾か村より郷足輕御座無く候に付き願い出候処、佐々村には御普請組御座候に付き、右郷方請け持ち相勤め申し候様仰出され候趣、お申し渡し⁽⁴⁾畏⁽⁵⁾み候趣お請け申し上げ候、加役⁽⁶⁾の義に付き大切に存じ奉り候間、お書付けお渡し下し置かれ候様申達し候処、夫⁽⁷⁾に及ばず在役代官方より申し懸合⁽⁸⁾候節差し出し候との義(義脱力)に付き、右の段お請け申し上げ、早束⁽⁹⁾(速)小頭中に申し渡し置き候事

一、七月二十日木場村百姓時蔵と申す者、中里村にて不届筋御座候に付き、平戸に連れ越し候様申し来り候由に付き、御組兩人差し出し候様、代官山口民左衛門殿より申し来り候に付き、御組兩人真藤勇助・出

(1) みずすて
排水

(2) おめみえ
目上の人に会う

(3) こんたんに
まごころを尽くして

(4) きふく
父母や近親者が死去した時、一定期間
喪に服する

(5) おいとま
辞職

(6) ひきかく
格式を上げること。足輕が徒士に
なる

(7) おふれがき
藩が広く人々に伝達した公文書

口要蔵指越し候
さしこ

一、八月朔日大洪水にて大新田一面に湛^{たた}う、榎渡瀬より上土肥惣こし、かいら川土肥打ち切れ所々少々ずつ
水捨⁽¹⁾て御座候に付き、御勘定役衆に申し達し候

一、八月十五日白石忠右衛門忤量蔵・石井瀧右衛門忤源蔵・松村四郎右衛門忤五郎治、⁽²⁾三人代番見習願に
付き、承知致し拙宅に甚右衛門召し連れ相見えられ候

(38 頁)

代番申し渡し、同年十二月三日御頭市左衛門殿に御目見相連れ申し候、樽肴差し上げ申し候

一、大新田井樋番大浦弥太六、親以来数十年魂丹⁽³⁾に相勤め申し候者に付き、去年時分より代官衆庄屋に相頼
み、内踏願^{うちふみ}い差し出しくれ申され候様申し置き候処、十月二十二日相済み来り候由、早束^{さつそく}(速)平戸へ
召し連れられ候由、同二十四日拙宅にも一札相見え申し候、その後拙者も代官衆庄屋にも礼に参り

一、十月二十九日夜江戸に於いて、日高角左衛門殿を柏原次郎九郎殿切りころし、自身直にじがい⁽⁴⁾(自害)致
され候由御便り到来、次郎九郎殿屋敷お取揚げ、角左衛門殿子息相定る忌服請け申され候様仰付けられ
候との事に御座候

一、石田儀兵衛老年に及び相勤まり難く御暇相願ひ候に付き、引格御徒士組願書相認め、十一月十五日差
し出し置き候処、十二月二十日夜相済み候趣申し来る、同二十二日召し連れ平戸へ罷り越し候、同二十
二日仰せ渡され候、御頭高橋市左衛門殿御代

(39 頁)

在々御触書写
⁽⁷⁾

(1) ぎ
こと

(2) だん
ゝのこと

(3) かわしもぐみ
相浦の御普請組

(4) いちるい ちゅう
親類中。同じ仲間・関係者

(5) いしゅう
平戸藩壱岐

(6) しんぐみ
平戸藩の足輕で編成した組の一つ

一、是まで踏絵御免の格式申付け候者共、猶又^{なおまた}当人よりも踏絵御免の義⁽¹⁾相願い来たり候えども、以来は右願

い指出しに及ばず候、その段は宗⁽²⁾方へも相達し置き候、右の趣諸役頭その外向き向き申し達せらるべ

く候以上

十月

松浦典膳^{てんぜん}

勘定奉行中

一、同二十二日跡小頭役金子善右衛門に仰付けられ候

一、同日石田形八直に本組仰付けられ三人共一同御樽肴、両人は包み物添え

右⁽³⁾両人は川下組頭岡平左衛門殿、先頭吉村市郎左衛門殿に召し連れ申し候

一、当村百姓市郎左衛門忤熊次郎、庄八^{うし}丑盗み逃げ、福井村にて追ひ捨て行方知れず、その後一⁽⁴⁾類中より相

尋ね申し候処、早岐筋にて尋ね出し連れ帰り、十二月二十八日平戸へ連れ越し候様申し来り候由にて、

警固に出口継右衛門・真藤佐渡八指し越し、直にろう⁽⁵⁾（牢）に入れ候由、亥冬^い壱州⁽⁵⁾に遠島^{えんとう}仰付けられ候

由

(40 頁)

享和三^{きやうわ}亥^い年

一、二月五日高橋市左衛門殿より御尊書相達し申し候処、昨四日御用にて登城致し候処、拙者義新⁽⁶⁾組お
預け成られ有難く存じ奉り候、是までお預かりの御普請組酒井弥右衛門殿にお預け成られ候趣申し
来たり候に付き、同六日早々渡海、両所に罷り出相伺い候処、来る十二日御組引渡しの趣仰せ聞か
され直ちに引き取る

(1) よつごろ

(夜) 十時頃

(2) やしろ かわり
神社の移転

(3) じょうへいしよ
米を値の安い季節に購入し高くなると放出。飢饉、災害の備蓄ともなった。
資金の貸付も行った

(4) こうみようじ しんでん
平戸にある光明寺が開いた塩田

(5) こうぎよう (こうきよう)
厄除けの祈禱か？

(6) ちょうとくじ
佐賀県唐津市西寺町。曹洞宗の寺

(7) りつしよく (りゅうしよく)
曹洞宗の僧侶となるための通過儀礼

一、同八日祖々父四十九年、御かか様二十五年志し致し候

一、同十一日平戸行き、斧左衛門・甚右衛門、十日より善右衛門・有助・勇平・勇助⁽¹⁾六人、同十二日お引渡し、新御頭弥左衛門殿にては、御土器^{かわらけ}・吸物三つ・本膳仰せ付けられ夜入り四つ頃引取る

一、三社宮社代り江戸表伺い済みに相成り候由にて、在方祠官方へも御書付け等も相渡し⁽²⁾の由に付き、右宮山伐り払いに相成り候ては、拙者屋敷風雨強く住居相成り申さず候に付き、風と存じ立ち屋敷致し、尤家根替え存じ立ち居り候に付、無益に相成り候筋も之有り候に付き、旁^{かたがた}以てやむを得ざる事打立ち、

しかし手当これ無く候ゆえ、去冬願書等差し出し申し候得えども、存じ寄り通り相済み申さず、存じ立ち候義、今更致し方御座無く常平⁽³⁾所より銀一貫目拝借、但月一步三利付きにて、御郡代浦新八殿・代官山口民左衛門殿・庄屋松田長左衛門加判にて、銀の義光明寺新田所納銀より連々受け置き申し候

一、屋敷牧崎にて久蔵持内相談に及び、大麦二斗蒔ほど山少し添え高六斗、代銀四百目にて宮内殿相頼み所望致し候

一、家、角左衛門殿古家所望、代三百目ほど、二百目直払い、とき下し廻しまで、十一貫文にて庄八に相渡候

(41頁)

二月二十四日に棟上げ末頃まで屋根相済み、三月二十七日引直し、四月三日に講經杯相頼み、水蒔書一類中、近辺中、久蔵も呼び盆など致し候

一、唐津に於いて雪之心月寺鑑主^{かんす}(監寺カ)致し居り候处、医王寺御世話にて当夏城下長徳寺にて立職致し候由、入湯相願い四月十五日心月寺迄参り、有助・牧助入湯存じ立ち同道、十六日・七日・八日長徳寺に滞留、十八日夕方医王寺に行き一宿、同十九日武雄に参り入湯、同二十四日に帰宅致し候

(1) かわしも おおかわ
相浦川下流のこと

(2) ぬけ どころ
堤防が決壊した所

(3) うちふみ
座敷内で踏絵をする身分のこと。
一説には踏絵免除だともいう

一、去冬より吉田村市の原へ新堤築立て仰付けられ、両組より築立て候様仰付けられ候、戌十二月朔日取懸り同十五日引取る、亥閏正月二十九日より取り懸り、米百六十俵ほど

一、子年又々米百俵ほど村夫へ仕り申し候

一、五月四日洪水にて川下大川に抜所致し候て、川下組ばかりにては手届き申さざる趣にて、此元御組も差越し候様御勘定役衆より申来たり指出し候事、五月二十六日より九月十五日まで遣し候、人高

(人高以下、書き忘れか)

一、八月二十六日小値賀御新田井樋御普請仰せ付けられ、石井瀧右衛門、山本牧助兩人差越し、十月十四日迄相しまい引取り、乗船爰元着、直ちに相しまい引取り候趣申し達し候

一、九月五日収納屋作事、建蔵三日、仁平次二日半雇い申し候

一、亥冬、平田堤中の堤立樋痛み替え、職人賃扶持、下夫ふち釘代初頭小助に相渡し申し候

一、吉良勇平二男忠次郎、谷蔵殿口入にて、田平井上利三郎殿に養子に相済み十二月十九日引越し、初め勇平に宛行る

(42頁)

文化元子年

一、正月元日御礼相済み、同二日打初め相しまい御節下され、酒井弥右衛門殿初めての正月に付き、御祝のため麻上下御目録仰せ付けられ、有難く御礼申し上げ引取る

一、吉良勇平・山本牧助兩人亥冬より内踏願書き差出し置き候处、二月朔日に相済み申し候由、同三日兩人召し連れお請けに罷り出候、樽肴等差上げ申し候

一、田平御馬廻井上又八殿弟利三郎殿養子致され候義不承知の趣、兼ねて兄弟不和の由にて、利三郎殿屋敷

(1) いちぜき

田平の刑場・獄門場

(2) びくに

出家して定め戒を受けた女性

追い立て申され候相談御座候えども、利三郎殿承知致されず、忠次郎義は先づ^{たいりゆう}滞留に勇平方に参り居り申し候、二月四日夜又八殿・弟三藏殿・医師道意老・御厨侍衆一人近辺の百姓兩人あつめ、近辺百姓ににせ(偽)状^{じやう}拵え、利三郎殿に読み貫^{もろい}に遣し置き、跡より右人数押し懸け、外より三藏、医師鉄炮打懸け二はなし(放し)にて打留め、又八殿鑓^{やり}にてとどめさし申され候由、翌日直に弟利三郎せつがい(殺害)致し候段申し達され候由に御座候処、追々鉄炮殺しの風聞これ有りお呼び出し、兩人は寺社奉行山鹿伊織殿宅にて仰せ渡され、又八殿山鹿甚五左衛門殿お預かり、三藏殿吉村市郎左衛門殿お預かり、侍衆八人ずつ、足輕八人ずつ、小頭兩人ずつ、右いづれも代り合いの由、道意勘定場内かこい(囲い)、明松^{たいまつ}焼き、状持^{じやうも}ち兩人はろう(牢)に入れ、その後兩人は勘定場御門前御長屋にかこい出来、勘定場大部屋詰より兩人ずつ、御組小頭足輕兩人宛番手^{づっぱんて}、その後小値賀庄屋庭にかこい出来致し、又八・三藏兩人彼の島に遣され候、丑六月十二日小値賀よりお呼び取りろう(牢)に入れ、同二十三日又八・道意兩人は⁽¹⁾ろう(牢)屋の口にてうちくび(打首)、三藏六町引廻しにて薄香越えにて御仕置仰せ付けられ、一関に⁽²⁾さらし(晒)物に相成り候、母は小手田庄屋にてびくに(比丘尼)になし、黒島^{えんとう}に遠島、御厨侍衆従弟積(続きカ)の由^{たいまつ}壱州長く遠島、明松^{たいまつ}焼・状持^{じやう}兩人は御免成され、出ろう(牢)仰付けられ候、右の通り相済み申し候、妻子何のおかもい(構い)なく段仰せ付けられ候由

(43頁)

一、二月二日市瀬懸り江里、金次郎と申す者、江迎鎮守大明神宝^{ほうけん}鋌盗み取り、川筋にうり出し候由相知れ、召取り平戸へ連越し申し候との義にて、警固には真藤勇助・石田形右衛門指越し、拙者平戸へ罷り越し居り候て承知致し候

一、平戸比丘尼橋痛み申候、佐々にて取出しくれ候様御郡代衆より申来る、光明寺持内にて割出し、二月十

(1) だんべい
段平船(ぶね)

(2) てぶしん
自らの費用で工事をする

五日段平に積ませる⁽¹⁾

一、中川原土肥庄屋作り、石田助左衛門作所栗林抜所、古田井手に年々少々ずつ抜け込み候に付き、御高引きもお願ひ申し上げべきやの処、川土肥幅も上下よりは間数多き様子に相見え申し候に付き、右土肥一間通り代地に仰付けられ候はば、⁽²⁾手普請に仕り、右代地に仕りたく願ひ御座候処、亥四月に願書差出し置き、子三月に相済み来る、

三月四日拙者・小頭真藤有助・代官久保三右衛門殿・庄屋松田長左衛門・石田助左衛門立合ひ見分、助左衛門作所^{さくしよ}当春直に取懸り普請致したき趣、石垣築立^{つきたてみはから}見計い、組兩人ずつ差出し候様申し談じ置き候、助左衛門方参り候様との義に付き、同道参り酒など給^た(食)べ帰る

一、三月十八日当村地面お調べ御奉行今浦伴助殿、御郡代浦新八殿、手代雪浦崎右衛門殿其外志方筋手わけ見分これ有り、昼賄^{まかな}い仕出候様との事にて、安左衛門方に打寄り候人数左の通り、新高請け候分

斧左衛門	管右衛門	久蔵	小右衛門	藤助	治八	崎大夫	稲右衛門	義之允
藤次郎	有右衛門	林左衛門	磯右衛門	六左衛門	六三郎	本助	甚太郎	鴨右衛門
五市左衛門	熊右衛門	布次右衛門	五一兵衛	紋左衛門	権右衛門	勘兵衛	李左衛門	八百助
安左衛門	作平次	長左衛門	要左衛門	半之允	惣八	ベ ^{しめて}	三十三人	

一人前に白米三合ずつに錢五十八文ずつ、酒肴とに(煮)物代直払い、残り錢二百五十五文

(44頁)

味噌醬油蒔代、宿礼に安左衛門かたに遣し候

一、田方二畝二十歩に高四斗、畑開きに付き畑高引く

一、坂口龍助弟文蔵子^ね四月十一日夜出奔致し候段、内々達し承け届け候、御領分中、心及び相尋ね申し候様

- (1) まき なおし
やり直す
- (2) つけ おくり
人別帳を書き改めるための証書を送る。
本人の名前・年令・転出理由なども記した
- (3) うけこみ しょうもん
転入した村から宗門人別帳にのせた旨を転出
先に知らせた證文
- (4) おへや さま
蓮乗院。静山公の側室、熙公の生母
- (5) おくだり
ここでは江戸から平戸へ
- (6) わかとの
松浦家十代藩主熙
- (7) はこざき はちまん ぐう
福岡市箱崎町に在る
- (8) うみはちまん
福岡県粕屋郡宇美町に在る
- (9) ほうまんさん
福岡県筑紫野市と大宰府市にまたがる山
(八二九m)。英彦山・背振山と並ぶ修験道の山
- (10) てんまん ぐう
福岡県太宰府市宰府に在る天満宮
- (11) ぜんどう じ
久留米市善導寺町。浄土宗大本山の寺院
- (12) こうらさん
高良山の当て字
- (13) ごくく しん
久留米市通外町に在る
- (14) せの した みようじん
久留米市瀬の下町に在る水天宮
- (15) ちりく
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁字千栗に
在る。八幡宮(千栗八幡宮)

(45頁)

- 申付け置き候、方々相尋ね申し候えども、行方相知れ申さず由に付き、八月に出奔申し達し候
- 一、かねの手外潟塩浜新田井樋巻直し、内々にて相頼み申され候に付き、瀧右衛門表には忤代番差出し、その外に少々加勢にて成就致し候
- 一、大瀬甚右衛門娘、世知原西山七内殿方縁談願ひ差出し候処、願ひの通り相済み来り、付送り請込證文送り来り受取り置き候
- 一、金子善右衛門娘、吉田村迎唯平殿方縁組願済み付送り
- 一、五月十二日夜洪水にて大新田一面に湛み、土肥廻りに行き、榎渡瀬より上土肥水垣惣こし、築出より赤崎迄水廻り、小浦酒屋にて寄合ひ給へ帰る、拙宅にて又々生酒三升取寄せ正中(焼酎)二升、拙者・有助・直右衛門・勇助・佐渡八・要蔵・菅右衛門殿・久蔵⁽⁴⁾八人にて給⁽⁵⁾へ
- 一、御部屋様江戸お下り、六月六日夜爰元⁽⁶⁾お泊り、半坂より山の田まで、御先払い兩人ずつ、御門番立番例の通り
- 一、若殿肥前守様御名代⁽⁷⁾お下り、同七日爰元⁽⁸⁾御通行田平お泊り、御先払い兩人ずつ半坂より山の田まで、立番四人差出す、御宿割り川合平作殿半蔵下役相勤め足輕兩人拙宅に立寄り申され、御酒、吸物、有合せ
- 一、そふめん(素麵)など出し候
- 一、八月十九日入湯御切手相願ひ石井善蔵同道致し出立、唐津心月寺に着き一宿、同二十日滞留、同二十一日出立朝六つ過ぎ、築前めい(姪)の浜に一宿、同二十二日出立、箱崎八幡宮参詣、産八幡・宝満山参詣相しまい、七つ過ぎ天満宮に着き参詣、夜市など見物、二十三日夜明け天神宮お下り拝み、明け六つ頃出立、築後善通寺参り川原山参詣、久留米護国神、瀬の下明神参詣、ちりく(千栗)に一宿

(1) さがだいじんぐう
佐賀市伊勢町に在る伊勢神宮

(2) やすまんだけ
真言宗の寺。寺領二三六石。山岳信仰
の
中心地

同二十四日早朝八幡宮参詣五つ頃出立、佐賀大神宮参詣、うし⁽¹⁾津に宿、同二十五日六つ頃出立武雄に着く、同二十六日七日入湯、同二十八日昼より武雄出立、牧助・貞助参り居り候、昨二十七日出立帰る、口石権次郎・衛助四人同道早岐に一宿、同二十九日大雨大北風にて難儀致し、中里にて酒など給^たべ、漸々川渡り七つ頃帰宅

一、子^ね六月二十二日夜平戸ひや水安満岳下屋敷にて、八之平殿嫡子童平殿、日宇村福谷勝次殿、鍛冶屋町の者一人、田助女一人、都合四人変死致し、右につき八之平殿七月十二日格禄召上げられ、御城下渡海御構、文化三寅十二月渡海御免成られ候

一、九月二十九日角左衛門殿・拙者・半蔵^{しめて}三人連れ、唐津心月寺に行き、一里程暮に及び着、十月朔日滞留、同二日帰り

一、十月十五日夜、市瀬村権十郎、梅之助喧嘩致し候由、権十郎相果て申し候、梅之助綱下に相成り、同十七日平戸連れ越し、警固には山本牧助・宮嶋重左衛門差越し、丑夏梅之助^{うし}亳州遠島

(46 頁)

ぶんか
文化二丑年

一、正月元日二日例年の通り相しまい、同三日引取り、四日拙宅へ年始

一、宮嶋重左衛門去冬以来病氣御座候て相勤め難く、御暇願ひ奉り願ひの通り御免成られ、正月十四日^{せがれ}忤兵助本組仰付けられ候、酒井弥右衛門殿御代、同年四月頃重左衛門引格内踏願^{ひきかくうちふみ}い差出し申し候处、願の通り仰付けられ、お請け召連れる、本沢甚兵衛殿御代に成り願ひ済み

一、正月十一日酒井弥右衛門殿御用にて御登城成られ候处、新組お預け成られ、御普請組本沢甚兵衛殿へお預

(1) わきま

平戸藩身分制の一つ。徒士・足輕より下位で、平百姓より上位の身分。職とは無関係

(2) せんざ

遷宮（神殿を造営・改築時、神体を移すこと）と同意か

け成らる、同十九日甚兵衛殿佐賀御使者お勤め成られ、御供に金子善右衛門差越し、同二十六日爰元お泊り

一、二月八日御組お引渡し、七日に渡海、直に勘定致す

一、三月二十五日夜壺州に於いて、長崎流人宅に押入り、夫婦、養子一人、下女都合四人差し（刺し）殺し、跡に火を懸け焼き払い、右に就き段々御吟味相成り、御頭本沢甚兵衛殿・井上三郎左衛門殿、組目付馬淵八郎左衛門殿、使役中嶋小左衛門殿お越し、六月四日御出船、七月朔日お引き取り、御頭御咄に承り候得ば、

(47頁)

役方御馬廻り牧山弥六右衛門殿嫡子頭取にて、京都流人兩人、志原村脇間一人、四人にて殺し、弥六右衛門殿嫡子相果て申し、流人一人相果て、残り兩人と弥六右衛門殿召取り平戸にお呼び取りじろう（入牢）致し候、右兩人卯四月壺州に於いて御仕置仰せ付けられ候、弥六右衛門殿長く小値賀島に遠島

一、丑春本屋敷宮前畑開き、一斗蒔ほど普請致す

村夫二百人

一、長浜堤敷樋替え

職人十五人

御組百五十人

四月二十七日相しまい

一、三社大明神御社代り、当春より御普請取り懸り、十月晦日御遷座
大神楽有

末社共一同、御郡代久家住兵衛殿・立石伊予殿お越し、代官久保三右衛門殿・庄屋松田長左衛門・市瀬同吉永儀右衛門・小佐々同・小佐々佐々木利助・里筆取上石田善左衛門・下坂本平蔵・市瀬浜野京助・小佐々筆取千助・里初頭義之允・口石松野小助・古川初頭伝右衛門・木場初頭宋右衛門・栗林初頭紋左衛門・野寄り初

頭刀右衛門・^{浜使}近藤吉右衛門、去る九月九日御祭礼より御幸相願い済み、年々賑々しく相成り候、御遷宮祠官請けにて御座候、^{もつと}尤料銀二百二十目

一、古社残らずうり（売り）払いに相成り、丁錢八十貫文久藏相調へ、^{とら}寅春より田開き取懸り一反一畝、文化四卯九月御竿入れ、高石代卯年より三か年御免

一、八月二十三日渋谷弁左衛門御暇願い済み、忤本三郎直に本組仰せ付けられ候、直に弁左衛門と改名、親儀平と改名、御頭本沢甚兵衛殿御代

（48頁）

一、同年夏重右衛門忤久藏、龍助忤富藏、貞助養子嶺左衛門^{しめて}、三人代番願い

一、八月八日肥前深堀の者申し候て、鍛冶和佐右衛門と申す者参り、要藏^{くちいれ}口入にて拙者屋敷内召置き候、平戸鍛冶宇右衛門弟子分に内談致し召置き候、卯正月二十五日福嶋参り候由申出候处、そのまゝ直に深堀に帰り、参らず候

一、唐津心月寺当夏上京致され候由に付き、八月五日内々にて鍛冶和佐右衛門連れ参り申し候、いまだ、歸寺これ無く二十三日滞留、同九日帰宅

一、十月二十三日森兼助組年寄役申し渡し、小頭有助同道樽肴等持たせ直に開く

一、十一月十五日瀧右衛門二男猪之助、卯之助養子内談致し引越し、瀧右衛門方呼ばれ行き、小佐々参りくれ候様頼み候えども、紋次殿より呼ばれ、かゝ様御出成られ候

一、十二月二十九日横田直右衛門忤、代番願いにて拙宅に有助召連れ参られ申し渡し、^{とら}寅正月二日御頭甚兵衛殿に御目見、願いの通り仰せ付けられ候

一、十二月二十日新田栄助殿急病にて死去致され、直に悔みに行く

(1) おやがかり
親に養われ、独立していない子

(2) かんじようごしはい

勘定奉行の下の勘定役に属する役目。
郡奉行管轄から勘定奉行管轄へ代る

(3) うまさし

宿駅で人馬を用立て、指示する下役人

(4) やまもり

郡奉行管轄の境目奉行や山奉行かに
属して植林、伐採などに関する役か？

(5) りようとのさま

九代藩主松浦静山と十代藩主熙

一、十二月二十九日大雨風、早朝平戸出立、四郎右衛門・人足雨風にて渡海これ無く、与三右衛門と申す者方に一宿、人足と兩人酒など取り給べ休む

(49 頁)

文化三年寅正月元日四つ頃渡海

一、半蔵方行き荷来り盃取り、最寄りよく年始廻り、御頭様に四郎右衛門と兩人参り、御祝等仰せ付けられ戴き引取り、同二日打ち初め滞り無く相済み、同三日引取り、四日拙宅

一、同十七日、病氣にて元日不参、親懸り年始参り、同十九日帰り

一、同二十五日、菅右衛門殿死去致され候

一、庄屋松田長左衛門勘定場御支配に仰せ付けられ、引代り後役坂元猪右衛門参り、馬指善左衛門鹿町庄屋に御取り立て、馬指には平蔵、山守は田平より喜右衛門参り候

一、真藤勇助、森兼助内踏願い指出し候えども、諸御組よりは内踏みの者人数も多く御座候に付き相済み申さず趣にて、願書き追て仰せ出され候筋も御座候趣、熊沢半右衛門殿より仰せ渡され候段、御頭甚兵衛殿より仰せ聞かされ候

一、当春、宮嶋重左衛門娘いね、大屋浦町人内野市次郎妻に縁談願い済みに付き付送り

一、三月四日昼五つ過より江戸に於いて出火、同五日昼過ぎ迄焼払い、長さ三里半横一里ほど焼け申し候由、御屋敷御類焼にて残らず焼払い、御土蔵二つ漸々残り候由、三月二十一日御飛脚到来委く申し来り候処、御両殿様初め奉り御子様方本庄御下屋敷にお移り遊され、御家中初め御末々迄本庄に町宿に仰せ付けられ候由、久方の大火と申す事に御座候

(1) じしやきゆうにん
寺社の使用人

(2) ごようぎん
臨時徴収金

(3) しんえつ
心から喜ぶ

(4) みきたて
神様に供える酒

(5) そんなう
自然災害で農作物が被害を受ける

一、半蔵義江戸詰め仰せ付けられ、二月二十五日出船

(50 頁)

一、二月二日坂口龍助死去致し、三月二十二日迄悴富蔵忌服致し、同二十七日組稽古に付き平戸へ罷り越し候に付き召連れ申し候、同二十八日稽古後富蔵義本組仰せ付けられ候、同二十九日引取る、船より風雨にて矢岳に泊り、四月朔日^{ついたち}帰宅、同二日拙宅に有助同道、富蔵一礼に相見え樽肴直に開く

一、三月十九日内分にて源蔵連れ、心月寺参り二十日・二十一日滞留同二十二日帰る、地藏尊供養にて賑合
う

一、四月十五日、庄屋に罷り出候様代官衆より廻札参り罷り出候处、御郡代久家住兵衛殿お越し、侍中・寺社⁽¹⁾給人・町人お呼出し仰せ聞かされ候は、当春江戸屋敷御類焼に付き、御領分中一札⁽²⁾御用銀仰せ付けられ候の由仰せ聞かされ候に付き、銀十匁差上げ奉り候、十月九日相納め申し候

一、当年拙者入厄に付き、六月朔日講経宮内殿に相頼み、中書殿夫婦、口石おば様、善八参り合ひ、要吉殿申し遣し候えども、指支えにて参られず、隣要吉・和佐右衛門心悦神酒立て致し候⁽³⁾⁽⁴⁾

一、去丑夏以来早魃^{かんばつ}にて本屋敷田方損毛⁽⁵⁾（耗）、去秋は半毛（耗）位にて御座候处、当秋去年より引落し申し候、両年の早魃にて殊の外難儀に相成り申し候

一、六月二十日勘定役衆より御状相達し候处、羽須和免堤羽口拔崩れ申し候に付き、御普請に仰せ付けられ候、八月十五日より取懸り、九月六日相しまい成就の上、又々

(51 頁)

本の通り抜け、卯春又々成就、村夫六百五十人ほど、一組二百人ほど

一、中書不行跡に付き、支（与力）頭に内々相伺い申し候处、^{など}圀杯出来入れ置き候様内指図請け、納戸に急に

(1) しゅつぽん
逃亡して行方をくらます

(2) さしひかえ
行動しないようにする。遠慮する、
辞退する

(3) おおもと
元々

(4) はまぬし
塩田の所有者

来、七月二日親類中打寄せ則ち見届け、坂元但馬指越され見届け罷り帰り申され候

右中書卯四月二十四日夜より相見得申さず候処、行方知れず出奔⁽¹⁾致し、五月二十三日出奔達し宮内殿

より致され候、尤三社宮御宝劔二本・御判物入箱共これ無き段申達しの由、宮内殿三月十一日出船上京
致され候て五月十九日帰宅に御座候、拙者従弟の続きにつき本殿入り指控え申し達し候処、御承知成ら⁽²⁾

れ指外され候段同二十八日申し来る、同二十九日御礼に平戸へ罷り越し候、上下に罷り出候、御頭成田

紋左衛門殿

右中書辰七月二十八日唐津より立帰り、十一月に立帰り達しこれ有り候に付き、島送りも何とぞ御容赦

相成り候様清心寺に相頼み申し候

一、先祖墓所下に屋敷内古墓四つ、久蔵屋敷より三つ直し候、兼て存じ立つ念仏供養出来、牧崎打寄り供養
造立^{ぞうりゆう}致し候、夕方小僧申し談じ回向^{えこう}相頼み申し候、御布施百文茶付け出し候、皆々寄合^{なご}杯致し候

一、劔術^{けんじゆつ}新入、直助・兵助・直治・直平・要吉・半之助・京助・条次^{しめて}八人、七月十七日夜善右衛門殿に

召連れ、古参菅右衛門・斧左衛門・継右衛門・谷蔵・勇助・佐渡八、新入より樽肴、古老そうめん(素

麵)持たせ遣し候

一、段平相願い六月十六日廻り、八月十一日爰元^{こゝもと}出船、同十四日まで土肥前井手渕築石捨石^た足し、内々にて

三社宮下の段石割り漕廻し候

(52頁)

一、小浦古浜内えご、以前光明寺塩浜築立の砌^{みせり}内浜方内談に及び井樋替え居り申し候処、此十か年前か本の

通り岩伐りに井樋立て申し候に付き、内えご無用の場に相成り、大元右えご立ち候時孫左衛門持ち内浜⁽³⁾

溝相用い、土肥の内懸り相立居り申し候えごに付き、浜主中に相障り候場所にてはこれ無く、先役石田⁽⁴⁾

(1) めんかたじぶん
税率を決める時期

(2) わだん
相談して和睦する。話し合いで和解
する

与平殿より申し継ぎも御座候に付き、孫次郎方より右場所埋め揚げ申したく内々相咄^{はな}され候に付き、何の指支^{さしつか}えも相成申す間敷^{まじく}候間、埋め揚げ置かれ候はば、追ては田畑にも相成り申す間敷ものにもこれ無く、左候^さえば末々に到りては少々にても御高請け御為にも相成り申すべく候に付き、埋め揚げ候様内々指図致し置き候処、内浜作人中より見分致しけれ候様申し来り候に付き罷り越し候処、代官、庄屋指支^{さしつか}え、両筆取兩人浦役人中作人立ち合い見分致し候処、何故指支え相成り申し候と申す所一向相分らず、右に就き申し達、当秋⁽¹⁾免方時分御見分請け然るべく申し置き引取り申し候、然る処その後浜使近藤吉右衛門段々相見得^え、作人中得^{とく}と申し談じいずれも得心仕り、孫次郎面談の上指支え御座無く候趣、和談仕⁽²⁾り候に付き、何とぞ内済致しけれ候様相歎き申され候に付きその通り致し置き候事、追て難渋に及び申さず候様、呉々も申し置き候

一、八月十四日、本沢甚兵衛殿御用御登城成され候処、新組お預け成られ、御普請組成田紋左衛門殿お預け成られ候、同十七日

(53 頁)

渡海、同十八日虫干、同十九日御道具御やぐらに相納め、同二十日引取る

一、九月五日御組引渡し御道具同日お引入れ

一、十一月九日有助養子要吉・牧助倅直治・勇助倅直平・代番願いにて拙宅に忠左衛門召連れ相見え、樽肴持たせ直に開く

一、十一月二十二日、量蔵・源蔵・五郎治・久蔵御目見に召連れ、拙者倅京助一同鯛一折差出す、四人は樽肴

一、唐津心月寺十一月二十六日参られ滞留、十二月三日帰り候、上京後初めて

(1) ていじつ
節操があり誠実である

(2) しんせつ
熱心。人情が厚い

一、中倉要吉殿弟甚吉、喜作兩人当春宗門方より実子にこれ有る哉と付札御座候に付き、内談に及び置き候
処、右の通り家内に召置き候様相済み申し候に付き、十二月三日要吉殿差支えにて甚吉・喜作同道平戸
行き、奉行衆三人百足ずつ、大平殿・茂八殿百足分と肴代一包ずつ、谷次右衛門殿一人と見習三人八百
文ずつ御札相しまい申候、追て拙者方も樽肴一包み十一匁持参

一、十二月十一日佐渡八詰代り帰り、持参致し候お書付け左の通り

一、殿様先月十三日御隠居お願いの義、御用番松平伊豆守様へ指出され候処、同十八日殿様御名代として秋
月山城守様若殿様御同道にて御登城成られ候処、お願いの通り御隠居

(54頁)

若殿様へ御家督仰せ蒙られ有難く思召し候、右に就き以来、殿様御隠居様と称し奉られ候様仰せ付け越
され候、但し支配これ有る面々へは申し聞かすべく候

十二月十二日小頭組中長屋呼出し右の趣申し渡し候、同十三日平戸へ罷り越し、同十四日上下にて御祝に
罷り出、同十五日引き取り、仰せ出され候お書付け写し左の通り

殿様御意

今般御家督仰せ蒙られ、有難く思召し候、公辺お勤め向きは勿論御家御相続御政務等お取計い成され候、
就ては御隠居様御代の通り、何も相替らず御奉公専要思召され候、御年若にも御座成られ候えば、別し
て心懸け相勤め候様申し聞かすべき旨御意に御座候
但し支配これ有る面々には右の趣申し聞かすべく候

御隠居様御意

此度お願いの通り御隠居、若殿様へ御家督仰せ蒙られ御大慶御安堵思召され候、是迄いづれも貞実深切に

(1)(2)

相勤め候段、御満悦思召され候

(54
・1)

この写相達し候

殿様御隠居お願の儀、先日十三日御用番松平伊豆守様へ差出され候処同十八日召させられ、秋月山城守様

若殿様御同道御登城成られ候处、お願いの通り御隠居、若殿様へ御家督御相違無く仰蒙られ有難く思召候、この段申し聞候様仰せ付け越され候、右に就いて殿様御隠居様と称し奉り候様仰出され候但し支配これ有る面々は右の趣申し聞かさるべく候 以上

十二月

(表書)

仰渡しお書き附け写

(55
頁)

殿様へ御政務譲^{ゆず}らせられ候えば、相替らず出精御奉公仕り候様思召し候、殊更御年若にも御座成られ候へば御隠居様御心労も薄く、御休足も遊ばされ候様、精々心懸け相勤めるべき旨申し聞き候様仰せ出され候

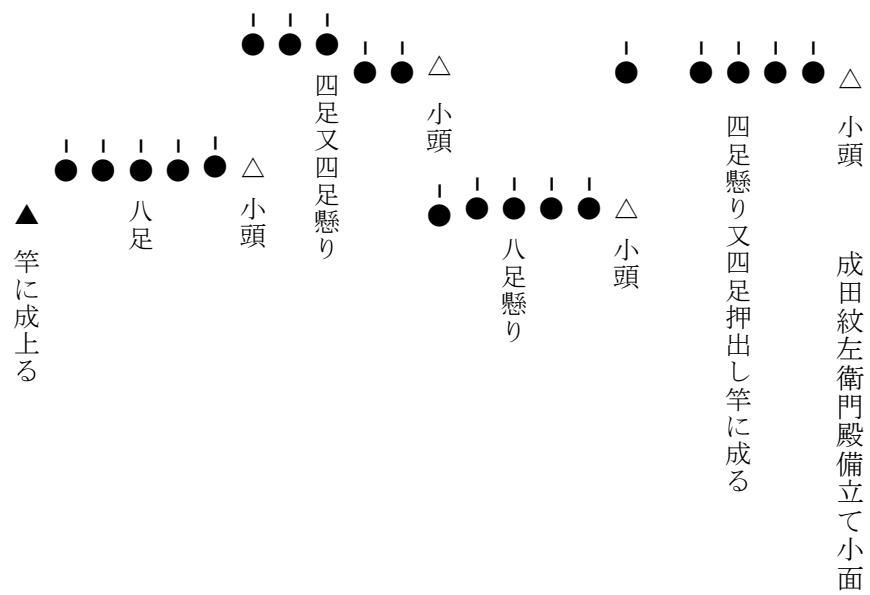
但し支配これ有る面々へは右の趣申し聞かさるべく候

十二月七日

(56 頁)

文化四丁卯正月元日、五つ頃少々雨降る
ひのとう

一、元日二日例年の通り相しまい、同三日引取り、同四日拙宅に年始相見える



(1) ぶまい
上納米。割り当て米

一、正月十四日元日残り親懸り、御年始平戸行き同十六日帰り

一、同十七日直に平戸罷り越し、同十八日朝五つ半頃、善次兵衛殿参り申され候

江戸御屋敷御類焼に付き、御宛行^{あてがい}四歩七厘差上げ申し候旨申し来り候に付き、両組申し談じ一同に差上げ申し候、治右衛門殿病氣に付き、善次兵衛殿相見得申し談じ候、書上げ申し候左の通り

願ひ奉る口上覚

一、御上御類焼に付き歩米⁽¹⁾四歩七厘当^う卯年一か年分差上げ申し度^{たく}存じ奉り候処、右に付き、先達て御用銀等も差上げ置き申し候、これに依り何とぞ当一か年歩米^{ぶまい}卯辰^{うたつ}両年に御引取り下し置かれ候はば有難く存じ奉り候、この段^{よろしく}宜敷仰せ達せられ下さるべく候

卯正月十八日

両御普請組

大小頭

小頭 中

足輕

当なし

両御頭様より別紙御書付け相添えられ指出され候由

一、米四十四俵二斗三升三合七勺

但し相神浦御普請組小頭共人数二十五人御宛行^{あてがい}切米

百石五斗に当る歩米^{ぶまい}四歩七厘の米高

一、米四十四俵二斗三升三合七勺

但し佐々御普請組右同断

(57頁)

しめて 米八十九俵一斗四升七合四勺

大小頭御宛行

一、米二俵二斗一升四合六勺

但し相神浦御普請組大小頭切米六石切米六石に当る四歩七厘の米高

一、米二俵二斗一升四合六勺

但し佐々御普請組大小頭右同断

しめて 米五俵一斗九合二勺

合米九十四俵二斗五升六合六勺

右は去る春江戸御屋敷御類焼に付き、両御普請組御宛行切米二百十三石に当る歩米四歩七厘、当一か年
ながら 分恐れ乍指上げ奉り候 以上

卯正月十八日

石井又七

組

成田紋左衛門

右折紙に相認め指上げられ候由仰せ聞かされ候、御家中初め一統差上げ申し候事

あけまい 右上米兩年相願い申し候につき御先手組杯承り合ひ、同十八日十九日滞留、同二十日に引取り申し候

一、三月九日大瀬忠左衛門御用に召連れ罷り出で候处、引格御徒士組仰付けられ候、去る十一月願書き差出し置き申し候、成田紋左衛門殿御代、御礼廻り御当職松浦典膳殿、松浦藏人殿には御頭召連れられ、瀧川弥一右衛門殿には拙者同道、石井又七殿に同道、夫より御頭に樽肴御祝儀金百疋一包み持たせ御礼に

(1) ぎんにりよう

銀八、六匁〓十匁。

銀一枚〓銀十兩〓四十三匁〓五十匁

(2) いっこっこう

菓子の名前

(3) うけこみてがた

引き受け証書。42頁注(3)と同じか

同道致し、直に御盃仰付けられ候

一、三月二十一日石井瀧右衛門小頭仰付けられお請け、直に御礼申し上げ候、御頭様相済み樽肴御祝儀銀二両一包み

(58頁)

一、同日白石忠右衛門御暇願いの通り仰付けられ、忤量蔵本組仰付けられ、直にお請け御礼樽肴一口香一袋、右兩人共石井又七殿に召連れ、先頭本沢甚兵衛殿へ召連れ、樽肴上げ直に拙者勘定相しまい、同二十七日引取る

一、同二十六日稽古仰つけられ、上米も御座候に付き、これ以来稽古後は迄の通り樽肴等指上げ申さず候様、指上げ候共お請け成られず候段、仰聞かされ候に付き、滞り無く稽古相しまい悦び、且用銀も相願ひ申し候に付き、神酒として小樽に籠肴添え以来右の通り

一、同日小頭四人当時支配月番持ちに仰付けられ、有助・直右衛門・善右衛門・瀧右衛門^{しめて}四人にてお請け申し上げ候、右に付き樽肴差上げ同二十七日引取る、同二十八日直右衛門・瀧右衛門・量蔵、拙宅に一札に参る

一、四月朔日^{ついたち}真藤勇助組年寄役申し渡し候

一、四月七日、大瀬儀平本組仰付けられ候、此者忠左衛門二男物懸り相勤め罷り有り候処、親跡に相願ひ申し度、御頭様より御奉行衆御相談に及ばれ、彼の方支配指し除かれ候に付き、此元御組に相願ひ召し出され候

一、真藤有助養子二男要吉願いの通り相済み、六月六日付け送り来る、松田勘六殿・貞方東八殿より相達し、⁽³⁾請込手形同十日仕出し申し候

(1) じゅうはちしんどう
吉田神道の一派

(2) にゅうぶ
領主が初めて領地に入ること。入国

(3) はれやく
厄があける

一、神田宮内殿三月十一日出船上京致され、十八神道の官位請け五月十九日下着致され候、留守中中書出奔致し候

一、中書出奔に付き、従弟の積(続きカ)に御座候に付き、恐れ入り奉り指控の義郡治右衛門殿相頼み
(59頁)

申し達し候処、五月二十七日直ちに御月番瀧川弥一右衛門殿に仰達せられ候処、御承知成られ指し免じられ候段、同二十八日申し来たる、同二十九日平戸に罷り越し上下にて御札申し上げ候、同晦日引く

一、殿様四月十九日江戸御発駕遊ばされ、五月四日大坂御着、同八日御出船遊ばされ、御船行にて五月二十日御入部御帰城、右御祝詞何も渡海、拙者義右中書義に付き差控え罷り有り、同二十五日小頭真藤有助・平真藤勇助御祝詞として差し越し申し候、上下にて罷り出る

一、殿様五月二十六日長崎御出船遊ばされ、六月朔日御帰城遊ばされ候由

一、拙者晴厄悦び六月五日より、五左衛門殿・紋治殿・和五郎殿・三右衛門殿・小平治殿・正藏殿・

勇五郎殿・菅右衛門殿・平五左衛門殿・治左衛門・幸左衛門・善右衛門・佐助・兵助・孫次郎・

吉右衛門・猪右衛門・平藏・喜右衛門・宮内殿講經相頼み、二十人要吉殿・文治殿近辺かせい(加勢)

一、同六日支配組中二十四人、一人左戸(佐渡)八跡、外に兵藏・龍藏・赤崎喜右衛門・忠左衛門・久藏・瀧

藏・喜三治・三十一人、跡にて正藏殿袋・菅右衛門殿内・龍藏袋・直右衛門内・平五左衛門内・善右衛門内・久藏内・瀧右衛門内・八人、直治・栄吉・継右衛門内・おその・用藏内・三人、都合四十七人

一、同七日六左衛門殿・弁七殿・駒弥殿・隼多殿・佐伝治殿・おば殿・要人殿・猪之助殿・要吉殿・文治殿・

(1) ごきんじゅう

主君の側近く使える役

(2) おこんど

主君の日常の雑用をする係

(3) やくうまわり

平戸藩の身分制度は、上から

一、家老、中老、物頭、物頭並、中老嫡

子格、大小姓、馬廻り：ここまで

が一般の侍である。

二、役馬廻り、中小姓、徒士組、弓組、

足軽：一、の下役となる

(4) どうびょう

殿様と同じ苗字の方々

一 山殿・宮より子共兩人^{しめて}十三人

惣^べ八十人、三日客来相しまい申し候

(60 頁)

一、御入部に付き御礼請けなさせられる、お書き付け写し

一、今度御入部に付いての御礼、来る十五日より請け為され候事

一、五時過ぎ揃いの事

一、御礼請けなされ候次第、左の通り

六月十五日

一、御居間、典膳初め年寄り中御礼

一、御役人中

一、御近習御書き方、御近習医師、御小納戸下役役馬廻り以上⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

一、表へ

御出表御同苗初め、役方馬廻まで御礼⁽⁴⁾

一、中小姓御茶堂、御徒士、御坊主、踏絵御免の者驚之間へ並び居り、一同御礼^{さど}^{おかち}

同十六日

一、隠居、親懸りの面々御礼

(61 頁)

御組々

一、御弓の者より与力足軽まで正月二日の通り

(1) ざいざい
在郷の村々

(2) ごたいざ
主君と相對して座る

(3) しゃじん
神主、主に下級の者

(4) おんようじ
陰陽五行説に基づき吉凶を占う人。
おんみようじ

(5) うみでら
平戸市田平町にある

(6) りようざん
安満岳と志自岐山を言う。安満岳に西
禅寺、志自岐山に円満寺があった。住職
は年始の登城の時、藩主に対座して札を
受けたという。平戸で最も多い寺領を受
ける寺院

(7) やつはん
午後三時

同十七日

一、⁽¹⁾在々侍中十五日残り分御礼

一、中小姓、御徒士、御料理の間並び居り

御出懸り 御覽

一、御同苗年寄中家来

一、町人中 在々まで格式町人に出る

一、御長柄の者より町同心まで 正月三日の通り

同十八日

一、⁽²⁾御対座寺院以下末寺、出家まで御礼、⁽³⁾社人、山伏、座頭、⁽⁴⁾陰陽師

一、⁽⁵⁾海寺、大善院、相乗院

一、⁽⁶⁾両山

正月四日の通り

同十九日

一、在々寺院、社人、山伏、座頭

右の通り

六月十二日

(62 頁)

一、六月十四日洪水、川渡り相成り申さず八つ半頃より船仕立て出船、紋治殿・要七殿・竹哉殿・兵左衛門⁽⁷⁾

- (1) いつつ
午後八時
- (2) じしゃきゆうにん
寺社に扶持を与えられた人 使用人
- (3) じようのう かいさい
年貢を完納する
- (4) にちげん
指定の日時
- (5) なんじゅう および
しぶって、出し惜しみて
- (6) みだり がましき
分別がない
- (7) わきま
平戸藩身分制の一つ。徒士・足輕より下位で、平百姓より上位の身分。職とは無関係
- (8) ひとうち
在浦に住む藩士につかえる中間・小者・下人などという。百姓より負担が軽い
- (9) とうかん
いいかげん
- (10) きゆうらち
急いで解決する
- (11) じんびん
人がら
- (12) もうしたつし
通達する、伝える
- (13) おおい
つつみ隠す
- (14) おちど (おつど)
手落ち

殿・喜三右衛門殿・要吉殿・安私殿・兵藏・拙者・善右衛門組五人・人足山田・鴨川・下二人、都合十八人、夜入り五つ頃平戸に着く

一、同十五日元日の通り御礼申上げ御土器頂戴、八つ頃下城、夕方御組中相揃い、善藏病氣一人は同用しめて二人外し

一、同十六日、二日の通りお礼相済み直ちに御頭様に罷り出、皆々引取り、船より登り人数の分残り

一、同十七日九つ頃平戸出船津吉に着く、同十八日志自岐山参詣、要吉・斧左衛門・直右衛門・善右衛門・四郎右衛門・貞助・要藏・形右衛門・覚助、九人連れ八つ頃津吉に帰る、直に出船、夜五つ過ぎに帰宅

一昨年丑秋御触書写し、後に書留め置き候

(2) 寺社給人の中、(3) 上納皆済(4) 日に相成り候ても不納候に付き、庄屋方より毎度催促致し候え共、彼これと難澁(5) 及び急埒致さず、外風僧にも相拘り猥りがましき向きもこれあるやに相聞え、素より田畑を請け持ち耕作いたし候者、(7) 脇間、(8) 人内、百姓の指別はこれ無き義に候えば、甚だ等閑の心得に候、これにより皆済日限まで(9) 上納手当致さず、庄屋方より懸合い候ても

(63 頁)

(10) 急埒致さぬ面々は速やかに申達すべく候、もし又その人品にたいし申達し候義延引及び候か、或は馴合(11) い相掩候(13) 躰の義これ有り、後に相頭るるに於いては代官、庄屋急度(14) 越度申達すべく候、右の趣田畑請持ち候寺社、給人中へも郡方より相達し候様相計らわるべく候 以上

九月九日

松浦典膳

勘定奉行中

九月二十二日代官殿より廻札を以て申触れこれ有候に付き留置き候、庄屋より申来り候は、組中に

(1) かいさつ
回覧の書状

(2) ひきかく おゆみぐみ
足輕から弓組へ身分を引き上げる

(3) ななつ
午後四時

(4) ここのつ
十二時

(5) むつ
六時

(6) おろしやたいせん
文化の露寇事件。文化三(一八〇六)・四年、松前東えぞ(北海道)にロシア船が襲撃した事件

(7) こうぎ
幕府

(8) てあて
処置

(9) わかごろうちゅう
若年寄と老中

は拙者方より申聞せくれ候様相頼み来り候に付き、承知致し候趣申遣わし候、組長屋に呼び出し申聞
せ候事

卯

一、四月八日白石忠右衛門、去る冬忠左衛門一同引格御弓組願ひ差し出置き候処相済み、幸い平戸罷り越
し居り候て御請け申上げ引取る、忠右衛門病氣に付き追って罷り出候、七つ頃より引取る、同九日忠
右衛門・儀平拙宅に直右衛門同道相見え、樽肴直開き

卯

一、七月二日組勘定に付き船より平戸行き、嶺左衛門・直平・要吉・直治しめて親懸り四人お目見えに召
連れ、同三日朝着船中の崎より上り、御頭成田紋左衛門殿に直ちに罷り出相伺い申候処、御見分下さ
るべき旨に付き宿に引取る、九つ頃右見習願ひの者召連れ行く

(64 頁)

同五日勘定引合い差出す、同九日帰宅

一、殿様長崎御出で、五日朝六つ時御出船遊ばされ候

卯

一、八月四日より同五日朝大雨降り候処、大新田一面湛^たう、水廻り行、大川一升にあまり津元蔵の本惣こし、
長屋上より登り水垣筋惣越し、要七所いかにつかへ候由、久方の洪水

一、先達て松前東えぞ、おろしや大船二艘、小船は所々浦々数艘参り申候て公儀にて御手当、若御老中・大御
目付・御目付その外松平政千代様・藤堂和泉守様・酒井左衛門尉様・津輕越中守様
一、八月朔日三社宮へ歌仙寄進奉献候、牧崎参籠神酒御供献候、寄進札懸け申候

(1) かせん
歌仙絵の略。三十六歌仙などの肖像を
描き、これに和歌を添えたもの

(2) あいたい
当事者同士が直接対談の上決める

(3) さしこす
派遣する

(4) おおせいだされ そろう
藩から出された命令

(5) ごかちゅう
藩の家来

(6) おあてがい
主君が家臣に与える俸給

(7) おふちかた
勤務手当

(8) かくおち
地位や身分が下がること

(9) きりまい
俸禄として春・夏・冬の三回に分けて
支給される米

(10) ろくごうごしゃくいちにんぶち
一日の出勤手当・玄米六合五勺
(一合は一升の十分の一)

一、卯八月吉田村百姓卯七郎と申す者、去る丑年御家中に⁽²⁾相對奉公居り候て、御藏に指出され候米盜取り売払
い出奔致し、此度立帰り申候由にて、縄懸けくれ候様申来る、鑓右衛門・義平・吉田庄屋縛りに遣し候、
その後平戸へ連越し候様申来り候由、形右衛門・形八兩人指越し申候、代官吉元茂平治殿⁽³⁾
一、八月十五日仰出され候趣御家中初め末々に至るまで、御宛行御扶持方書出し申候様、同十六日御頭様よ
り御状相達し、夫々相調べ申し候、年、名、所まで⁽⁴⁾
一、組替、加増、昇身、格落、⁽⁸⁾□□、時々申達し候様仰出され候趣、御書付は参り申さず候、書上げ左の通り

段

成田紋左衛門組

居所佐々里村

(9) 大小頭御徒士組

一、切米六石 吉永斧左衛門

⁽¹⁰⁾六合五勺一人扶持 当卯四十二歳

居所佐々里村 小頭

一、切米四石五斗 真藤有助

六合五勺一人扶持 当卯五十九歳

居所右同村 小頭

一、切米四石 横田直右衛門

六合五勺一人扶持 当卯六十四歳

居所中里村

一、切米四石 久家林助

六合五勺一人扶持 当卯四十二歳

居所小佐々村

一、切米四石 石田兼右衛門

六合五勺一人扶持 当卯四十三歳

居所佐々里村

一、切米四石 岩崎貞助

六合五勺一人扶持 当卯四十三歳

居所右同村

一、切米四石 出口継右衛門

六合五勺一人扶持 当卯四十二歳

(1) おてつぼうのもの
元々、普請組は鉄砲隊である

(65頁)

居所右村 小頭

一、切米四石 金子善右衛門

六合五勺一人扶持 当卯五十五歳

居所右同村

一、切米四石小頭 石井瀧右衛門

六合五勺一人扶持 当卯六十二歳

(1) 御鉄砲之者

居所市瀬村

一、切米四石 吉良勇平

六合五勺一人扶持 当卯五十

居所小佐々村

一、切米四石 坂口重右衛門

六合五勺一人扶持 当卯五十

居所佐々里村

一、切米四石 山本牧助

六合五勺一人扶持 当卯四十七歳

居所右同村

一、切米四石 真藤勇助

六合五勺一人扶持 当卯四十六歳

居所猪調村

一、切米四石 森兼助

六合五勺一人扶持 当卯四十四歳

居所右同村

一、切米四石 出口要蔵

六合五勺一人扶持 当卯三十八歳

居所小佐々村

一、切米四石 石田形右衛門

六合五勺一人扶持 当卯三十歳

居所右同村

一、切米四石 石田形八

六合五勺一人扶持 当卯三十歳

居所佐々里村

一、切米四石 宮嶋覚助

六合五勺一人扶持 当卯

居所新田村

一、切米四石 泥谷弁左衛門

六合五勺一人扶持 当卯二十七歳

居所佐々里村

一、切米四石 坂口富蔵

六合五勺一人扶持 当卯十八歳

居所小佐々村

一、切米四石 白石領蔵

六合五勺一人扶持 当卯三十一歳

(1) うちえ
内絵踏みの身分
(2) もうしつかわす
告げ知らせる

居所日宇村
一、切米四石 松村四郎右衛門
六合五勺一人扶持 当卯 四十歳
居所小佐々村
一、切米四石 志方卯之助
六合五勺一人扶持 当卯 五十歳
居所山口村
一、切米四石 石井善蔵
六合五勺一人扶持 当卯 四十歳

文化四丁卯年八月二十日 差出し申候事

居所市瀬村
一、切米四石 大瀬儀平
六合五勺一人扶持 当卯三十九歳
居所佐々里村
一、切米四石 真藤右伝次
六合五勺一人扶持 当辰三十二歳
辰四月二日組入
総人数 二十六人

一、吉田村市の原新堤、去る戌年より子年まで三か年に都合五度に築立て懸け、捨て置き申候処漏れ申候由にて、土肥割わり

(66 頁)

仰せ付けられ候処、漏留り候にては御普請組普請致し方これなく候に付き、名前書出し候様申来り候、小頭組中残らずにて相勤め居り申候段申達し候処、残らず名前書出し申候様との事にて小頭初め組中名前残らず書出し置き申候、相神浦組同様申来り候

一、真藤勇助、森兼助内絵願い差出し申候処、八月二十五日相済み申候段申来たり候に付き、右兩人に申遣(1)

(1) おおかわ
ここでは佐々川のこと

(2) まるはね
水流を弱めるために丸く作られた
はね

(3) どいすじ
堤防に関する事柄

(4) はっせ にじゅう よんぶ
十畝で一反、一畝は三十歩、
一歩は一坪と同じ

(5) さおいれ
検地

(6) めんぶぎよう
年貢高を決める係の奉行

(7) うらはん
文書の文面を承認し保証するため
裏面に記した署名

(8) ぐんだい
村々の支配の為 郡奉行の下に置かれ、
代官など指揮した。相浦、老岐など七人
いた

わす、同二十六日渡海、同二十七日御頭成田紋左衛門殿に御請けに召連れ申候、同二十八日引取り申候

一、榎渡瀬村田要七飯屋敷上下堺、立会い相きめくれ候様申来り候に付き、卯九月四日吉永斧左衛門・小頭横田直右衛門・金子善右衛門・平組坂口重右衛門四人立会い、上は榎渡瀬に以前古道これあり候所限り、それまでは古川の中倉甚吉借り居り候畑の口、甚吉方も善右衛門に申遣わし候、下は以前渡り道古橋の所より大川⁽¹⁾の方に見渡す、尤も土肥に梅木これ有り候下は前方石田与平殿大小頭の時分、吉富瀬左衛門内々借り居り候由、夫より下、瀬左衛門に借し申すべき段、これ又善右衛門に申遣わし候事、右要七屋敷十四、五年以前に古川の左市と申す者相願い、丸はねの上内々にて家立て、豆腐など拵え居り申候処、中村富次郎家売渡し、又その後要七にうり渡し、これまで三人にて御座候、土肥筋差支えに相成り候節は何にても取揚げ申すべき所にて御座候、右に付き書留め置き候事

(67 頁)

本屋敷古社地前 畑開き 卯九月十日御竿入、古社一同

一、田方八畝⁽⁴⁾二十四歩 御高 一石代

高 八斗八升 但し畑方六畝十二部 畑方引田高直し

御竿入⁽⁵⁾不残相済

(6) 免奉行裏判役

同

大曲助左衛門殿

殿川和吉殿

御代官

吉元茂平次

栗林里の者

初頭紋左衛門

(8) 御郡代

同

川上八十七殿

大山兵八郎殿

御庄屋

坂元伊右衛門

古川触

同 伝右衛門

- (1) ちようもと
記録係
- (2) しだし
料理などを用意して出す
- (3) よりへいしよ
常平所のことか
- (4) いちれん
縄などでつらねたものを一単位として数える。多く十個が一つながり
- (5) いちづめ
一度当番勤務をする
- (6) ありすけ
小頭・真藤有助
- (7) ぶえん
夫婦・養子などの縁が切れる

手代御馬廻見習 同 筆取上 のより
古川慶作殿 橋本甚五兵衛 坂本平蔵 同 善八

同 帳元御中小姓 (1) 同下 木場
中川豊八殿 市瀬吉三郎殿 浜野吉右衛門 同 宗右衛門

同 御徒士組 里触
村木喜八殿 小崎嘉蔵殿 初頭幾之允

同 有浦条治 口石 同 小助

(2) (3) (4)
右免方の節、里懸り中申談じ、一同仕出し方古川寄平所にてこれあり候由、米錢久蔵に相頼み遣
わし申候、その後川上八十七殿に銀一封、焼鮎一連持たせ札に罷り出候、大曲助左衛門殿に焼鮎
一連持たせ罷り出候、代官殿に銀一包、庄屋に肴代錢二百文一包み持参致し候

一、卯九月二十三日、年二十三忠八二男松田善蔵、真藤佐渡八跡入にて御組召出され候、十月十四日より
御鉄炮番一詰め致し候後、病氣にて参らず、辰正月有助方より不縁致し候由にて、勇平・牧助惣組中
よりの取扱いにて相談致し候えども、口石へ参り候義一円承引致さず、右に就いては相組中より申し
聞かせ候義聞入れ申さず候に付き、相勤めず御暇相願ひ申候に付き、申達し候処、願ひの通り御免成
され組指除き、辰二月二十九日組長屋に呼出し申渡す、小頭直右衛門、年寄勇平罷り出候、米二俵組
扶持に吉蔵相渡し候

(68頁)

(1) あいたい
互いに相談して決める

(2) ごばんしょ
町奉行所

(3) かつけしまん
脚気衝心のことか？脚気による
心不全症状

(4) いつつ
午後8時

(5) ごぼこうさま
熙公の母蓮乗院のこと

(6) ちようず
用便に行くこと

(7) ほんしん
正気

一、卯七月二十五日代官吉元茂平次殿申来り候は、吉田村百姓卯七と申す者、去る丑年御家中へ⁽¹⁾相對奉公仕り罷り有候処、御主人より御蔵へ差出され候処、米売り払い代銀盜取り出奔仕り罷り有候、此節立歸り候に付き、からめ御組指出しくれ候様申来り候に付き兩人遣わし、その後平戸連れ送り申候

一、江戸において卯八月十九日、深川八幡宮祭礼に付き大勢参詣候処、永代橋落ち怪我人

溺死 内 八十六人 同 百五十人女

七百三十六人 内 四百二十四人町人 同 七十六人子供男女

外に半死同様怪我人二百一人、死骸引取人これ無き者十一人

外に行方知れぬ趣追々訴え出候え共、死骸出ざる分百二十三人

怪我人

合千七十一人、右南の御番所御月番にて御調べ写し 半蔵方より申来候控

溺死人

熊沢 安田 貞方 中山 松崎

一、半左衛門殿・久三郎殿・立桂殿・善十郎殿・八九郎殿・卯八月二十八日より九月四日江戸において死去、森治五郎殿も追て死去、かつけしまんと申す煩いの由申来り候⁽³⁾

一、卯十月二十三日夜五つ頃、⁽⁴⁾御母公様手水に御出で遊ばされ候て、ふと御病氣附かれそのまゝ一向本心なく、茶飯共通し申さず、同二十四日昼頃御死去遊ばされ候⁽⁷⁾

(1) あい つめ
出勤する。相は接頭語

(2) このつ
昼十二時

(3) うちはじめ
新年ではじめて鉄砲を打つこと

(4) おそなえ
軍事演習

(5) そうのぼり
藩の武士全てが平戸・御城に行く

(6) かみ
主君、十代藩主熙公

(7) なにかと
あれこれと

(8) ながさき おつとめ
長崎奉行へ挨拶に出向く

(9) さいこく
九州地方

(10) いで
田の用水路

(69 頁)

文化五 辰年

一、正月元日例年の通り御礼相済む、御三家御同苗、御年寄衆御用人、御奉行大目付勘定役衆、御家中御出入り方々、先御頭様御年始廻り相しまい、同二日御組中御礼に付き例の通り登城、御鑑の間相詰め(1)九つ過ぎ相済み下り、御頭成田紋左衛門殿に罷り出、御鉄炮打初めなど相しまい、同三日引取る(2)(3)一、正月十六日御備え御覧遊ばされ候段仰出だされ、十四日惣登り、上御不快に付き御覧御延引、皆々引取る(4)(5)(6)(7)

一、二月九日又々御覧仰出だされ、七日に惣登り候処未だ御不快、同十一日に延び、何角用意具足甲に(7)ての筈、御城内へ持ちこみ候処、一円御不快に付き御覧当春御延引の趣仰出され候に付き皆々引取る、臨時に付き組宿賃一人分三步ずつ、大小頭四歩五厘仰付けられ候、宿木田徳右衛門に相渡す

一、殿様御参勤に付き二月二十三日御通行、爰元御小休中里お泊り、長崎お勤め遊ばされ、直ちに西国路(8)(9)御陸行、小倉より御船行、例の通り爰元本陣へ御門番、立番差出し候

一、真藤有助方佐渡八跡に右伝次養子相談相済み、三月二十九日平戸へ召連れ、御頭成田紋左衛門殿へ御目見え仕る、御組仰せ付けられ候趣に御座候、四月五日本組仰付けられ候、同日直ちに稽古仰付けられ候、同六日平戸引取り、おちさ西の久保より隙取り連れ帰り申候

(70 頁)

一、栗林下抜所の大新田井手掘替え願済み取り、五月二日相済む(10)

一、四月十五日武雄入湯に出立、要吉殿同道罷り越す、唐津の様参り同二十五日罷り帰る、武雄滞留の中、

- (1) すこすいかんのん
佐賀県杵島郡白石町堤にある天福寺。
天台宗。靈水で知られる
- (2) ゆうとくいん
佐賀県鹿島市 祐徳稲荷
- (3) ぎんもと
出資者(金の出どころ) (4) うちきり
堤防が破れる
- (5) ぎんしゅ (6) しおやきたて
出資者 海水を煮詰めて塩をつくった
- (7) ひとつなり (8) じょうものなり
税率十% 定率で年貢を納める
- (9) ちんざ
神霊がしずまりとどまること
- (10) ないだん (11) ほうが
内々の相談 神仏へ金品を寄進すること
- (12) せしゅ (13) しゅつぶ
僧や寺に物を施す人 江戸の役宅に入ること
- (14) ひっこし (15) とうやく
ここは嫁入りの意か この役。大小頭をさす
- (16) きん ひやつびき
一分(いちぶ) 一両の四分の一
- (17) じょうへいしよ
米を値の安い季節に購入、高くなると放出。飢饉、
災害の備蓄ともなった。資金の貸付もした
- (18) よつどき
午前十時
- (19) いぎりすともうす ふね
フエートン号を指す
- (20) さがさま
佐賀藩主 この年佐賀藩が長崎警備の担当
だった
- (21) へいもん
屋敷の門を閉ざし謹慎する

(1) 須古水鏡音(院力)に一日参詣一日祐徳院に参詣致し候

一、赤崎外潟、去る申年浦永喜右衛門、屋敷・塩浜相願済みに御座候処、当春より取懸り居り申候、尤も森田兵之助銀元にて御座候由に候え共、銀不足にて色々間違ひ、漸く辰六月二十三日潮留め致し、少々浜開きも出来、塩水取り居り申候処、九月朔日夕潮に打切り申候、又々外に銀主有り借用の由にて文化八年(未の間違ひ)九月二十一日潮留め致候、未年二反ほど浜開き、水取り塩焼立て同年九月末御竿入れ、三反五畝、内五畝塩遊び、御高一石五斗代々一つ成、定物成居り申候由

一、三社宮社内に金毘羅宮御鎮座、役方内談に及び出来、村中奉加申談じ、世話人久蔵・勝三郎・森助相頼み、口石筋勇助、弥太六相頼み追々出来、辰六月二十六日御鎮座御座候、大元施主嘉三次大神楽献じ奉り候

一、おちき事、立石村上重右衛門殿仲人にて高橋奎平次殿木曾八殿に縁談相きめ申候処、重右衛門殿急に出府仰付けられ候由に付き、出立前何卒引越させくれ候様相談に依て、ふと八月十五日に引越させ申候、彼の方より九月十三日に相見え申候

(71頁)

一、京助儀八月八日、拙者当役見習い候様仰付けられ候、御頭成田紋左衛門殿御樽肴、御菓子料金百疋差し上げ申候

(17) 一、志方常平所御新田土肥、重ね揚げ願済み、六月より取懸る

(18) 一、八月十七日朝長崎より四時到来、いぎりすと申す船参り候由、直に出船、右に付き佐賀様百日御閉門

- (1) おおやうら
鹿町にある入江
- (2) なかのさき
平戸の船着場
- (3) いせん
外国の船・ここではイギリスフエート
ン号を指す
- (4) あまつさえ
そればかりでなく
- (5) はしばし
あちらこちらの場所
- (6) はかりがたく
推測できない
- (7) あだをなし
人に害を加える
- (8) ていのぎ
くのようなこと
- (9) ほうこうにん
武士
- (10) いっとう
すべて
- (11) せいぜい
一生懸命
- (12) せつしょうづつ
鳥獣を撃つための鉄砲
- (13) とりかすめ
盗まれ
- (14) いせん おてあて
外国船がやって来た時の処置、防禦
- (15) いぎ
他と違った意見

一、八月四日石井善蔵、御普請方頭申し渡し候

一、八月二十九日御頭成田紋左衛門殿と奥様、泥谷八十八殿と下女二人、家来一人上下六人御出で成られ、
晦日御延引九月朔日お帰り、船にて送り罷り越す、北指嵐⁽¹⁾し大矢浦岡本市郎兵衛方御一宿、翌二日早朝
出船、五つ過⁽²⁾に中の崎に着き、直ちに虫干しなど致し同五日引取る

一、十月十三日京助、形八同道祐徳院参詣、同十五日帰り申候、願成就かたがた遣わし申候

先達て長崎表へ異船渡来いたし、彼の地において牛、羊ならびに水薪など謀計をもつて申請け、あまつ
さえ上陸の上畑物など押取りいたし候趣に相聞え、もし右様の賊船壱岐国小値賀その外平戸島々端々御⁽⁵⁾
領分の内、何れの所に漂着致す儀も計りがたく、万一漂着の上人家へ仇を成し候か、または畑物など押⁽⁷⁾
し取り乱暴放火致し候体の義その外理不尽の筋も之あるにおいては、その所の奉公人は勿論、最寄り在⁽⁹⁾
浦百姓浦人に至る迄一統出会い、棒ならびに木太刀等の類持出し、精々相働き成るべくだけ生捕るべく⁽¹⁰⁾
候、若し又彼の方より鉄炮その外飛道具など相用い候はば⁽¹¹⁾

(72 頁)

銘々所持の殺生筒にて勝手持出し、相防ぎ打留るべく候、彼のために取掠め乱暴に逢い候体の義これあ⁽¹²⁾
り候ては、他国に対し永く日本の恥辱たるべく、且つ又兼がね異船御手当義は公儀より追々仰出され候⁽¹⁴⁾
筋に候えば、右体理不尽の義に之あり候をそのまま指置き候ては外聞異議相済まざる事に候、下々にも⁽¹⁾
右様の所とくと合点いたし、誠精相働くべき旨申諭し、その切これある者へはきつと御褒美の沙汰に及⁽²⁾
ぶべし、全て此方より先ず手を出す候訳には之なく、彼の方より右体理不尽の筋これあり候はば、暫時⁽³⁾

(1) かくえん
遠く離れている、非常に遠い

(2) さしかかり
さしあたり

(3) もうしふる
広く言い渡す

(4) いせん
西洋の船

(5) つじ
道路が十文字に交差しているところ

もおかず生捕るべく候、右手配等の義兼て申合わせ相図を定め置かず候ては、急に大勢寄合い候事も相成るまじく候、右様急変の節は竹、貝など相用い、一統相集り直ぐ様取懸り候様の義も、その懸りの役人上の、都合よろしき方、兼て定め置くべく候、壹岐国、小値賀隔遠の所に候えば、此方へ申達し取計い方指図を請け候様これあり候ては、指懸り急場の義全く間に合わず、後れ候ては相成らざる事ゆえ、兼て心得の所相達し置き、下々至る迄一致、右の通り相心得候様、申触れらるべく候

九月

月番

勘定奉行中

(73頁)

異船御取鎮め御用法

一、異船⁽⁴⁾佐々口へ相見え候節は小佐々懸り足毛馬の辻⁽⁵⁾に火立て候事

但し相神浦よりの請け火、同所同断

一、鷺尾嶽へ請け火、市瀬村より火立て申すべき事

但し田平、江迎よりの請け火、同所へ猪調村より火立て

申すべき事

一、柘植の尾首へ請け火、小佐々村より火立て申すべき事

但し海上嶋内へ異船相見え候節、ならびに田平、江迎の請け火右同所へ鹿町懸り瀬戸の木場より火

立て申すべき事

一、右請け火、鹿町懸り清水山ノ辻へ火立て申すべき事

一、右請け火、長坂懸り白岳の辻へ火立て申すべき事

(1) ふだば
高札場

(2) ちゅうしん
事件を急いで報告する

(3) きいをえ そろう
御挨拶とします

(4) てあて
用意、処置

但し御厨よりの請火、同所同断

一、九艘泊へ異船相見え候節は、小佐々懸り大野の辻へ火立申すべき事

但し右の節請火、柘植の尾首、足毛馬の辻へ火立て申すべき事

一、雨天にて火立て難しき節は、右場所々々にて鉄炮三放しずつ打ち申すべき事

一、長坂、猪調両村、諸人集り所、寿福寺下⁽¹⁾札場

一、鹿町村右同所、下の口の注進⁽²⁾の節は、歌が浦津元蔵、上の口より右同断の節、鹿町庄屋

(74頁)

一、佐々里村右同断の節、御普請組長屋より津元蔵の辺り

一、吉田村右同断の節、中原

一、市瀬村右同断の節、庄屋前小札場

一、小佐々村右同断の節、庄屋前小札場

一、異国船見および候は、右の通り火の手を合わせ申すべき事

一、火の手見および候は、早鐘撞き、太鼓を打ち、螺、竹、貝など

を吹き、村々人数集り所へ馳せ着け申すべき事

一、銘々心得の道具持出し申すべき事

辰十月 佐々

江迎

廻札をもつて⁽³⁾貴意を得候、異船もし御領分の内へ漂着致し候節、取計い方の義、此節御書付けをもつて
仰出され候に付き、写一通ならびに在方手⁽⁴⁾当ての書付け相添え相廻し候間、承知置き成らるべく候、此

(1) (こくげつ) (こくごき)
陰曆十二月

(2) やつ
午後二時

段貴意を得るべく斯くの如く御座候 以上

十月五日

吉元茂平次

各様

(75 頁)

右廻札、小筆取持ち廻り申候に付き写留め置き候事

一、赤木利兵衛、海士見崎一本松の下、水返しの内、願済み屋敷替え作事出来引直り、潟地追て畑などに開立て申し候願いにて御座候

文化七年はねたけ築留め畑方に致し、午秋御免方の節御竿入れ八年御免

御奉行 中原丹右衛門殿

帳元 村上彦七殿

御代官 吉本茂平次殿

古川触初頭 伝右衛門

御郡代 川上八十七殿

手代 鴨川和五郎殿

御庄屋 大浦宗助

同 牧山勝藏殿、

大小頭 吉永斧左衛門

一、極月二十九日風立ち、拙者人足連れ渡海候えども、江迎より荷物延引、善蔵日の浦へ残し置き候処渡り留り、漸く元日に相見へ右に年暮に参らず候、京助遣わし候

文化六己巳年

一、正月元日荷物不参に付き、御礼登 城致さず候、遅々に八つ頃善蔵難義におよび渡海、御組中も日の浦泊

(1) よつ
十時

(2) このつ
十二時

(3) おさかずき おせち
御酒とおせち料理

(4) ふしん
土木工事

(5) いらい
今後

(6) いへん
フエートン号事件のような非常の
事件

(7) ないりよ
熙公又は清公の御考え

り、一人も相見え申さず候

一、同二日御頭様御年始に罷り出る、追々組中渡海、四つ頃登城例の通り御鑓の間に相詰め候、九つ過ぎ下る、
御頭様に罷り出御鉄砲打初め相済み、例の通り御盃御節仰付けられ七つ頃引取る

(76 頁)

一、当年より御普請組より足輕九人、小頭一人江戸本庄詰め仰付けられ候段仰渡され候、御書付け左の通り
御書付写

御普請組の儀、佐々、相神浦新田普請受持ちの事に候所、近年にいたり破損所も間遠にこれ有る趣相聞え
候、右に付き以来は異変御手当ての方、専ら仰付けらるべき御内慮の筋もこれ有り候間、来春より二組の
内足輕九人、小頭一人江戸表

本庄詰め仰越され、一年代り致させ候様仰出され候間、その旨を得られ申付けらるべく候、尤も指越し候
頃合の義は、来春登り御先手足輕一同出船致し候様、取計らわるべく候、以上

辰十二月二十八日

月番

成田紋左衛門殿

鮎川庄吉殿

一、巳
正月十一日御普請始めに付き、人調べ左の通り申達し候処直に仰付けられ候

小頭

金子善右衛門

森兼助

(1) おおづつ

大砲の古称

(2) えんしょう

火薬

松村四郎左衛門 坂口富蔵

真藤右伝次 〆五人

(76 頁 1)

御書付写

御普請組の儀は、佐々、相神浦新田普請受持ちの事に候所、近年にいたり破損所も間遠にこれ有る趣相聞え候

右に付き、以来は異変御手当ての方、専ら仰付けらるべき御内慮の筋もこれ有り候間来春より二組の内足輕九人、小頭一人江戸表本庄詰め仰越され、一年代り致させ候様仰出され候間、その旨を得られ申付けらるべく候、尤も指越し候頃合の義は、来春登り御先手足輕一同出船致し候様取計らわるべく候、以上

十二月二十八日

月番

成田紋左衛門殿

鮎川庄吉 殿

(77 頁)

一、正月二十九日宿元出立、二月三日平戸出船田助廻りの由、三月二日江戸表着の由、江戸において御鉄砲稽古仰付られ候由、小頭同様稽古仰付られ候段申来り候、六月十三日書状に大筒も十五匁より三十目まで稽古仕り候由申来り候、六月七日稽古に塩硝箱に火飛び込み、四郎右衛門、右伝次兩人やけど致し候

(1) ちゅうもくろく

芸道や武術を伝授する時、その名目などを記し、伝授し終えたことを証明する文書

(2) きりがみ

芸能や武芸の免許状

(3) ひけが

やけど・火傷

(4) かんそん

日照りにより作物の収穫が減少する被害

由申来り候

相神浦組

御鉄砲御師匠御旗本八百石

松村六之平

谷庄右衛門様

青井三左衛門

御嫡子 同 邦三郎様

馬場林蔵

吉居銀左衛門

吉居伊平次

文化七年八月十二日右五人江戸出立仰付けられ、九月十六日平戸表着船、同十八日宿所引取る、御鉄砲稽古出精仕り候由にて、中目録御免の御切紙など拝領罷り下り申候、相神浦五人も一同拝領御座候、尤も四郎右衛門義、去る七月火けがにて稽古出来致さず、御免しも拝領致さざる由、四郎右衛門病氣、善右衛門九月末頃より病氣、年内出勤これ無く候

一、春、夏、秋に懸り大旱^{ひでり}にて殊の外旱損^{ひで}致し、本屋敷など漸く米十俵ほど御座候、五月三日大川渡しがたく雨降り候後、同十八日少々降り、いもなど植付けその後旱たち、七月二十九日久方に降り落ち申候

一、石田平太良新酒屋願ひ、去る八月より願ひ出居り候由の処、当八月八日願の通り相済み来り候由にて、八月中ごろより売場出し申候、屋敷手せまく御座候由にて赤木利兵衛本屋敷、廣川宴私殿古屋敷に直り申候、午年新酒より手作りに御座候、尤も新酒屋願ひ、郷中四か村願ひにて御座候由

一、午五月十六日成田紋左衛門殿御用にて、御先手同前組お預かりなられ候申来る、同十八日罷越し申候処

(77頁〜1)

御普請組足輕 九人

(1) さいぜん
さきほど

(2) おつきはんさま
今月、政務を担当する家老

(3) つめかわり
(江戸) 勤務の交代

(4) あいしまい
仕事などがかたづくこと

同小頭 一人

五月初旬平戸出船、六月初着府

右本所詰め御普請組足輕交代時節の儀、先達て相達し置き候処江戸に於いて鉄砲稽古の儀は専ら夏分の事に付き、最前の通りにては稽古向き指支えに相成り候旨申来り候、これによりこの節猶又右の通り相いきめ候間、その旨を得られいらい間違ひ無き様取り計らわるべく候

巳

十二月

月番

御普請組頭中

(78 頁)

鮎川庄吉殿、川下組御頭仮支配に仰せ蒙られ候

一、長崎において宗像平次左衛門殿、御普請組御預かりなられ候、十二月二十日お引取り、庄吉殿同二十日御死去に付き、新組頭守山文平殿より同二十五日御引渡し相済み申候、有助詰め同日二十六日より直右衛門詰め

御書付写御頭様へ御座候由

一、御普請組江戸詰め交代の義、最前仰出され候通りにては鉄砲稽古夏分専らの事に付き、以来は五月初旬平戸出船、六月中旬江戸表着仕り候様仰出され候趣に御座候御月番様より両御頭様に相渡り候由にて、
(3)
(4)
来春詰代り登りその心得にて相しまい申候様、仰付けられ候

(1) くじとり
くじびき

(2) なんじゅう
困ること

(3) かんべん
よく考えること

(4) どうせき
同じ席次や地位

文化六巳十二月仰出され候趣に付き、書留め置き申候

(79頁)

文化七午年

一、岩崎定助病身にて旅行相成らず候に付き、御暇願ひ奉り候に付き申達し候処、正月二十二日御暇仰付けられ、引格、内踏み願の通り仰せ付けられ候、二月九日引格仰付けられ候、養子峯左衛門同日直ちに本組仰付けられ、江戸詰め仰付けられる

(1)

一、当年江戸詰代り、鬩取りにて申達し候

山本牧助 出口喜三次 渋谷弁左衛門

白石領蔵 岩崎嶺左衛門 〆五人

小頭 相神浦組より 馬場郡之允

四月二十八日宿元出立、五月四日平戸出船、六月十九日江戸着の由

一、三月二十五日、平田逸作殿参られ候由、大新田土肥櫨植付け仰付けられ候由、先達て御勘定役衆、御郡代役衆より申来り居り候处、この度植付けに相越され候に付き、庄屋・拙者立会い申候て、同二十六日より植付け御座候

一、拙者儀、去る九月組中難渋⁽²⁾申し出候に付き、当二月二十日善次兵衛相頼み御暇願ひ指出し置き申候、得と⁽³⁾御勘弁も成らるべく、且つ御同席仰談しらるべく候に付き、先ずお預り置かれ候にて願書お受け取り、追て右仰聞けらるべく候由に御座候、四月十七日罷り出候处、右願書未だ老年におよぶと申候にてもこ

(1) にんべつ
一人ひとり

(2) かきあげ
役所や目上の人に書いて差し出す
こと

(3) おおせこされ
言ってこられた

(4) ながさきききやく
福岡・佐賀・平戸藩など西国十四藩が
長崎に置いた役人。平戸藩では側役な
どの中級の家臣が派遣された。長崎奉
行からの通達、その他の情報を伝えた

(80頁)

れ無く、病身と申すにてもこれ無く、数代大小頭大切と申す計りにては御暇願ひ申達し難く、先ず相勤
申候様仰付けられ、有難くお受け

申上願書もお返し遊ばされ受取り申候、同二十二日稽古仰付けられ候に付き、その趣おもむき小頭初め組中に申
渡し候事

一、五月二日御頭宗像平次左衛門殿より御状相達し候処、拙者初め小頭御組中人別書上げ仕り候様仰越され、
同三日平戸へ罷越し申候処、何の年号、何月何日召出され何年何月何日に転役被仰付けらる、段々一々
■■■■■■■■■■ 候様仰付けられ候、小頭、平組同様書出申候、右控別紙■■■■■■■■■■、御組の者の内踏
み仰付け居られ候者御座■■■■■■■■■■ 付け候様諸作柄年数にて仰付けられ候様、委細書出し申■■■■■■■■■■
五月二十六日又々渡海申し達し候

何月何日
何之何年小頭被仰付
何年相勤、何年何月
何日大小頭被仰付

一、六月七日洪水にてかいら川土肥打切り、口石小浦惣人夫にて閑留め申候、八月より御普請取懸り土肥拵
え致し候、村夫等召使い申候

一、御頭宗像平次左衛門殿、八月二十二日御用にて長崎聞役御免、大目付仰蒙られ候段申来り、九月四日御祝(4)

(1) ぐいんきよさま
隠居した9代藩主清公

(2) ぐらのすけ
家老・長村内蔵助

(3) ぶえいりゅう
砲術の流儀の一つ

詞に罷越し申候、御樽肴差上げ申候

一、両御普請組の義、以来は大筒組に仰付けられ候段、先達て御隠居様より内蔵助殿へ仰越され候段、内々御達し御座候趣、仰付けられ候委細は追って仰付けられ候由

一、九月八日かいら川土肥打切り水損所御見分、直に大新田土肥通赤木利兵衛新田御竿入れの段、昨夜御代官殿より申来り立合い

一、かいら川五左衛門殿作七年免じ、伝蔵作五年、平助作三年、少々うちほがし

(81頁)

当毛荒れに相済み申候

同日

一、赤木利兵衛新田御竿入れ、二反四畝、内六畝潮遊び、残一反八畝(四十間、十八間)八か年御免、追って田方にも相成り申し上ぐべきは又々御見分、水溢れ等手入の模様に寄り、尚又年次も仰付けらるべきとの儀に御座候、御立合いの人数前にこれ有り

一、九月二十五日平戸へ罷越し申候処、同二十六日川下御頭志佐岡右衛門殿御宅において両組大小頭、小頭一同に江戸表より御隠居様より相達し申候御書の趣、お読み聞かせ成られ候上、以来大筒稽古の儀得と申談じ候様仰付けられ候、同二十七日川下組久田伊平次相見え申候に付き、武衛流大筒拝見に御台子に差出で申候

一、真藤有助、石井瀧右衛門兩人共老年におよび、小頭相勤めがたく御暇願ひ差出し置き候、有助義は数年

小頭役相勤め申候に付き引格御徒士組願い差出し置き申候処十月七日御尊書相達し申候処、真藤有助・石井瀧右衛門・真藤勇助・大瀬儀平・石井源藏・真藤要吉同八日召連れ平戸へ罷り越し候、直にお請け罷出で候処、明朝召連れ罷り出候様仰付けられ候、尤も瀧右衛門上下におよばぬ段申来り候、病氣にて参らず候、同九日何連れも召連れ罷り出候処、有助義老年におよび相勤め難く御暇願いの通り仰付けられ候、数十年魂丹相勤め申候に付き、引格御徒士組仰付けられ候、瀧右衛門御暇願いの通り仰付けられ、支配役横田直右衛門仰付けられ候、真藤勇助・大瀬儀平兩人共小頭仰付けられ候、源藏、要吉事長左衛門、直に本組仰付けられ候、有助御月番の御家老山鹿伊織様に召連れられ候、八つ頃より右五人御礼に召連れ罷り出候、御樽肴酒一斗、塩鯛一折、するめ二斤、肴代青銅一貫文

(82頁)

有助・勇助・儀平、一人前金百足ずつ、御祝儀として差上げ申候、源藏・長左衛門一口香一袋ずつ添え、岡右衛門様には御礼に召連れ申候、同十日引取る、十一日には拙宅に右礼として相見え申候

一、殿様十月二十三日御発駕、中里御泊り長崎御勤め、小倉より御船にて室より又々御陸行の由、高力慶介殿御供に二男久吉遣わし申候、十二月七日御着府の由

一、大筒御見分の趣申来り、江戸下りの者召連れ十月晦日平戸行、善右衛門・兼助・四郎右衛門病氣にて参らず、留藏・右伝次兩人登り、川下組五人とも登り

十一月朔日岡右衛門様御出、稽古銃薬など積り方仰付けられ候有り、同二日仰達せられ御座候由に候え共、渡し方相済み申さず三日滞留

同四日

一、鉛三貫四十匁 相渡し両組にて
一、大筒百目銃 一挺
一、同三十匁銃 一挺 相渡し

一、同十匁玉 三丁

一、鑄形 三膳

一、鑄なべ 一つ

一、込矢 二本

右の通り仮手形にて

同五日 天気能し

一、追廻し馬場にて百目、三十匁、十匁一人前五放しずつ打たせ申候、滞りなく相しまい申候、同六日引取る
一、十一月十日勇助小頭歛び有り

一、十一月十二日祐徳院参詣、内分にて形八、辰治同道嬉野泊、同十三日参詣武雄泊、黒髪山参詣、同十四日
少々暮におよび帰宅致し候

(83頁)

一、同十六日船より平戸行き、矢場拵え同十七日帰宅

一、同二十一日有助、長左衛門祝い有り、同二十三日儀平小頭歛び有り

一、十二月二日平戸罷り越、同三日早朝御頭様に罷り出候処、先達て仰達せられ候大筒稽古、一か月に一人前十放ち打ちの積り、銃薬ならびに諸色とも積り出し候様仰付けられ候、則ち別紙の通り書付け差出し置き候

大筒稽古銃薬積り書

(1) かた

材木をはかる単位。長さを表す数詞

(2) ほう

材木をはかる単位。広さを表す数詞

但し二十人にて一人前に一か月十放ち打ちにして

一、塩硝二貫六十目 内五放十匁筒、同四放ち三十目筒

同一放し百目筒打ちの積り

十二か月分

百目筒十五匁薬

計 塩硝二十四貫七百二十目

但し 三十目筒十二匁薬

十匁筒八匁薬にして

但し 右同断、十匁銃五つ、三十匁銃四つ

一、鉛六貫四百八十目

百目銃一つ しめ 十を鑄足り二割引の

積りにして、一か月分

計

一、塩硝四十九貫四百四十目

但し 両組にて四十人、十二か月分

一、鉛十二貫九百六十目

但し 右同断 一か月分

右の通り、両御普請組大筒稽古入用鉛、塩硝大積り仕候

以上、

午十二月三日

大筒稽古入用諸色積り

(84頁)

一、中火縄 十方 ⁽¹⁾

但し 二十人にて一か月に一度、一人前半形宛の積り

十二か月分 計 百二十十方

一、角板八寸方二十枚 ⁽²⁾

但し 二十人にて一人前一度、一枚宛の積りにして

(1) うすべり
へりを付けたし

十二か月分 計 二百四十枚

一、半紙百枚 但し 右角はり入用、角一枚五枚張にして

十二か月分 計 千二百枚 六束

一、同 二百枚 但し 御鉄砲ふき入用、一人前十枚宛にして二十人分

十二か月分 計 二千四百枚 十二束

一、胡麻油一合

十二か月分 計 一升二合

一、とのこ 一、ごふん

一、のり 一、すみ一斗ほど

一、薄縁⁽¹⁾二枚 但し 二間積り

一、宿賃 但し 人数日数次第、時々申達すべく候

右の通り大筒稽古入用品々、一組にて一度分荒積り仕り候、以上

午十二月

伺い奉る覚

両御普請組、此度大筒稽古専ら仕り候様仰付けられ候処、大筒取扱い申候義に

(85頁)

御座候えば、御普請所勤め同様太義仕り候事に御座候に付き、御普請所勤めの通り昼扶持仰付けられ下
し置かれ候様、宜敷く仰せ談じ下さるべく候、以上

午十二月

右積り書の通り、極月二十一日御寄合いの上相渡し候様相済み申候段、同晦日御年暮に罷り出候節仰せ渡され候、尤も銃薬ならびに諸色共御武具方より通いにて請取り申すべき由、昼扶持、宿賃御勘定御判請手形にて、薄縁は痛み引替えにて受取り申候事

一、志方卯之助、石井善藏兩人共内踏み願ひ指出し置き申候処、十二月十日御尊書相達し申候処、兩人共上下用意召連れ候様申来る、同十二日寒入りに付き一同船より出船致し候処、風悪敷く大矢浦に泊り同十三日朝着、同十四日御用相済み稽古仰付けられ候段佐々申遣わし候、同十七日十匁筒にて稽古相しまい同十八日引取る、夜に入り帰宅致し候、同十九日兩人共拙宅に礼に相見え、長屋にて祝いなど有り、参り候、暮におよぶまで給へ京助も参り候

一、極月晦日平戸渡海、御頭宗像平次左衛門殿御年暮に罷り出候

文化八辛未年

一、正月元日四つ頃登城、御礼相済み御年寄衆御年始廻り、御役人方相しまい

(85
---1頁)

高にして 六石九斗七升二合七勺

合 十七石九斗八升三合六勺

内拾五石

但し御弓五人御取立て下置かれ候御宛行^{あてがい}

一人に高三石宛にして

残る分組用銀に仰せ付けられ下さるべく候、以上

(1) やば
矢場。弓を射るところ

(86頁)

同二日天気能し、御組中

御礼に付き御鑑の間に罷り出、相済み候て御頭様御年始、打ち初め相しまい、御節仰せ付けられ候事

正月十五日渡海、同十六日大筒稽古相勤め、五、六人宛五日内四日■、同一日玉込め、正月二十九日ま

で三代りにて相済む、拙者二十七日引取る、正月二十五日御年寄衆、江戸下りの者大筒御見分御座候段仰

付けられ、西口御屋敷矢場⁽¹⁾にて御見分御座候

御家老 松浦藏人殿

御普請組頭

大小頭

佐々 吉永斧左衛門

長村内蔵助殿

佐々 宗像平次左衛門殿

同

川下 岩崎善次兵衛

山鹿伊織殿

川下 志佐岡右衛門殿

小頭

佐々 横田直右衛門

豊田隼人助殿

同

川下 高増平左衛門

一、十文目二 三十目二

四放宛

佐々 森兼助

百目 二 三十目二

四放宛

同 坂口富藏

百目 二 三十目二

四放宛

同 真藤右伝次

十匁 二 三十目二

四放宛

川下 松村六之平

百目 二 三十目二

四放宛

同 久田伊平次

三十目二 百目 二

四放宛

同 吉居銀左衛門

百目 二 三十目二

四放宛

同 青井三左衛門

三十目二 百目 二

四放宛

同 馬場林藏

八人

病氣にて参らず

佐々 金子善右衛門

松村四郎右衛門

(1) まえびろ
以前。前もつて

(87頁)

滞りなく御見分相済む、随分宜敷く相見え申候段、仰聞かされ候、尚又心懸け稽古出精仕り候様仰付けられ候

一、昨二十三日御矢場拝見に罷り出、御役人石田元助殿引廻しにて、斧左衛門・善次兵衛・六之平・兼助・銀左衛門罷り出候

一、二月、閏二月、三月、四月四ヶ月大筒稽古、一ヶ月五日ずつ出勤

一、六月朔日登り、二日より同十一日まで、五月分と二か月分相しまい

一、鎌辺田新田山下崩れ岩、浜辺通り道筋支えこれなき様開立て申たく、石田形八内々相願い申候に付き立合い

未二月八日

代官 吉元茂平次 庄屋 大浦宗助 初頭伝右衛門

吉永斧左衛門 小頭 横田直左衛門 石田兼右衛門

石田形八

右人数立合い、先ず内々にて開き立て申談じ候、追て田畑にても出来致し候はば、御竿入れ願奉り候て相応の御高請け候事

一、閏二月朔日古川右衛門兵衛殿御家内上下五人、武雄入湯行き御泊り、前広御頭平次左衛門殿より御状相達し候に付き

(1) みやしゆく

東海道の宿駅。愛知県名古屋市熱田
神宮のある所

(88頁)

一、二月二十六日金子善右衛門養子茂八、善次平衛殿家内より請込み、御頭様御目見え、直に代番願いの通り仰付けられ候、尤も右願いの時分、組年寄、小頭中より書付指出し候に付き願遣かわす事

一、築出、本渡瀬土肥下手、永石七右衛門屋敷願いに付き、代官吉元茂平次殿、御郡代川上八十七殿へ相伺われ候処、所中支えこれなく候はば仮屋敷相渡し然るべしとの義に付き、未二月二十六日吉永斧左衛門・庄屋大浦宗助・横田直右衛門・出口鑓右衛門・栗林初頭紋左衛門・七右衛門・小川義平立会い相渡し候、以後土肥筋^{そまつ}俵^{つきたし}などもこれ有り候節、何時も取揚げ申すべき事書留め置き候

(89頁)

一、五月朔日江戸詰め登り出立、小頭真藤勇助・石田兼右衛門・出口継右衛門・吉良要八・真藤長左衛門・五人、相神浦五人佐々宿に一同に居り申候、拙者義も組用に付き平戸へ罷り越し申候、未だ乗船も相しまい申さぬ由にて、三日には皆々引取る、拙者義しまい出来申さず候に付き、同四日引取る、勇助・長左衛門三人同道、洪水にて川渡り相成らず、文治殿に泊り申候、又々五月十三日出立、同二十六日出船の由、⁽¹⁾
勇助・兼右衛門御献上才料仰付けられ候由、兼右衛門義道中宮宿より相煩い候由にて道中延引、要八付添い候由申来り候、三日程延引江戸表着の由、追て申し来り候

一、五月八日田植え申候、例年の通り組中加勢、四つ頃川下より使い相見え申候処妹今曉死去致し候段申来る、直ちに参り洪水にて川渡り相成らず、半之助参り新田に行き泊り、翌九日墓寺参り引取る

一、大筒稽古の節、中倉平助方へ申遣わし候、相見え申談じ稽古出精致し候様仰付けられ、六月四日より出勤、平助御先手足輕に御座候処、先達て御組支配指除かれ、御武具方御支配にて御徒士組仰付けられ候由

(1) けんやく
儉約、節約

(2) ひらどうをだなしゅつか
文化八(一八一二)年十一月五日の
平戸大火

(3) しゅつぷ
出府のことか。ここでは平戸に行く事

(4) おがわあん
平戸市恵美須町。臨濟宗、寺領二十石
江月和尚が開山の寺

一、御兼約⁽¹⁾に付き大筒稽古の義、一か年に三度に仰付けらる段、仰渡され候、七月より二度当年までは臨時稽古玉葉相渡し候、来年より臨時玉葉相渡らず候

一、未八月六日新地内見に付き、赤崎塩浜も内見これ有候に付き、いわし渚願所内見相頼み候処、代官吉元茂平次殿・庄屋大浦宗助・筆取石井祐左衛門・初頭幾之允・吉永斧左衛門立会い申候処、畝数も相きまり願濟みの事に付き、右畝数開き立て相済み申候上、御竿入も相願い然るべき義に付き、当年見合せ申すべき事に付き、書留め置き候

一、赤崎喜右衛門塩浜新田、九月御竿入れ相済み候由

一、浜三反五畝、内五畝潮遊び、引残り三反浜高一石五斗代の一つ成り、定物成に相きまり、十三か年御免の由、御奉行松尾要之助殿 御郡代大桑宇平太殿御立合い

一、九月二十五日磯本市六殿、浦慶治殿、紫加田加吉殿、多々良与兵衛四人連れ早岐帰り一泊り、翌二十六日
帰る

一、十一月二十五日夜、平戸⁽²⁾魚店出火御座候処参り合い、九つ頃承わり付き、直に出浮⁽³⁾(府力)申し候処、鏡川松本懸り持より焼け出し小川庵門脇まで焼払い本町通り比丘尼橋まで両様共に川限り残らず焼払い、尤も牢屋は残り、本家八十七軒焼け申し候由、稽古に付き参り合い申し候

(90 頁)

一、十二月十三日稽古、備立て致し七つ頃相仕まい引取る、同十四日何れも引取る、拙者延引、右伝次残り
一、同十五日瀧右衛門三男初次郎、吉田村大蔵院養子願書指出し置き申候

一、十二月二十五日御頭宗像平次左衛門殿より御尊書相達し申候处、来る正月三日御備立て御覽遊ばされ候旨、仰出され候趣申来り候、同二十六日金子善右衛門詰代り罷り越候に付き、右御請け口上にて申し越候

一、同晦日夜明け出立、九つ頃平戸表へ着く、陣笠請取り申候、例年の通り御歳暮に罷り出、御組中より樽肴、拙者家徳利一つ指上げ御盃、吸物仰付られ、暮におよび旅宿に引取る、喜三次相見え酒など給べ

文化九年壬申年

一、正月元日五つ半頃より雨降り出し四つ過ぎ登城、九半頃御札相済み御流れ頂戴、八つ頃下城、松浦蔵人殿、松浦直記殿御年始相しまい旅宿に引取る、飯事相しまい檜坂・田原崎・大久保・小川・崎方・御部屋之坂・堀江・西の久保・新道・高麗町迄年始廻り、暮に及び候に付き引取る、組中相揃い

一、重右衛門、四郎右衛門病氣に付き、代番五郎治、勇右衛門登り、外に親懸り臨時登り京助・直平・為治・茂八・半之助しめて五人揃い達し、儀平詰代わりに申達し候

(91頁)

一、同二日天気晴、四つ頃より登城、御組中御札に付き例の通り御鑑の間に相詰め、九つ頃相済み下城、直ちに御頭に参り、御鉄砲打初め一通り相しまい、明日備立の約束にて内稽古仕べき旨に付き五立^{ごたち}ほど打たせ相済む、御盃御節仰付けられ暮に及び引取る

一、同三日天気晴、寒気少々風立雪も打降り夜明七つ半頃、飯事相しまい六つ前御頭へ相揃い、六つ半頃榎木馬場に行く、一番先に御座候、四つ半頃より御備相初め、九つ半頃相済み、江戸詰代りには親懸り指出し、二十人相揃い申し候、京助、若党半之助小印持ち、八つ過御屋敷に引取り滞りなく相しまい申し候、

(1) しょうりやく
省略。切り詰める

(2) たいしゅう
対馬。宗氏の領国

(3) ひきぶね
風向きの悪い時、出入港時に大船を引く小舟の集団。
ここでは文化八(一八一二)年朝鮮通信使 対馬聘礼のため、幕府役人の対馬行きに提供した引船か

悦びに樽、肴など指上げ引取る、旅宿にて神酒立、拙者初め小頭中、当役にて初て御備に付き、神酒壺升取、形右衛門より下、残らず初めてに御座候、二十か年此方にて御座候

一、当年江戸登り人調べ、去る十一月くじ取りにて相きめ申し候、石井善蔵・石田形右衛門・石田形八・宮嶋覚助・石井原蔵しめて五人と相調べ申達し候

文化九申正月御肖像⁽¹⁾仰せ出され候御書附写し控え置き候

去る寅年江戸御屋敷御類焼、引続き御隠居御家督に

(92頁)

就いては臨時の御物入多分の儀、尤も御類焼の節は御家中一統志を以つて上米仕り、御領分中、御用金も仰せ付けられ、江戸表御家作向は大概御出来これ有候処その後も御公私の御物入り打続き、殊に去る春、⁽²⁾⁽³⁾対州引船御用も仰せ蒙られ、連年の御入用莫大の事にて御勝手向き御難渋相増し、償方行届かず就いては、江戸、大坂御借財おびたしく、当節に到り益々御操詰めに相成り、上にも御苦勞思召され候、これに依り当申年より来る戌年迄、三か年の間きびしく御肖像仰せ出され、右に付き、御手元に於いても専ら御節儉相用いられ、何程御不自由遊され候ても、是非近年の内御勝手向相整い候様遊され度き思召にて、御手元を初め諸役所向の儀は、去歳より御省略方の御趣法これ有り、新規の御普請、新出来物等一切相止められ、御修覆等の義も其のまま差置き難き所ばかり取繕い、差送り候様仰出され、右体御難渋の御時節に候えば、一体殿中向、諸役所に於いても事少なにて御省略方専ら相行われ候様、との思召し候間、諸向にても願図り等指しかからざる義は、なるだけ三か年の

(1) つもり ちよう
見積り帳

(93 頁)

間は控え置き候様致すべく候、且つ御勝(手)方にかかわらぬ向々にても、御益方心附の節もこれ有候はば、遠慮なくその旨申聞かすべく候、これにより御家中上米も仰付らるべく候得共、長崎ならびに御領分中の異船御手当等の儀は是迄の通り、いよいよ御手厚に成し置かれず候ては相済まざる義に候間、この後とても銘々武器の義は別して相嗜むべく候、右に付、上米の義は先に仰せ付けられず候

然し乍^{しか}ら、事により追つて仰せ出され候義もこれ有るべく候に付き、その心得を以って、去る巳年仰出され候趣、いよいよ相守り、衣類等は、たとえ、勤め向に罷り出で候節とても、如何の様僉服着用候ても苦しからず、平日の暮らし方もおごりがましき儀これ無き様、なるだけ質素取続き年若の面々は文武の芸術怠りなく、精々相励むべく候、右の通り仰出され候間、御家中一統承知これ有り候様、取計らわるべく候以上

正月

月番

大目付中

(94 頁)

一、種子池、谷山堺、近来若手存じ申さず候に付き、申正月十一日、老人坂口重右衛門手引きにて坂口留蔵・白石領蔵・真藤右伝次・石井原蔵・松村五郎治^{しめ}て右人数立合ひ、見覚え堺通り習置き候事

一、沖四番大井樋巻直し、御免方時分積り指出し置き候处、折原牧右衛門殿見分致され候处、願の通り相済み、積帳⁽¹⁾に控置く、申十一月朔日より仮土肥取懸り、石工百人、村夫四百人ほど明俵八百俵、羽縄二十束委しくは積り控にこれ有候、西三月頃成就致し候事

小原大新田井手表土取場、地替え立合い取りきめの事

一、上の手海道際より道通り入、十四間五尺

一、下の手右同弥平屋敷端、十二間一尺

一、豎水車床より弥平屋敷端迄

右は前方大新田井手表土取場所の内、右に相当り候代地指出し、永々屋敷に相渡し候処相違無く御座候、
右間数外の義は前方の通り、土取場にて御座候

右の通り御立合いの上、相きめ候処相違御座無く候、永々乱の義御座無きため、かくの如く御座候 已上

(95頁)

文化九申六月

山本 弥平

内山 治左衛門 判

後藤 戸兵衛 殿

吉永 斧左衛門殿

大浦 宗助 殿

横田 直右衛門殿

金子 善右衛門殿

近藤 吉右衛門殿

西九月朔日 庄屋より請け取る

右書付け拙宅へ預り置き候事

(1) たくろ
田のあぜ

一、前間数^{けん}

右は大新田井手表土取場の内、前方^{まえかた}右相当の代地指出され、屋敷に相渡し候処相違御座無く候、
右間数⁽¹⁾の外田畔の方残地の儀は前々の通り、土取場に付き永々違乱の儀これ無く候事
右の通り相極^{きま}り居り候処、紛^{まぎれ}の筋もこれ有候に付き、立合い相きめ申し候処、相違御座無く候、以上

(96 頁)

文化九申六月 濱使 近藤吉右衛門

小頭 金子善右衛門

同 横田直右衛門

御庄屋 大浦 宗助

大小頭 吉永斧左衛門

御代官 後藤戸兵衛

山本 弥平殿

内山治左衛門殿 控

御普請組坂口重右衛門・小浦肝煎利平・儀右衛門・老人利左衛門・一ノセ枋頭立合い、右の通り相きめ申し候事、内山にて酒など出て給へ

一、大新田土肥へ櫓御植附けに相成り申し候処、右御植櫓、根さらへ手入れ等仕りさし上げ申すべき候に付き、赤崎横土肥の分畑方へ仰せ付けられ候様、小浦森田兵之助弟、郷助名前を以て相願い候由、伝へ承

(1) くだつ(くだつ)
役所などから法令や命令を知らせた
文書

(2) みかじめ
取り締まる、指揮監督する。また、
その人

(3) てかく
自力で、自ら。平戸領での用法か？

り候中、才料近藤左忠治方、右願人御座候に付き申達し候段、申来り候に付き、口達書^{くだつ}を以て相伺い申し候処、左の通り

(1)
口達案伺い

佐々大新田土肥に櫓御植附御座候処、外潟塩濱に築立御座候候内、横土肥の分畑方に打明け御免下し置かれ候はば、御植付け櫓手入れ等仕りたく相願い候者御座候由、右躰の儀、所々向々へも無沙汰勝手がましく

(97 頁)

相願い候者へ御免仰付けられ候ては、何分の義か仕出し申すべき哉、大切至極存じ奉り候、勝手次第に打開き候ては段々土洗い下し、土肥損じえごも埋れ、水行きの障り相成り候に付き、お渡し成られず候様存じ奉り候、尤櫓御植付け仰せ付けられ、御為筋に相成り候儀御座候はば、右場所私方へ仰付けられ候は、右躰の所心を付け、御植櫓見かじめ仰せ付けられ罷り有り候、大新田井樋番、その外御普請組者の中へ申付け、手覚悟にて櫓手入れ等の義は怠り無く仕らせ申すべく候間、この段宜しく仰達せられ下さるべく候 以上

申 六月

吉永斧左衛門

後藤戸兵衛殿

何方へも相渡し申さず候

(98 頁)

一、田村久馬右衛門殿、江戸御留守居仰せ蒙られ御登りに付き、京助若党に遣し申し候処、十一月二十五日暁、下関の下小倉地にて難船致し候由、十一月二十九日平戸表へ到来有り、久馬右衛門殿上下別条なく、船加子二人、大坂の者一人、物懸り一人都合四人死失、十二月七日平戸へ御引取り大小着物残らず捨り

(1) おいこみ
押し込める、監禁する

(2) おめがね
めきき、見分け、鑑定

(3) かきあげ
役所や目上の人に書いて差し出すこと

(4) げこう
都から地方に下る

申し候得共無難にて帰宅歛び申し候

一、出口継右衛門、十二月三日御頭詰代りに登り申し候処、少々酔い居り申し候や、廣川茂左衛門殿御屋敷の裏門より入込み候由、御若党御付け屋敷へ遣わされ候由にて、殊に酒に酔居る由、旁以つて不届に思召され、旅宿へ下り候様仰付けられ候て、勇助同道にて下り居り候途中にて心得違ひこれ有り、屹度追込み置き候様仰付けられ候、同四日牧助人足付け宿元へ返し追込み置き候事

(99 頁)

一、横田直右衛門御暇願指出し、尤引格願ひ仕り置き候事、跡小頭牧助、兼助兩人の内、御目鑑⁽²⁾を以て仰せ付けられ候様相願ひ置き候事、十二月二十四日御尊書相達し候処、直右衛門・兼助・郷平・半之助御用申し来り候

十二月十六日坂口勇平、志方要蔵本組仰付けられ候

十二月廿八日横田直右衛門引格御徒士組仰付けられ引入り^{ひきい}

右同日 森 兼助小頭仰付けられ候事

右同日 横田郷平、出口半之助本組仰付けられ候事

右御礼に御樽肴、御祝儀兩人は金百疋宛相添え申し候

肴は払底に付き生鯛一折、塩鯛一折、外に料にて銭一貫文、酒八升差申し候事、兩人は菓子一袋宛⁽³⁾
右四人御書上げ、西正月二十日に御座候

一、対州御下向御役人様方、御人数ならびに江戸表⁽⁴⁾ご出立^{にちしやく}日刻書付け写し在中
去る末年写し書付け控置き候

(1) ゆうとくいんさま
八代將軍徳川吉宗。享保の改革を進めた

松平伊豆守様御領分、三州宝飯郡小泉村百姓万平当辰百九十五歳

右の者慶長七寅年出生、有徳院様御代の竹千代様御誕生の節召出され、白髪献上、百五十人扶持頂戴

(100頁)

種始(姫カ)様御入與の砌召出され献上奉り候處、又候百人扶持頂戴仕り候て、二百五十人扶持

一、妻 百七十三才 子供 五人

一、惣領百五十三才 孫 十八人

一、孫惣領百三才

右長命の儀は段々御吟味これ有候處、別に養生も仕らず候、先祖より代々毎月両足の三里へ灸治仕り候ばかりにて、外に子細これ無き趣申上げ候節、灸治の事左の通り

朔日	左に十一	二日	左に十を	三日	左に十一	四日	左に十一
	右に十を		右に九つ		右に十を		右に十を

五日	左に十一	六日	左に九つ	七日	左に九つ	八日	左に八つ
	右に十を		右に九つ		右に八つ		右に八つ

右の通り毎月灸治仕り候えば、無病長久先祖より伝へ候に付き、家内残らず灸治仕り候趣、当辰九月十五日御公儀様より御尋ねに申上奉り候、但し大坂御陣の節、万平十四歳に罷成り候由申上げ候、寛政八丙辰年右万平江戸滞留の中対面、在府に於いて久しく申し遣し候、右の通り写し取る

(1) てんもん そくりよう かた
伊能忠敬の全国測量隊

(2) だい べつとう
佐世保市小佐々にある新田の名前

(3) たにむら やしき
大別当茶屋

(4) 十八日
「伊能忠敬測量日記」では十七日と
なっている

(5) はいりよう
藩など身分の高い人から物をいた
だく

(6) まえづめ
前年度の江戸勤務

(7) さんじゅう めだま おおづつ
弾丸の重さが三十匁（約百グラム）
の大筒

(8) まきたて
大筒製造の意か

(101 頁)

文化八末年迄辰年より十六年に成る

文化十四年

一、大公儀衆天文測量方、去る申冬相神浦賤津入込の由、正月十一日大別当より古川大新田土肥通り、小浦・
真申迄磯辺通間縄引、暁七つ時より御先払いへ御組二人指し出す、同十二日爰元入込み、本蔵谷村屋敷
御宿に相成り御門番兩人宛差し出す、方々島々廻りの節御先払いに兩人宛指し出し候事、同十八日江迎
御越し、山の田迄御先払いに兩人指し出し候事

一、大新田塩遊の内へしじみ貝お放し成され候由、種子貝平戸より参り申し候段、庄屋より申し来る

一、一番はね先・志方新田えご・いわし渚えご口渡場・とん田えごへお放し

二月二十九日、代官後藤戸兵衛殿・庄屋大浦宗助・筆取濱の喜右衛門・杵頭幾之允・吉永斧左衛門立合い
申し候事

(102 頁)

文化八年迄辰年より十六年に成る

一、申年江戸下り十人の中五人中目録拝領、これに依り吉良要八・真藤長左衛門しめて二人、川下三人金一
両宛拝領仰付けられる、残り五人三步宛前詰めを通り仰付けられる事

右十人にて三十目玉大筒一挺巻立仰付けられ、道元留蔵へ申付け、酉四月頃出来る、代四百二十一匁は
両組十人より金子歩割にて指出し申し候事

- (1) いがたいちぜん
鑄型一組か
- (2) こみや
弾薬を筒の底まで込入れるのに用いるもの
- (3) ひきいり
引きこもる
- (4) おいとま
(普請組) 辞職
- (5) たいしゃく
大きな借金
- (6) しょうまい にじゅつ びょう
現物の米二十俵
- (7) えどいとまごい
江戸へ行く別れの挨拶
- (8) ほんぐみ おおせ つけられ
普請組勤務を命じられた
- (9) つきたて
つくった
- (10) しおはま
塩田 (海水を日光に干して塩をつくるための砂浜)
- (11) にひきりよう
松浦家の家紋。
- (12) しよりゆう
本家から分かれた家柄
- (13) みだりのぎ
勝手気ままなこと

文化十四年

- 一、去る江戸下り十人にて、三十目大筒一挺巻立付けられる、去る冬より道元留蔵に仰付けられる、代銀四百二十一匁にて出来致し候由、⁽¹⁾鑄形一膳・⁽²⁾込矢に添え四月十五日に成就、御頭宗像平次左衛門殿御方へ相納り、代銀十人拝領金高に割合払入れ相済み申し候事
- 一、出口半之助二月十六日ふと病氣指し起り引入り相勤め難く候段、御組中より願いに付き申し達し、四月⁽⁴⁾に御暇下され引入り、右跡願い大借に付き、正米二十俵持出し願に申し請け置き候處、牧助倅直治相願い申し候由、五月八日赤崎井樋戸小家にて年寄

(103 頁)

- 林助取計いにて小頭四人より承知致し候は、米二十俵の内十俵は近々指出しあと十俵は追々指し出し申すべく候請合いに付き、直治相願い呉れ候様との義に付き、明後十日平戸へ召連れ申すべく相きめ申し候事、同九日儀平江戸暇乞いに行き一泊、翌十日平戸登り、右直治御組願い御樽肴差上げ
- 一、五月十一日、山本直治本組仰付けられ候事、同十五日御組中祝盃有り、直治方行く
- 一、赤崎喜右衛門築立塩濱、⁽⁹⁾森田兵之助に相渡し申し候由、申六月⁽¹⁰⁾仰出され候御書付写し控
- ⁽¹¹⁾二引両の義は元より御家の御印に相成り居り、殊に丸に二引御紋は、御衣類にも附けられたる候御事候間、御庶流の中、是迄附け来り候面々は格別、その外右御紋は勿論二引の儀は、一統私の印等に相用い候義は遠慮致すべき旨、仰出され候
- 右の趣、御家中末々まで承知仕り、後々猥りの儀これ無き様申触れらるべく候

(1) やくうまわり

平戸藩の身分制度の一つ。家老・中老・物頭・物頭並・中老嫡子格・大小姓・馬廻・役馬廻・中小姓・徒士・足輕・脇間者と続く

(2) ごうりき

俸禄・扶持以外に米・銭を給すること

(3) こころづけ

祝儀や謝礼として差し出す金銭

(4) おおさか おるすい

大坂におかれた蔵屋敷の責任者

(5) わかとう

武家の身分の低い従者

(6) ぎんみやくしゅう

罪状を調べただす係の役人

(7) とが

罪(処罰)

(8) うちふみ

踏絵を屋内で、できる身分

(9) しょうふくじ

佐々町口石免に在る。

浄土真宗本願寺派

(10) かがみ ひき

鐘引きのことか

五月

月番

大目付中

(104 頁)

(1)

役馬廻以下・立身・加増・御合力・御心附け下され、改名、死失その時々支配これ有る面々、勘定奉行中

(2)

御心附け下され、改名、死失その時々支配これ有る面々、勘定奉行中

(3)

書留め置き候

へその趣申し達し候事、御頭より仰付けられ候に付き、

西七月

西七月五日、御頭宗像平次左衛門殿御用、勘定奉行仰せ蒙られ、大坂御留守居仰付けられ候、九月十六

日平戸出船、同二十五日着坂の由、頭附真藤長左衛門、京助若党にて御供登り致し候事、御留守中沖大

右衛門殿御預り

一、十一月六日夜、佐世保山中役次郎と申す者、夫婦子供兩人、親子四人殺し家に火を懸け焼払い申し候由、

就いて、右御吟味役衆御越し御座候由、相神浦吉岡、馬場林蔵弟崎次郎咎に相成り、その外懸わり合いも

これ有る由

一、酉八月十二日、石田兼右衛門・出口喜三次内踏仰付けられ候、同日直ちに大筒稽古、同十四日引取る、同

十五日右兩人善右衛門召連れ拙宅へ相見へ

一、酉閏十一月十二日正福寺へ鏡(鐘力)引き有り、古今珍しき人寄り、警固相願い申され候由にて、御郡代

衆より代官衆申し来り候由、戸兵衛殿より申し来り、正福寺より恵善師使僧に相見へ、吉良要八・白石領

(1) せんげ

高僧などが死ぬこと

(2) はるあけ

佐世保市吉井町春明免

(3) ほよう

美しいものを見るなどして心を
なぐさめ楽しむこと？

(4) にひやくどう

銅銭が二百。二百文

(5) うちぞめ

新年に初めて鉄砲を打つ

(6) とりざかな

酒の肴

(7) おくみちゅう さかずき せち

普請組、年頭の宴席

(8) ないぶん にて

表沙汰にしないで

(9) こもり

神社に泊まり込んで祈願す

蔵兩人差出し申し候事、正福寺住寺大病

(105 頁)

之由、同十七日遷化致され候

右鏡引に付き、春明より⁽²⁾李平次殿、喜七殿夫婦、家来共五人連れ、⁽¹⁾左衛門殿父子、藤江殿親子三人、小

佐世保より三人見物に相見へ候、五人は泊り、同十四日鐘保養に呼ばれ行く、⁽³⁾二百銅包み行き候

文化十一戌年 正月六日夜、森田作之進殿出火、丸焼の由、武器は出し候由

一、正月例の通り御礼、打初め相しまい、⁽⁵⁾二日には預り頭沖大右門殿にて御手組より先に拙者・小頭・平組一

人、御土器・取肴・⁽⁶⁾吸物一つ仰付けられ候事、右に就き一樽三升、生鯛一折差上げ申し候事、御頭御留守

にては例の通り、御盃・⁽⁷⁾吸物・御節仰付けられ候て、暮に及び引取る、同三日帰宅、夜に入り菅右衛門殿

母死去に付き、明四日御組中盃、⁽⁷⁾節延引致し候

同十一日御組中年始に相見え申し候、例の通り吸物・盃・御節致し候事

一、二月七日石井善蔵倅丈助、御普請場見習相願い申候に付き、⁽⁸⁾内分にて申渡す、拙宅へ相見へ樽肴遣す

三月八日、洪徳寺出火、残らず焼払い門ばかり残る由

(106 頁)

一、三月十日、金毘羅祭り、家内籠り⁽⁹⁾申し談じ候、春秋共右の通り申し談ず事

一、同二十六日勘定に付き船より平戸へ出船、島内泊り、二十七日着船致し候

一、江戸相達し申し候処、久家林助儀、江戸に於いて二月二十五日死失致し候段申し来り候に付き、早々留守

- (1) みぎあと
死亡した久家林助の後任
- (2) ごけいり
後家の家に婿入りすること
- (3) おおさかへ おつり あい
大坂に居るお頭宗像平次左衛門の意
向をうかがう
- (4) おかつてむき
藩の財政
- (5) ひと とおり
普通、あたりまえ
- (6) ごようぎん
平戸藩が資金不測のため臨時に取り立
てた金銭
- (7) ごしょうりやく
経費を切りつめる
- (8) おおせ いだされ
藩から出された命令
- (9) ぶあげ
上米のこと
- (10) ごせんだい
前の御殿様 九代松浦清を指す
- (11) おくりづめ
資金のやりくりが行き詰まる
- (12) おしのぎ かた
のりこえる方法
- (13) かみ
御殿様

に申し遣し候

一、右跡、父方の従弟、年は二十九才左平太と申す者⁽²⁾後家入り相談これ有り候由、願に付き、仮御頭様、中嶋小左衛門殿へ申達し置き候処⁽³⁾大阪へ御釣合い成られ候由にて

一、四月三日暁、柴田要四郎殿出火、稽古にて登り居り合わせ仮御頭沖忠右衛門殿、御頭留守御見まい申上候

戊同四月十三日仮御頭沖大右衛門殿より相達し候 写

仰せ出され写

連年打續き御公私の御物入多く、御勝手⁽⁴⁾向き一通りならず御難渋に付いては、御領分中へ御用銀なども毎度仰せ付けられ、一昨年は御省略⁽⁷⁾をも嚴重仰せ出され候、然る処、御家中歩上げの義は御先代⁽⁹⁾の厚き思召しを以て御返し置かれ候義故、容易仰せ出されず義候処、当節至り次第御繰り詰に相成り、一向御凌ぎ方⁽¹²⁾相見え、上にも甚だ御苦勞思召し候、これにより何⁽¹³⁾も難義存ずべく、不御本意⁽¹¹⁾の義、御心外ながら先年歩上の通り、当戊年より来たる子年迄三か年、上米仰せ付けられ候間、家事取続きなど質素第一に相心得、御奉公向きの義怠りこれ無き様、精々相勤むべき旨仰せ出され候

(107頁)

仰せ出され写

連年打續き御公私の御物入り多く、御勝手⁽⁴⁾向は一通りならず御難渋に付いては、御領分中へ御用銀なども毎度被仰せ付けられ、一昨年は御省略⁽⁷⁾をも嚴重に仰出され候、然る処、御家中歩上げの義は御先代⁽⁹⁾の厚き思召⁽¹³⁾を以てお返し置かれ候義故、容易に仰出されず候義候処、当節に至り次第にお繰りめに相成

(1) さざぐみ
佐々の普請組

(2) べつじょう
変わったこと

(3) そうこし
水が堤防全体を超えているの意

(4) じゅつけん
十八メートル。一間は約一、八メートル

(108 頁)

四月七日

り、一向にお凌ぎ方相見えず上にも甚だ御苦勞思召し候、これより何も難義不御本意の義存ずべく御心外ながら先年歩上の通り、当戌年より来たる子年迄三か年上米仰付けられ候間、家事取続きなど質素第一に相心得、御奉公向きの義怠りこれ無き様精々相勤むべき旨仰出され候

附けたり、右の通り仰せ出され候処、年若の面々は、文武修行など不行届義もこれ有り候得共、銘々勘弁を以て油断なく相嗜み候義、肝要思召し候 以上

一、四月二十三日沖大右衛門殿御用、新組お預かり成られ、相神浦御普請組は中嶋小左衛門殿お預り成られ候段申し来たり候、同二十四日両度御状相達し、同二十五日渡海、拙者・真藤勇助・出口喜三次三人、同二十六日お引き渡し、佐々組直にお預かり成られ申し候、双方へ樽肴等差し上げ

一、久家左平太御目見得相済み、大坂釣合いの筈

一、左平太義、六月二十二日本組仰せ付けられ候事

一、六月十六日暮過ぎ、風吹出し大風、高潮満つ、大うて堀留め居り候て、大氣遣い拙者・原蔵・人足・赤崎居り申し喜右衛門娘加勢はたらき申し候えども手及ばず、しかし大新田別条(2)無く、大井樋橋石潮打越し申し候、かね手より蔵の下迄惣越(3)し、いわし洩土肥 長さ十間(4)ほど立たてにわれ申し候、原蔵下十五・六間洗い申し候

一、光明寺塩濱新田、三か所打切り、古濱土肥惣こし、あやうく相見へ由

一、かねの手塩濱二か所打切り、取塩など残らず打ち流れ申候

(1) かいそん
全て損なわれる

(2) ふきこかし
吹きたおす

(3) とりざた
世間の風評

(4) いずかた

(場所を表す) どこ

(5) とどこおり
支障、障害

(6) かきあげ

役所や目上の人に書いて差し出すこと

(7) こつつ

(小型の火器) 鉄砲

一、兵之助新田三か所程打切り、住居家洗い崩し

一、大別当三か所打切り、田方皆損⁽¹⁾

一、志方常平所一か(所)打切り、翌十七日より取懸り、同十八日潮留る

右の外所々の家居吹つぶし、馬屋、小家大痛み、大木吹こかし⁽²⁾

(109
頁)

近数年の大風、大船、小船、人痛み数知れぬ取沙汰にて珍しき事に候、同十七日所々見分風見廻、志方常

平所、新田土肥量^{かさ}上げ、折原牧右衛門立合い見分積り出す、小浦古濱土肥右同断、立合い見分積り出す、

何も^{いすれ}積り前の通り御普請相済み来たり候、追々御普請取懸り、志方新田頼平え請負い仰付けられ候事

一、大別当七月八日潮留めこれ有り、兼右衛門・形八・形右衛門・順蔵・加勢遣し候事

一、光明寺塩浜、七月十日潮留め、真藤勇助御組三人加勢遣し候

一、かねの手塩浜八月七日潮留め、十人程加勢、何方も⁽⁴⁾滞り無く潮留めにて候⁽⁵⁾

一、十月六日、中嶋小左衛門殿より御尊書申し候处、石田形右衛門麻上下御用申し来たる、直に小頭善右衛門方へ申し遣し候处、形右衛門眼病にて相勝れ申さず、御請け登り相成らざる趣にて、その趣書状にて御答へ申し上げ候、同十三日渡海、同十四日罷り出相伺い申し候处、拙者方にて申渡し候様仰付けられ候、同十六日善右衛門同道、形右衛門相見え申候に付き、願通り内踏み仰せ付けられ候段申渡し候、御書上げ⁽⁶⁾の義去る八日頃書上げ筈に御座候

一、九月四日、十一月八日、九日小筒⁽⁷⁾、大筒稽古広庭にて相済む

一、江戸下り十月二十一日平戸着の由、同二十四日引取、同二十五日拙宅へ相見得申し候

(1) おしづめ
年の暮

(2) しみしみ
本当に。よくよく

(3) ゆう ななつ
夕方四時

(4) おおせ
命令

(5) こうむる
目上の人から受ける (いただく)

(6) よつ
午前十時

(7) おれい
年始の祝賀の挨拶

(8) おながれ
主君や貴人からいただく酒

(9) やつ
午後二時

(10) おかしら せち
御頭からのせち料理

(11) おかわらけ
素焼きの杯でいただく酒

(12) こやど
短期間泊る宿

(110 頁)

十一月十日夜大雪、西の岳筋つもり申し候様子に相見へ申し候、

夫それ打積り寒強し、九月二十日頃より雨天、雪雨にて押詰め迄しみしみ天気無く御座候

一、篠崎奎之丞殿出火有り

一、十二月二十五日夜鳥居平内殿出火有り

一、同二十八日夕七(3)頃、山の田火事、小屋小屋迄残らず焼払い

一、深江與五平殿大坂詰仰せ蒙られ候由、十一月二十三日平戸出船の由に付き、御頭御交代に相成り申すべく候

(111 頁)

文化十二亥年

一、正月元日雨天、四(6)つ過ぎ登城、御札相済み御流れ頂戴、八(7)つ過ぎ下城、御三家、御老衆御年始相しまい、夕方御組中相揃い、勇助・原蔵・郷平・病氣にて参らず

一、同二日御組中例の通り御札、打初め相しまい、当年より上米も仰出され候に付き、御頭(11)節も相止む、御土器ばかりにて相済む、右に就き樽着なども例の半分差上げ申し候、仮御頭中嶋小左衛門殿へ酒一升五合、小肴を添へ、拙者・小頭中、吸物、御土器仰せ付けられる

御頭留守え酒五升、鯛一折上げ、御年始へ罷り出、吸物、土器仰付けられ候、引取小宿(12)にて

(1) ごくげつ
旧暦十二月

(2) ななつ
四時

(3) けんぶん
状況を査察する

(4) ぢぶく
塀の柱と柱の間の一番下におく横木

一、御頭宗像平次左衛門殿、去極月⁽¹⁾二十四日大坂御乗船の由、正月十七日平戸に御着の趣にて、同二十一日平戸登り、拙者・善右衛門・勇助・兼助・形左衛門・嶺左衛門・勇平・佐平⁽²⁾、七つ頃着、形右衛門御屋敷へ遣し、京助、長左衛門、利三次滞り無き御儀にて下り、同二十二日御祝詞、樽肴上げ、拙者は樽、鴨一羽別段指上げ申し候
同二十五日御道具引入れ大筒参十目一丁、十匁二丁、小左衛門殿より請取り申し候、樽肴差上げ申し候、同二十六日引取る
一、二月四日大新田土肥櫨見分の為、折原牧右衛門殿相越され候由に付き、庄屋へ御面談、得と内談に及び置き候、尤、去る秋時分書付けを以て申達し置き候筋に付き、見分仰せ付けられ候由

(112頁)

一、二月二十四日御頭様より御頼み、垣、塀、地覆出来、積み登り、拙者も登り、船中よりふと相勝れ申さず候処、足痛みにて難義に及び候、五・六月頃漸く全快致し候事⁽⁴⁾

一、四月二十一日要吉殿相見え申され候処、小平次殿頼み久吉事、志佐調川永安十平殿申す仁より所望に付き、遣し申すべく返答致し候処、来る二十七日引越し相談に付き、その通り相きめ申し候て遣し申し候、拙者足病みにて京助・喜助・要吉三人遣し申し候、同二十八日引取る

一、三月九日御頭様より御状相達し申し候処、左の通り申し来り候

御普請組の小頭一人、御鉄砲の者九人、五月初旬平戸を出船、六月初旬江戸へ着致し候様、去る巳年仰出され候得共、以来は七月初旬平戸を出船、八月初旬江戸着致し候様取計らるべく候 以上

三月

月番

(1) つめかわり
参勤交代

(2) なべざ
鍋釜の製造所

(3) ごめん
許可の尊敬語

御普請組頭中

右の趣申し来り候に付き、同十三日儀平詰め代り登りに付き、右お請け申上げ候、御組中へ申渡し候

一、小浦・諸川常蔵・鍋座相願い申し候由の処御免成られ、右屋敷、立見崎石場下に相願い申し度、見分致し

呉れ候様申し来たり候に付き、小頭善右衛門、牧助兩人遣し候処、差支え御座無き場所に相見への由に付き、指免さしゆるし候、然る処、その後赤崎深浦口に致し候由にて、六月頃より取懸り、十月頃初めて、なべ鑄立

これ有り候事

(113頁)

一、縄竹渋紙六枚、稻卷九枚、藤作二十間、共に三貫二百九十六文

一、錢四百六十四文、伏見迄下し賃

一、同四貫三百二十六文、京より伏見迄下し賃

一、同八百二十四文、大坂上荷賃

一、同三貫七百八文、大坂より国迄下し賃

一、同六百十八文、大坂より京へ三貫目 ■■賃

計二百四十貫三百文

般若経諸入目